

- 五六六 サイクルヲ除ク
- 自轉車部分品(原動力機及傳ヲ除ク)(サイドカーヲ除ク)
- 六二二 木材
- 六二二ノ二 包装用ノ箱、樽等ニ仕組ミタル板
- 六二二ノ内 花冠
- 六二四ノ内 陶磁器製ノモノ
- 六二五ノ内 布帛製ノモノ
- 六二六 木製品(別號ニ掲ゲザルモノ)
- 六二九 インディアアラツパー製品及ガタバリーチャ製品(別號ニ掲ゲザルモノ)
- 六三二 セリユロイド及同製品(別號ニ掲ゲザルモノ)
- 一 塊、條、帶、竿、板及管ノ類
- 六三三ノ内 プラツシユ
- 六三五ノ内 白熱電燈球及硝子製ラム
- 六三六 プ部分品
- 六三八ノ内 寫眞用フィルム
- 六四〇ノ内 布帛製ノモノ
- 護謄製ノモノ及纖維製ネ

六四一 ツト類
 六四七ノ内 飯具
 セロファン

關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第一條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

(昭和十五年八月二十七日)
 (商工省告示第四百八十號)

改正(昭和十五年十一月十三日)
 (商工省告示第七百十八號)

日本東亞輸出入組合聯合會

關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第六條ノ規定ニ依リ物品左ノ通指定ス

(昭和十五年十一月十三日)
 (商工省告示第七百十九號)

改正(昭和十五年十一月十六日)
 (商工省告示第七百二十五號)

- 一五 麥芽
- 一六 小麥
- 一七 粟、黍及稗
- 一七ノ二 蕎麥
- 二〇 豆類
- 二一 胡麻子
- 二三 菜子及芥子
- 二五 亞麻子
- 二六 大麻子
- 二六ノ二 桐子
- 二七 桐子
- 二七ノ二 別號ニ掲ゲザル採油用種子
- 二七ノ三 皮類(別號ニ掲ゲザルモノ)(綿羊皮ヲ除ク)
- 七一 革類(綿羊革ヲ除ク)
- 七二 豚毛
- 七四ノ内 亞麻子油
- 九六 ヒマシ油
- 九七 落花生油
- 一〇〇 大豆油
- 一〇一 桐子油
- 一〇二 桐油
- 一〇三 漆
- 二五六

- 二七一 實綿及練綿(カード又ハコムシタルモノヲ含ム)
- 二七四 亞麻、苧麻、ラミー、大麻、黃麻其ノ他別號ニ掲ゲザル植物纖維(亞麻ヲ除ク)
- 二八二 羊毛、山羊毛及駱駝毛屑
- 二九五 又ハ故ノ纖維、屑纖維及屑絲
- 三四一 襪襪
- 四二三 石膏
- 六一二 木材
- 六四四 鼓

南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件

(昭和十五年十二月二十九日公布)
 (商工省令第五百十五號昭和十六年一月十五日施行)

第一條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下指定輸出品ト稱ス)ハ商工大臣ノ指定シタル者(以下輸出調整機關ト稱ス)又ハ輸出調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケ若ハ買受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ商工大臣ノ指定シタル地域ニ輸出

スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 輸出調整機關ハ指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託及販賣ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

輸出調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第三條 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 買受手續、輸出手續、輸出委託手續及販賣手續ニ關スル事項
- 二 買受價格、輸出價格、委託輸出價格及販賣價格ニ關スル事項
- 三 輸出代金及委託輸出代金ノ決済ニ關スル事項
- 四 委託手数料ニ關スル事項
- 五 其ノ他委託輸出及販賣ノ條件ニ關スル事項

第四條 輸出調整機關ハ毎年一月一日ヨ

リ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託及販賣ニ關スル計畫ヲ定メ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ計畫ノ承認申請書ハ當該期間ノ初日ノ二週間前迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 第一條ノ規定ハ指定輸出品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

- 一 御用品
- 二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬スル物品
- 三 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使公使其ノ他之ニ準ズベキ使節、大使館若ハ公使館ノ館員又ハ領事ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館、公使館又ハ領事館ニ屬スル公用品
- 四 官廳ノ輸出ニ係ル物品

五 手荷物、引越荷物又ハ船用品
六 博覽會ニ出品スル爲輸出スル物品
七 關稅定率法第八條第一號、第三號
第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受
ケタル物品
八 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸出シ且其
ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第六條 輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ
輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ指定輸出品ヲ買
受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出セン
トスルトキハ輸出調整機關ヨリ輸出ノ
委託ヲ受ケ又ハ買受ケタルコトヲ證ス
ル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示ス
ベシ

第一條但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承
認ヲ受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出
セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受
ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又
ハ郵便局ニ提示スベシ

第七條 輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ
輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ指定輸出品ヲ買
受ケタル者當該指定輸出品ノ輸出ヲ爲
シタルトキハ遲滞ナク其ノ品名、價格
數量及價額並ニ輸出ノ年月日ヲ記載シ
タル報告書ニ輸出シタルコトヲ證スル

第十二條 第八條ノ規定ハ指定輸入品ニ
シテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付
テハ之ヲ適用セズ

一 第五條第一號乃至第三號及第五號
ニ規定スル物品

二 官廳ノ輸入ニ係ル物品

三 博覽會ニ出品スル爲輸入スル物品

四 關稅定率法第八條第一號、第三號
第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受
ケ輸入スル物品

五 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸入シ且其
ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第十三條 輸入調整機關ヨリ指定輸入品
ノ輸入ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸
入品ヲ輸入セントスルトキハ輸入調整
機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタルコトヲ
證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提
示スベシ

第八條但書ノ規定ニヨリ商工大臣ノ承
認ヲ受ケタル者當該指定輸入品ヲ輸入
セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受
ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又
ハ郵便局ニ提示スベシ

第十四條 輸入調整機關ヨリ指定輸入品
ノ輸入ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸

書面ヲ添附シ之ヲ輸出調整機關ニ提出
スベシ

輸出調整機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ
規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告
書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第八條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グ
ル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモ
ノ(以下指定輸入品ト稱ス)ハ商工大臣
ノ指定シタル者(以下輸入調整機關ト
稱ス)又ハ輸入調整機關ヨリ輸入ノ委
託ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ商工大
臣ノ指定シタル地域ヨリ輸入スルコト
ヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣
ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラ
ズ

第九條 輸入調整機關ハ指定輸入品ノ輸
入、輸入ノ委託及販賣ニ關スル規程ヲ
定メ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變
更セントスルトキ亦同ジ

輸入調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ商工
大臣ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非
ザレバ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託
又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一
項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

附 則
本令ハ昭和十六年一月十五日ヨリ之ヲ施
行ス

輸出品及輸出品用原材料 配給統制規則

(昭和十五年十二月二十三日公布
商工省令第六號昭和十六年一月二十日施行)

第一條 商工大臣ノ指定シタル者(以下
統制機關ト稱ス)ヨリ商工大臣ノ指定
シタル輸出品(以下指定輸出品ト稱ス)
ヲ買受ケ又ハ指定輸出品ノ輸出(關東

第十條 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グ
ル事項ヲ記載スベシ

一 輸入手續、輸入委託手續及販賣手
續ニ關スル事項

二 輸入價格、委託輸入價格及販賣價
格ニ關スル事項

三 輸入代金及委託輸入代金ノ決済ニ
關スル事項

四 委託手数料ニ關スル事項

五 其ノ他委託輸入及販賣ノ條件ニ關
スル事項

第十一條 輸入調整機關ハ毎年一月一日
ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一
日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一
日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一
日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於
ケル指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託及
販賣ニ關スル計畫ヲ定メ豫メ商工大臣
ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスル
トキ亦同ジ

前項ノ計畫ノ承認申請書ハ當該期間ノ
初日ノ二週間前迄ニ之ヲ商工大臣ニ提
出スベシ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一
項ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

州、滿洲又ハ支那ニ對スル輸出ヲ除ク
以下同ジ)ノ委託ヲ受ケタル者ハ之ヲ
輸出(自ラ輸出スル場合ニ限ル)以外ノ
用ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情
ニ依リ商工大臣(商工大臣特ニ定メタ
ルトキハ地方長官)ノ承認ヲ受ケタル
場合ハ此ノ限ニ在ラズ

統制機關ヨリ指定輸出品ヲ買受ケ又ハ
指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ受ケタル者
ハ其ノ輸出ニ關シ統制機關ノ指示アリ
タルトキハ之ニ從ヒ當該指定輸出品ヲ
輸出スベシ

第二條 統制機關ハ指定輸出品ノ買受、
販賣及輸出ノ委託ニ關スル規程ヲ定メ
商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セ
ントスルトキ亦同ジ

統制機關ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣
ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレ
バ指定輸出品ノ買受、販賣又ハ輸出ノ
委託ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一
項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第三條 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グ
ル事項ヲ記載スベシ

續ニ關スル事項

- 二 買受價格及販賣價格ニ關スル事項
- 三 委託輸出價格ニ關スル事項
- 四 委託手数料ニ關スル事項
- 五 第一條第二項ノ規定ニ依ル指示ニ關スル事項

第四條 統制機關ハ毎年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル指定輸出品ノ買受、販賣及輸出ノ委託ニ關スル計畫ヲ定メ、商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ計畫ノ承認申請書ハ當該期間ノ初日ノ二週間前迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 統制機關ヨリ指定輸出品ヲ買受ケ又ハ指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出シタルトキハ運賃ナク其ノ品名、價格、數量及價額並ニ輸出ノ年月日ヲ記載シタル報

告書ニ輸出シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ統制機關ニ提出スベシ

統制機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第六條 商工大臣ノ指定シタル者（以下配給機關ト稱ス）ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外商工大臣ノ指定シタル輸出品用原材料（以下指定輸出品用原材料ト稱ス）ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 統制機關ヨリ註文ヲ受ケ指定輸出品ノ製造（加工ヲ含ム以下同ジ）ヲ爲サントスル者ニ販賣スルトキ
- 二 輸出註文（關東州、滿洲又ハ支那向ノモノヲ除ク以下同ジ）ヲ受ケ指定輸出品以外ノ輸出品（關東州、滿洲又ハ支那ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）ノ製造ヲ爲サントスル者ニ販賣スルトキ
- 三 輸出註文ヲ受ケタル者（以下輸出者ト稱ス）ヨリ註文ヲ受ケ指定輸出品以外ノ輸出品ノ製造ヲ爲サントスル者ニ販賣スルトキ

第七條 配給機關ハ指定輸出品用原材料ノ販賣ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

配給機關ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定輸出品用原材料ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

- 第八條** 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - 一 販賣手續ニ關スル事項
 - 二 販賣數量ニ關スル事項
 - 三 販賣價格ニ關スル事項
 - 四 第十二條、第十四條及第十六條ノ規定ニ依ル用途ノ指示ニ關スル事項
- 第九條** 配給機關ハ毎年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル指定輸出品用原材料ノ販賣計畫ヲ定メ、商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ販賣計畫ノ承認申請書ハ當該期間ノ初日ノ二週間前迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ販賣計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十條 第六條第一號ニ掲グル者配給機關又ハ其ノ指定シタル者ヨリ指定輸出品用原材料ヲ買受ケタルトキハ運賃ナク統制機關ノ註文ニ係ル物品ヲ製造シ之ヲ統制機關ニ販賣スベシ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣（商工大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 第六條第二號ニ掲グル者配給機關又ハ其ノ指定シタル者ヨリ指定輸出品用原材料ヲ買受ケタルトキハ運賃ナク自己ノ受ケタル輸出註文（當該輸出註文ニ付變更アリタルトキハ其ノ輸出註文）ニ係ル物品ヲ製造シ之ヲ輸出スベシ但シ當該輸出註文ノ取消又ハ解除アリタル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣（商工大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前條但書前段ノ場合ニ於テハ

第十二條 第六條第二號ニ掲グル者ハ當該輸出註文ニ係ル物品ノ製造ニ要スル指定輸出品用原材料ニシテ未ダ使用セザルモノ又ハ當該輸出註文ニ係ル物品ニシテ既ニ製造シタルモノヲ配給機關ノ指示シタル用途以外ノ用途ニ供スルコトヲ得ズ

當該輸出註文ニ付變更アリタル場合ニ於テ當該輸出註文ニ係ル物品ニシテ當該輸出註文ノ變更ニ依リ其ノ製造又ハ輸出ヲ爲サザルモノアルトキ其ノ物品ノ製造ニ要スル指定輸出品用原材料ニシテ未ダ使用セザルモノ又ハ既ニ製造シタル物品ニシテ其ノ輸出ヲ爲サザルモノニ付亦同ジ

第十三條 第六條第三號ニ掲グル者配給機關又ハ其ノ指定シタル者ヨリ指定輸出品用原材料ヲ買受ケタルトキハ運賃ナク自己ノ受ケタル註文（當該註文ニ付變更アリタルトキハ其ノ註文）ニ係ル物品ヲ製造シ之ヲ當該輸出者ニ販賣スベシ但シ當該註文ノ取消又ハ解除アリタル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣（商工大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限

ニ在ラズ

第十四條 前條但書前段ノ場合ニ於テハ第六條第三號ニ掲グル者ハ當該註文ニ係ル物品ノ製造ニ要スル指定輸出品用原材料ニシテ未ダ使用セザルモノ又ハ當該註文ニ係ル物品ニシテ既ニ製造シタルモノヲ配給機關ノ指示シタル用途以外ノ用途ニ供スルコトヲ得ズ

當該註文ニ付變更アリタル場合ニ於テ當該註文ニ係ル物品ニシテ當該註文ノ變更ニ依リ其ノ製造又ハ販賣ヲ爲サザルモノアルトキ其ノ物品ノ製造ニ要スル指定輸出品用原材料ニシテ未ダ使用セザルモノ又ハ既ニ製造シタル物品ニシテ其ノ販賣ヲ爲サザルモノニ付亦同ジ

第十五條 輸出者第六條第三號ニ掲グル者方第十三條ノ規定ニ依リ販賣スル物品ヲ買受ケタルトキハ運賃ナク自己ノ受ケタル輸出註文（當該輸出註文ニ付變更アリタルトキハ其ノ輸出註文）ニ係ル物品ヲ製造シ之ヲ當該輸出者ニ販賣スベシ但シ當該輸出註文ノ取消又ハ解除アリタル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣（商工大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條

前條但書前段ノ場合ニ於テハ輸出者ハ其ノ買受ケタル物品ヲ配給機關ノ指示シタル用途以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ當該輸出注文ニ付變更アリタル場合ニ於テ其ノ買受ケタル物品ニシテ當該輸出注文ノ變更ニ依リ輸出ヲ爲サザルモノアルトキ其ノ物品ニ付亦同シ

第十七條

第六條第二號ニ掲グル者若ハ輸出者又ハ第六條第三號ニ掲グル者ハ自己ノ受ケタル輸出注文又ハ輸出者ノ注文ノ取消、解除又ハ變更アリタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ記載シタル報告書ヲ配給機關ニ提出スベシ

第十八條

第六條第二號ニ掲グル者又ハ輸出者自己ノ受ケタル輸出注文ニ依ル物品ヲ輸出シタルトキハ遲滞ナク其ノ品名、價格、數量及價額並ニ輸出ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸出シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ配給機關ニ提出スベシ

封鎖、電氣爐其ノ他ノ熔融爐ヲ謂フ

鐵鋼配給統制規則第二條ノ規定ニ依リ圖體指定

日本鐵鋼協議會

社團法人電氣通信協會

日本電線管工業組合聯合會

北海道石炭同交會

過燐酸肥料製造業組合

同

(昭和十五年三月七日) 商工省告示第八十二號

日本金屬曹達工業組合
全國自動車部分品工業組合聯合會
日本鹽素酸鹽類工業組合

鐵鋼配給統制規則第二條、第三條、第四條、第六條及第七條中錫ヲ鍍シタル鋼板ノ層又ハ故(熔解用ノモノヲ除ク)ニ關スル規定ハ昭和十五年

關ニ提出スベシ

配給機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第十九條

統制機關ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ買受ケ、販賣シ又ハ輸出ノ委託ヲ爲シタル指定輸出品ノ種類別數量及價額ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第二十條

配給機關ハ毎月二十日迄ニ前月中販賣シタル指定輸出品用原材料ノ種類別數量及價額ヲ商工大臣ニ報告スベシ

附則

本則ハ昭和十六年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

鐵鋼

鐵鋼鑄物製造設備制限規則中改正

(昭和十五年十一月五日公布) 商工省令第九十三號十一月七日施行
「鐵鋼鑄物製造設備制限規則」ヲ「鑄造

五月一日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十五年四月十六日公布) 商工省令第二十二號

昭和十三年十一月商工省告示第三百四十二號鐵鋼配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル統制會社指定ノ件改正昭和十五年五月一日ヨリ施行

(昭和十五年四月十六日) 商工省告示第七十八號

錫ヲ鍍シタル鋼板ノ層又ハ故(熔解用ノモノヲ除ク)ニ付テハ日本ブリキ屑統制株式會社
錫ヲ鍍シタル鋼板ノ層又ハ故(熔解用ノモノヲ除ク)以外ノ鐵屑ニ付テハ日本鐵屑統制株式會社

鐵鋼配給統制規則第六條ノ規定ニ依リ圖體指定

(昭和十五年三月十五日) 商工省告示第百號

設備制限規則ニ改ム

第一條 本則ニ於テ鑄物トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 鑄鐵品(可鍛鑄鐵品ヲ含ム)
- 二 鋼地金、鋼ヲ主タル成分トスル粗地金(産金法ノ適用ヲ受ケル製鍊ノ過程ニ在ル合金物ヲ除ク)若ハ黃銅、青銅其ノ他ノ銅合金又ハ故銅(銅又ハ黃銅、青銅其ノ他ノ銅合金ノ層、アルミ及故並ニ此等ヲ流著ヘタルモノヲ謂フ)ヲ原料トスル鑄物

本則ニ於テ鑄造設備トハ鑄物ノ製造ニ使用スルキニボラ、反射爐、電氣爐其ノ他ノ熔融爐ヲ謂フ

第二條乃至第六條中「鐵鋼鑄物製造設備」ヲ「鑄造設備」ニ、「鐵鋼鑄物」ヲ「鑄物」ニ改ム

附則

本令ハ昭和十五年十一月七日ヨリ之ヲ施行ス

參照

昭和十四年九月二日商工省令第五十五號鐵鋼鑄物製造設備制限規則抄録
第一條 本則ニ於テ鐵鋼鑄物製造設備トハ鐵鋼鑄物(電氣爐ニ依リ製造シタル可鍛鑄物以外ノ可鍛鑄物ヲ含ム)ノ製造ニ使用スルキニボラ、反

鐵鋼協議會

同

(昭和十五年四月十六日) 商工省告示第七十九號

日本ブリキ屑統制株式會社

同

(昭和十五年五月二十九日) 商工省告示第二百五十三號

日本ポルトランドセメント同業會
全國自動車部分品工業組合聯合會
日本鐵鋼聯合會
日本鐵道車輛製造工業組合

同

(昭和十五年十月十五日) 商工省告示第六百二十號

日本第二自動車工業組合聯合會
日本燃料機工業組合聯合會
日本可鍛鑄鐵工業組合聯合會

昭和十四年九月商工省告示第二四五十九號
十九號
定ニ依ルニ
又

「昭和十五年八月十二日
商工省告示第四百三十四號」
「社団法人造船聯合會」ヲ「造船組合造
船聯合會」ニ改ム

同

「昭和十五年十一月二十一日
商工省告示第七百三十六號」
「阪神造船協同會」ヲ「造船組合關西造
船協同會」ニ、「鐵道鐵鋼協同會」ヲ「社
團法人鐵道同志會」ニ、「石炭鐵鋼聯合
會」ヲ「炭礦物資協同會聯合會」ニ改ム

「昭和十五年四月六日
商工省告示第四百十三號」
日本鐵道車輛製造工業組合

「昭和十五年八月十二日
商工省告示第四百三十五號」
全國自動車部分品工業組合聯合會

同

「昭和十五年十一月二十一日
商工省告示第七百三十五號」
有機合成化學工業協同會

鐵鋼供給統制規則

（昭和十五年三月三十日公布
商工省令第九號四月十日施行）

第一條 本則ニ於テ鐵鋼トハ別表甲號ニ
掲グルモノヲ除クノ外鐵鋼、鑄鐵管、
鋼塊、壓延鋼片、シート、パイ、ティン
パイ、スケルプ及壓延鋼材ヲ謂フ
第二條 鐵鋼ノ製造業者（以下製造業者
ト稱ス）ノ組織スル團體ニシテ商工大
臣ノ指定シタルモノ（以下生産統制機
關ト稱ス）ハ製造業者ニ對シ豫メ商工
大臣ノ承認ヲ受ケタル製造業者別ノ鐵
鋼ノ種類別生産割當數量ヲ當該製造業

者ニ指示スベシ
前項ノ指示ヲ受ケタル製造業者ハ其ノ
指示ニ從ヒ鐵鋼ノ製造ヲ爲スベシ
第三條 製造業者ハ其ノ製造シタル鐵鋼
ニシテ別表乙號ニ掲グルモノヲ商工大
臣ノ指定シタル者（以下配給統制機關
ト稱ス）以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ
但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可
ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 配給統制機關以外ノ者ハ製造業
者ヨリ其ノ製造シタル鐵鋼ニシテ別表
乙號ニ掲グルモノヲ買受クルコトヲ得
ズ但シ前條但書ノ許可ヲ受ケ賣渡ス鐵
鋼ヲ買受タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 製造業者ハ鐵鋼製造用ノ原料又
ハ材料トシテ使用スル場合ヲ除クノ外
生産統制機關ヨリ交付ヲ受ケタル鐵鋼
使用承認書ニ定ムル鐵鋼ノ種類別數量
ヲ超エ其ノ製造シタル鐵鋼ヲ使用スル
コトヲ得ズ

第六條 生産統制機關ハ鐵鋼使用承認書
ヲ發行シ之ヲ製造業者ニ交付スベシ
前項ノ鐵鋼使用承認書ハ商工大臣ノ定
ムル鐵鋼ノ種類別數量ノ限度ヲ超エ之
ヲ發行スルコトヲ得ズ

第七條 配給統制機關及鐵鋼ノ販賣業者

（シヤリング業者ヲ含ム以下販賣業者
ト稱ス）ハ販賣（剪斷シテ爲ス場合ノ
販賣ヲ含ム以下同ジ）ノ目的ヲ以テ買
受ケタル鐵鋼ヲ販賣以外ノ用ニ供スル
コトヲ得ズ

第八條 配給統制機關ハ商工大臣ノ承認

ヲ受ケ販賣業者ニ對シ其ノ鐵鋼ノ販賣
ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ
得
商工大臣ハ鐵鋼ノ配給ノ圓滑ヲ圖ル爲
特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣業者
ニ對シ前項ノ指示ニ從フベキコトヲ命
ズルコトアルベシ

第九條 鐵鋼ハ官廳ニ於テ又ハ商工大臣

ノ指定シタル者若ハ團體（以下需要統
制機關ト稱ス）ニ於テ發行シタル鐵鋼
割當證明書ト引換フルニ非ザレバ之ヲ
賣渡シ又ハ買受クルコトヲ得ズ但シ左
ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 左ノ各號ノ一ニ該當スル鐵鋼ヲ賣
渡シ又ハ買受クルトキ
イ 御料品
ロ 配給統制機關又ハ販賣業者（別
表乙號ニ掲グル鐵鋼ニ在リテハ當

該鐵鋼ニ付配給統制機關ノ指定シ

タル販賣業者ニ限ル）ガ販賣ノ目
的ヲ以テ買受クル鐵鋼
二 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可
ヲ受ケタルトキ
三 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由
アリタルニ因リ鐵鋼割當證明書ニ依
ルコトヲ得ザルトキ

前項第三號ノ規定ニ依リ鐵鋼割當證明
書ニ依ラズシテ鐵鋼ヲ賣渡シタル者ハ
運滞ナク其ノ事由ヲ具シ其ノ賣渡先別
種類別數量ヲ記載シタル報告書ヲ商工
大臣ニ提出スベシ

第十條 需要統制機關ハ商工大臣ノ定ム
ル鐵鋼ノ種類別數量ノ限度ヲ超エ鐵鋼
割當證明書ヲ發行スルコトヲ得ズ
需要統制機關ニ於テ發行スル鐵鋼割當
證明書ハ別記様式ニ依ルベシ

第十一條 鐵鋼ヲ使用スル作業又ハ工事
ヲ請負ヒタル當該作業又ハ工事ニ使用
スル鐵鋼ヲ買受ケル爲メ註文者ヨリ鐵鋼
割當證明書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ當
該鐵鋼割當證明書ヲ自己ノ屬スル需要
統制機關ニ提示シ之ニ其ノ證明ノ押捺
ヲ受クベシ

第十二條 鐵鋼割當證明書ハ之ヲ他人ニ

讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得
ズ但シ鐵鋼ヲ使用スル作業又ハ工事ヲ
請負ヒタル者ガ當該作業又ハ工事ニ使
用スル鐵鋼ヲ買受クル爲メ註文者ヨリ鐵
鋼割當證明書ヲ交付ヲ受ケタル場合ハ此
ノ限ニ在ラズ

第十三條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ買受
ケタル鐵鋼ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他
人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ但シ特別ノ
事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル
場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ鐵鋼
ヲ賣渡シタル者ハ運滞ナク當該鐵鋼割
當證明書ノ相當欄ニ賣渡シタル鐵鋼ノ
數量、賣渡ノ年月日並ニ自己ノ氏名名
稱及住所ヲ記入スベシ

第十五條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ鐵鋼
ヲ賣渡シタル者當該鐵鋼割當證明書ニ
定ムル數量ノ全部ニ相當スル鐵鋼ヲ賣
渡シタルトキハ其ノ翌月十五日迄ニ當
該鐵鋼割當證明書ヲ商工大臣ノ指定シ
タル配給統制機關ニ提出スベシ

配給統制機關ハ前項ノ鐵鋼割當證明書ヲ其ノ提出アリタル月ノ末日迄ニ生産統制機關ニ提出スベシ
製造業者鐵鋼使用承認書ニ定ムル鐵鋼ノ種類別數量ノ全部ニ相當スル鐵鋼ヲ使用シタルトキハ其ノ翌月十五日迄ニ當該鐵鋼使用承認書ヲ生産統制機關ニ提出スベシ

第十六條 製造業者ハ毎月末日迄ニ前月中ニ於ケル鐵鋼ノ種類別ノ生産數量、買受數量、賣渡數量及使用數量並ニ前月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ生産統制機關ニ提出スベシ

第十七條 販賣業者ハ毎月十五日迄ニ前月中ニ於ケル鐵鋼ノ種類別ノ買受數量及賣渡數量並ニ前月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ生産統制機關ニ提出スベシ

第十八條 需要統制機關ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ發行シタル鐵鋼割當證明書ニ定ムル鐵鋼ノ種類別數量ヲ記載シタル報告書ヲ生産統制機關ニ提出スベシ

ニ前月中ニ賣渡シタル鐵鋼ノ賣渡先別種類別數量ヲ記載シタル報告書ヲ生産統制機關ニ提出スベシ
第二十條 生産統制機關ハ毎月二十日迄ニ第十六條及前二條ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スベシ
第二十一條 販賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 買受ケタル鐵鋼ノ種類別數量及價格、買受ノ年月日並ニ買受先ノ氏名名稱及住所
二 賣渡シタル鐵鋼ノ種類別數量及價格、鐵鋼割當證明書ノ發行者、賣渡ノ年月日並ニ賣渡先ノ氏名名稱及住所
三 毎月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量
第二十二條 商工大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ販賣業者又ハ需要統制機關ノ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトアルベシ

但シ第十八條及第十九條ノ規定ハ昭和十五年五月一日ヨリ、第二十條ノ規定ハ同年六月一日ヨリ之ヲ施行ス
鐵鋼配給規則ハ之ヲ廢止ス但シ本則施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
本則施行前ニ發行シタル鐵鋼配給統制規則第二條ノ鐵鋼割當證明書ハ之ヲ本則ニ依リ鐵鋼割當證明書ト看做ス
第十四條第一項ノ規定ハ前項ノ鐵鋼割當證明書ニハ之ヲ適用セズ
一 燐ノ含有量一萬分ノ三以下ノ鉄鐵
二 電氣爐、坩堝爐又ハ酸性平爐ニ依リ製造シタル鋼ヲ材料トシテ製造シタル鋼塊、壓延鋼片、シートバー、ティンバー、スケルプ又ハ壓延鋼材ニシテ左ノ各條ノ一ニ該當スルモノ
イ 炭素ノ含有量千分ノ六乃至千分ノ十五ニシテ燐及硫黃ノ含有量各一萬分ノ三以下
ロ 珪素又ハマンガンノ含有量千分ノ八以上但シ珪素及マンガンヲ含有スル場合ハ其ノ合計含有量千分ノ十五以上

ハ ニツケル、クロム、銅又ハアルミニウムノ含有量千分ノ四以上
ニ タングステン、モリブデン、ワナヂウム、コバルト、チタニウム、ジルコニウム、ニオブ、ベリウム、ウラニウム又ハタンタリウムノ含有量千分ノ二以上
ホ 前二號ニ掲グル元素(銅ヲ除ク)ニ以上ヲ含有シ其ノ合計含有量千分ノ四以上

別表乙號
一 鉄鐵、鋼塊、壓延鋼片、シートバー、ティンバー、スケルプ
二 棒鋼、形鋼、厚板、厚サ三耗超ノ中板、ユニバーサル鋼板、鋼板、線材
三 厚サ三耗以下ノ中板、薄板、仕上鋼板、珪素鋼板、硬鋼板、錳力(錳力原板及之ニ表面加工シタルモノヲ含ム)、帶鋼
四 鋼管

鐵鋼割當統制規則第二條ノ規定ニ依リ指定
(昭和十五年四月六日 商工省告示第百三十八號)
日本鐵鋼聯合會

鐵鋼割當統制規則第三條ノ規定ニ依リ指定
(昭和十五年四月六日 商工省告示第百三十九號)
鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ一ニ掲グル鐵鋼ニ付テハ日滿鐵鋼販賣株式會社
鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ二ニ掲グル鐵鋼ニ付テハ日本鋼材販賣株式會社
鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ三ニ掲グル鐵鋼ニ付テハ第二鋼材販賣株式會社
鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ四ニ掲グル鐵鋼ニ付テハ日本鋼管販賣株式會社

鐵鋼割當統制規則第九條ノ規定ニ依リ指定
(昭和十五年四月六日 商工省告示第百四十號)
改正
(昭和十五年七月九日 商工省告示第百三十五號)
(昭和十五年八月一日 商工省告示第百三十九號)
(昭和十五年十月三日 商工省告示第百五十七號)
(昭和十五年十月二十四日 商工省告示第百六十七號)
昭和十五年十一月二十日 商工省告示

- 第七三二號
- 社団法人鐵道同志會
 - 造船組合造船聯合會
 - 社団法人帝國瓦斯協會
 - 石油礦業物資統制協議會
 - 石油業物資統制會
 - 人造石油業物資協議會
 - 東京地方鐵山配給統制協議會
 - 仙臺地方鐵山配給統制協議會
 - 大阪地方鐵山配給統制協議會
 - 福岡地方鐵山配給統制協議會
 - 札幌地方鐵山配給統制協議會
 - 日本鐵鋼聯合會
 - 特殊鋼協議會
 - 日本フエロアロイ協議會
 - 日本鑄鋼協議會
 - 日本鉄鐵協議會
 - 社団法人電氣協會
 - 社団法人電氣通信協會
 - 日本土木建築業組合聯合會
 - 日本電解曹達工業組合
 - 日本アンモニア法曹達工業組合
 - 硫酸肥料製造業組合
 - 全國染料製造同業會
 - 日本ポルトランドセメント同業會

化學纖維物資調整協議會
 石灰窒素肥料製造業組合
 日本硫磺化學工業組合
 通商肥料製造業組合
 日本金屬曹達工業組合
 日本金屬曹達工業組合
 マグネシウム工業會
 日本アルミニウム工業組合
 内地バルブ物資配給協議會
 日本管鐵工組合聯合會
 日本鐵道車輛製造工業組合
 日本鐵鋼製品工業組合聯合會
 日本機械製造工業組合聯合會
 保證責任北海道鐵鋼製品工業組合聯合會
 青森縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 岩手縣金屬製品工業組合聯合會
 宮城縣鐵工組合聯合會
 秋田縣鐵工機械器具工業組合聯合會
 山形縣鐵工木工業組合聯合會
 福島縣鐵工木工業組合聯合會
 茨城縣鐵工機械器具工業組合聯合會
 栃木縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 群馬縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 埼玉縣鐵鋼製品工業組合聯合會

千葉縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 東京府鐵鋼製品工業組合聯合會
 神奈川縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 新潟縣鐵工機械金屬工業組合聯合會
 富山縣金屬製品工業組合聯合會
 石川縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 保證責任福井縣鐵工木工業組合聯合會
 山梨縣鐵製機械器具工業組合聯合會
 長野縣鐵工製品工業組合聯合會
 岐阜縣金屬工業組合聯合會
 靜岡縣鐵工機械工業組合聯合會
 愛知縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 三重縣鐵工機械器具工業組合聯合會
 滋賀縣鐵工木工業組合聯合會
 京都府鐵鋼製品工業組合聯合會
 大阪府鐵鋼製品工業組合聯合會
 兵庫縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 奈良縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 和歌山縣鐵工工業組合聯合會
 保證責任鳥取縣鐵工機械器具工業組合聯合會
 島根縣鐵工木工業組合聯合會
 岡山縣鐵工木工業組合聯合會
 廣島縣鐵工木工業組合聯合會

保證責任山口縣鐵工木工業組合聯合會
 德島縣鐵工機械工業組合聯合會
 香川縣鐵工機械工業組合聯合會
 愛媛縣鐵工機械器具工業組合聯合會
 高知縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 福岡縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 佐賀縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 長崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 熊本縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 大分縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 宮崎縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 有限責任鹿兒島縣鐵鋼製品工業組合聯合會
 沖繩縣鐵工工業組合
 日本鐵工工業組合聯合會
 ドラム鐵工工業組合聯合會
 日本玻璃鐵器工業組合聯合會
 日本玉冠コルク工業組合聯合會
 日本線材製品工業組合聯合會
 日本度量衡器計量器工業組合聯合會
 日本自轉車工業組合聯合會
 日本サツシニ製造工業組合聯合會
 日本木造船工業組合聯合會
 全國電線工業組合聯合會
 日本紙力製品工業組合聯合會

日本電氣架線工業組合聯合會
 日本內燃機工業組合聯合會
 日本鐵釘工業組合聯合會
 日本鐵維機械工業組合聯合會
 日本亞鉛鐵板工業組合
 食料品罐詰製罐工業組合
 五ガロン罐工業組合
 日本高壓容器工業組合
 日本鑄鐵管工業組合
 日本磨帶鋼工業組合
 日本磨刃工業組合
 新炭瓦斯發生爐工業組合
 日本熔線工業組合
 日本硬鋼線材加工工業組合
 日本線材ミスロール加工工業組合
 日本鐵山ポール工業組合
 日本蠶絲機械工業組合
 日本交通保安裝置工業組合
 日本リードワイヤー工業組合
 日本船用鎖工業組合
 日本洋傘骨製造工業組合
 日本電線工業組合聯合會
 日本シヤベルスコップ工業組合
 日本ツルハシ・ハンマー工業組合

同 (昭和十五年六月十四日 商工省告示第二百七十七號)
 日本磨鋼板工業組合聯合會
 同 (昭和十五年七月三十一日 商工省告示第三百八十五號)
 日本無機工業藥品工業會
 有機合成化學工業協議會
 同 (昭和十五年八月二十三日 商工省告示第四百六十八號)
 日本鐵パイプ工業組合聯合會
 日本燃料機工業組合聯合會
 日本第二自動車工業組合聯合會
 同 (昭和十五年十月十五日 商工省告示第六百十九號)
 日本可鍛鐵工業組合聯合會

同 (昭和十五年十月二十四日 商工省告示第六百四十六號)
 造船組合關東造船協議會
 造船組合東北造船協議會
 造船組合中國造船協議會
 造船組合關西造船協議會
 造船組合九州造船協議會
 同 (昭和十五年十一月二十日 商工省告示第七百三十號)
 日本鋼索製造工業組合
 日本カーバイド工業組合
 炭礦物資協議會聯合會
 福岡地方炭礦物資協議會
 大阪地方炭礦物資協議會
 東京地方炭礦物資協議會
 仙臺地方炭礦物資協議會
 札幌地方炭礦物資協議會
 鐵鋼供給規則第十五條ノ規定ニ依リ配給統制機關指定

(昭和十五年四月六日
商工省告示第四百一十一號)

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ一ニ掲グル
鐵鋼ニ關スル鐵鋼割當證明書ニ付テハ日
滿鐵鋼販賣株式會社
鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ二ニ掲グル
鐵鋼ニ關スル鐵鋼割當證明書ニ付テハ日
本鋼材販賣株式會社
鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ三ニ掲グル
鐵鋼ニ關スル鐵鋼割當證明書ニ付テハ第
二鋼材販賣株式會社
鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ四ニ掲グル
鐵鋼ニ關スル鐵鋼割當證明書ニ付テハ日
本鋼管販賣株式會社
鐵鋼需給統制規則別表乙號ニ掲グル鐵鋼
以外ノ鐵鋼ニ關スル鐵鋼割當證明書ニ付
テハ日本鋼材販賣株式會社

鐵鋼需給統制規則第十七條ノ規定ニ
依リ配給統制機關指定

(昭和十五年四月六日
商工省告示第四百十二號)

鐵鋼需給統制規則別表乙號一ニ掲グル鐵
鋼ニ關スル報告書ニ付テハ日滿鐵鋼販賣
株式會社

一九〇

鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ二ニ掲グル
鐵鋼ニ關スル報告書ニ付テハ日本鋼材販
賣株式會社
鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ三ニ掲グル
鐵鋼ニ關スル報告書ニ付テハ第二鋼材販
賣株式會社
鐵鋼需給統制規則別表乙號ノ四ニ掲グル
鐵鋼ニ關スル報告書ニ付テハ日本鋼管販
賣株式會社
鐵鋼需給統制規則別表乙號ニ掲グル鐵鋼
以外ノ鐵鋼ニ關スル報告書ニ付テハ日本
鋼材販賣株式會社

(燃料)

石炭配給調整規則

(昭和十五年八月一日公布
商工省令第五十七號即日施行)
改正(昭和十五年十二月二十七日公布
商工省令第四百一十一號即日施行)

第一條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭
ヲ使用スル者(組合員ノ使用ニ供スル
爲常時月額八百五十噸以上ノ石炭ノ共

同購入ヲ爲ス法人タル組合ヲ含ミ船舶
用トシテ使用スル石炭以外ノ石炭ノ使
用數量常時月額八百五十噸ニ達セザル
者ヲ除ク以下同ジ)ハ商工大臣ノ認可
ヲ受クルニ非ザレバ石炭ヲ買受クルコ
トヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限
ニ在ラズ
一 船舶用トシテ使用スル石炭ヲ買受
クルトキ
二 販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買受クル
トキ
三 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由
アルタルニ因リ許可ヲ受クルコト能
ハザルトキ
第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ
四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間
(以下上期ト稱ス)ニ買受クル石炭ニ
付テハ前年十二月三十一日迄ニ、十月
一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間
(以下下期ト稱ス)ニ買受クル石炭ニ付
テハ六月三十日迄ニ其ノ數量ヲ記載シ
タル許可申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記
載シタル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ
提出スベシ
一 使用場所

二 買受ケントスル石炭ノ種類別及用
途別數量

三 買受ノ時期及場所

四 買受先ノ氏名名稱及住所

五 前年同期ニ於テ前條ノ許可ヲ受ケ
テ買受ケタル石炭ノ買受先別、銘柄
別及用途別數量

第三條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭
ヲ使用スル者ハ第一條ノ許可ヲ受ケテ
買受ケタル石炭ヲ他人ニ讓渡シ又ハ同
條但書第一號若ハ第二號ノ規定ニ依リ
商工大臣ノ許可ヲ受ケズシテ買受ケタ
ル石炭ヲ其ノ買受ノ目的以外ノ用ニ供
スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ
商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ
限ニ在ラズ

第四條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭
ヲ使用スル者ニシテ石炭ノ生産業者、
輸入業者又ハ移入業者タル者ハ商工大
臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ生産
シ、輸入シ又ハ移入シタル石炭ヲ當該
石炭山ノ事業用又ハ製鐵事業用、發電
事業用若ハ人造石油製造事業用ニ使用
スルコトヲ得ズ但シ第一條ノ許可ヲ受
ケテ買受ケタル石炭ヲ使用スル場合及

天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリ
タルニ因リ許可ヲ受クルコト能ハザル
場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第五條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ
上期ニ使用スル石炭ニ付テハ前年十二
月三十一日迄ニ、下期ニ使用スル石炭
ニ付テハ六月三十日迄ニ其ノ數量ヲ記
載シタル許可申請書ニ左ニ掲グル事項
ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ商工大
臣ニ提出スベシ
一 使用場所
二 使用セントスル石炭ノ種類別及用
途別數量
三 使用設備ノ概要
四 前年同期ニ於テ使用シタル石炭ノ
種類別及用途別數量
五 使用セントスル石炭ノ取得方法
第六條 日本石炭株式會社ハ毎年上期及
下期ニ於ケル日本石炭株式會社、日本
石炭株式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ石
炭ヲ買受クル者及石炭配給統制法第一
條ノ指定會社(以下單ニ指定會社ト稱
ス)ノ社員又ハ株主タル石炭ノ生産業
者ノ取扱ニ係ル石炭ノ配給計畫ヲ定メ
商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セ

ントスルトキ亦同ジ
日本石炭株式會社前項ノ承認ヲ受ケン
トスルトキハ上期ノ配給計畫ニ付テハ
二月末日迄ニ、下期ノ配給計畫ニ付テ
ハ八月三十一日迄ニ承認申請書ヲ商工
大臣ニ提出スベシ
日本石炭株式會社第一項ノ承認ヲ受ケ
タルトキハ商工大臣ノ指示スル所ニ從
ヒ道府縣別ニ配給計畫ノ明細表ヲ定メ
之ヲ當該地方長官ニ提出スベシ之ヲ變
更シタルトキ亦同ジ
第七條 石炭ノ販賣業者ノ團體又ハ石炭
ノ販賣業者ヲ社員若ハ株主トスル會社
ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以
下指定仲買團體ト稱ス)ハ毎年上期及
下期ニ於ケル當該指定仲買團體及其ノ
團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣
業者ノ取扱ニ係ル石炭ノ配給計畫ヲ定
メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更
セントスルトキ亦同ジ
指定仲買團體前項ノ承認ヲ受ケントス
ルトキハ上期ノ配給計畫ニ付テハ一月
三十一日迄ニ、下期ノ配給計畫ニ付テ
ハ七月三十一日迄ニ承認申請書ヲ商工
大臣ニ提出スベシ

一九一

配給計畫ノ承認申請書ハ日本石炭株式
會社ヲ經由スベシ
日本石炭株式會社配給計畫ノ承認申請
書ヲ受理シタルトキハ之ニ關スル意見
ヲ附シ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ進達ス
ベシ

指定仲買團體第一項ノ承認ヲ受ケタル
トキハ商工大臣ノ指定スル所ニ從ヒ道
府縣別ニ配給計畫ノ明細表ヲ定メ之ヲ
當該地方長官及日本石炭株式會社ニ提
出スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第七條ノ二 前條ノ規定ニ依ル指定アリ
タル場合ニ於テ當該指定仲買團體ハ商
工大臣ノ承認ヲ受ケ他ノ指定仲買團體
ノ配給計畫ヲ承認スルコトヲ得

指定仲買團體前項ノ承認ヲ受ケタル場
合ニ於テハ當該配給計畫ヲ定メタル指
定仲買團體ガ前條ノ規定ニ依リ商工大
臣ノ承認ヲ受ケ若ハ地方長官及日本石
炭株式會社ニ提出シタル配給計畫若ハ
配給計畫ノ明細表又ハ其ノ團體員、社
員若ハ株主タル石炭ノ販賣業者ニシテ
其ノ配給計畫ヲ承認シタル指定仲買團
體ノ團體員、社員若ハ株主タル石炭ノ
販賣業者ニ對シ交付シタル販賣指圖書

ハ之ヲ當該配給計畫ヲ承認シタル指定
仲買團體ガ前條ノ規定ニ依リ商工大臣
ノ承認ヲ受ケ若ハ地方長官及日本石炭
株式會社ニ提出シタル配給計畫若ハ配
給計畫ノ明細表又ハ其ノ團體員、社員
若ハ株主タル石炭ノ販賣業者ニ對シ交
付シタル販賣指圖書ト看做ス
商工大臣第一項ノ承認ヲ爲シタルトキ
ハ之ヲ告示ス

第八條 商工大臣必要アリト認ムルトキ
ハ配給計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベ
シ
地方長官必要アリト認ムルトキハ配給
計畫ノ明細表ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第九條 日本石炭株式會社又ハ指定仲買
團體ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル配給
計畫又ハ地方長官ニ提出シタル配給計
畫ノ明細表ニ依リ非ザレバ石炭ヲ賣
渡スコトヲ得ズ

第十條 日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目
的ヲ以テ石炭ヲ買受ケタル者又ハ指定
會社ノ社員若ハ株主タル石炭ノ生産業
者ハ日本石炭株式會社ノ交付スル販賣
指圖書ニ依リ非ザレバ日本石炭株式
會社又ハ指定會社ヨリ買受ケタル石炭

ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル
場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ賣
渡スコトキ
イ 御料品
ロ 船舶用品

二 前號ニ掲グル石炭ノ賣渡數量ヲ除
クノ外販賣業者又ハ組合員ノ爲ニ共
同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對スル
賣渡數量ガ一月二百噸、使用者ニ對
スル賣渡數量ガ工場、事業場其ノ他
ノ使用場所毎ニ一月二百噸ヲ超エザ
ルトキ

三 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由
アリタルニ因リ販賣指圖書ニ依ルコ
トヲ得ザルトキ

日本石炭株式會社販賣指圖書ヲ交付セ
ントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ
タル配給計畫又ハ地方長官ニ提出シタ
ル配給計畫ノ明細表ニ從フベシ
日本石炭株式會社指定會社ノ社員若ハ
株主タル石炭ノ生産業者又ハ石炭配給
統制法施行規則第三條ノ指定團體ノ團
體員タル石炭ノ生産業者ニ販賣指圖書
ヲ交付スル場合ニ於テハ當該指定會社

又ハ指定團體ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ
但シ指定會社ノ社員又ハ株主タル石炭
ノ生産業者ニ其ノ日本石炭株式會社ヨ
リ買受ケタル石炭ノ賣渡ニ關スル販賣
指圖書ヲ交付スル場合ハ此ノ限ニ在ラ
ズ

第十一條 指定仲買團體ノ團體員、社員
又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ハ當該指
定仲買團體ノ交付スル販賣指圖書ニ依
ルニ非ザレバ石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ
但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ賣
渡スコトキ
イ 御料品
ロ 船舶用品

二 前號ニ掲グル石炭ノ賣渡數量ヲ除
クノ外販賣業者又ハ組合員ノ爲ニ共
同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對スル
賣渡數量ガ一月五十噸、使用者ニ對
スル賣渡數量ガ工場、事業場其ノ他
ノ使用場所毎ニ一月五十噸ヲ超エザ
ルトキ

三 石炭配給統制法第一條ノ規定ニ依
リ石炭ヲ賣渡スコトキ(同條但書第二
號ニ掲グル場合ヲ含ム)又ハ同條但

書第三號ノ許可ヲ受ケ日本石炭株式
會社以外ノ者ニ石炭ヲ賣渡スコトキ
四 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由
アリタルニ因リ販賣指圖書ニ依ルコ
トヲ得ザルトキ

指定仲買團體販賣指圖書ヲ交付セント
スルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル
配給計畫又ハ地方長官ニ提出シタル配
給計畫ノ明細表ニ從フベシ

第十二條 日本石炭株式會社又ハ指定仲
買團體販賣指圖書ヲ交付シタルトキハ
遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ販賣指圖書
ニ記載シタル賣渡先ニ通知スベシ通知
シタル事項ヲ變更シタルトキ亦同ジ
一 種類別賣渡數量
二 賣渡先ニ於ケル用途
三 販賣ノ時期
四 販賣指圖書ノ交付先

第十三條 石炭ヲ販賣スル者ハ第九條、
第十條第一項又ハ第十一條第一項ノ規
定ニ依リ配給計畫若ハ配給計畫ノ明細
表又ハ販賣指圖書ニ依リ賣渡ス場合及
石炭配給統制法第一條ノ規定ニ依リ賣
渡ス場合(同條但書第二號ニ掲グル場
合ヲ含ム)ヲ除クノ外商工大臣ノ許可

ヲ受クルニ非ザレバ石炭ヲ賣渡スコト
ヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ
在ラズ
一 左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ賣
渡スコトキ
イ 御料品
ロ 船舶用品

二 前號ニ掲グル石炭ノ賣渡數量ヲ除
クノ外販賣業者又ハ組合員ノ爲ニ共
同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對スル
賣渡數量ガ一月二百噸、使用者ニ對
スル賣渡數量ガ工場、事業場其ノ他
ノ使用場所毎ニ一月二百噸ヲ超エザ
ルトキ
三 第三條但書ノ許可ヲ受ケ石炭ヲ賣
渡スコトキ
四 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由
アリタルニ因リ許可ヲ受クルコト能
ハザルトキ

第十四條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者
ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申
請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
一 賣渡先
二 賣渡サントスル石炭ノ銘柄別數量
三 賣渡先ニ於ケル用途

一九三

四 賣渡ノ時期及場所
 五 買受ケタル石炭ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ其ノ買受先
 前項ノ許可申請書ニハ當該賣渡先ニ於テ當該石炭ヲ買受クベキコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第十五條 石炭ノ販賣業者ノ團體又ハ石炭ノ販賣業者ヲ社員若ハ株主トスル會社ニシテ第七條第一項ノ規定ニ依ル商工大臣ノ指定ヲ受ケントスルモノハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ニ規約又ハ定款ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 名稱
 二 事務所ノ位置
 三 役員ノ氏名名稱及住所
 四 團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ノ氏名稱及店舖ノ位置
 指定仲買團體前項各號ニ掲グル事項又ハ規約若ハ定款ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ
 前二項ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スル書類ハ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第十六條 商工大臣第七條第一項ノ指定

ヲ爲ス場合ニ於テハ當該指定仲買團體ニ付第一回ノ配給計畫ノ始期及終期並ニ其ノ提出期限ヲ定メ之ヲ告示ス
 指定仲買團體ハ第一回ノ配給計畫ニ付テハ第七條第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ定ムル所ニ依ルベシ

第十一條 第一項ノ規定ハ指定仲買團體ノ團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ガ當該指定仲買團體ノ第一回ノ配給計畫ノ始期ノ前日迄ニ石炭ヲ賣渡ス場合ニ付テハ之ヲ適用セズ
 第一項及第二項ノ規定ハ第七條ノ第二項ノ規定ニ依リ配給計畫ノ承繼ヲ爲ス指定仲買團體ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十七條 石炭ノ生産業者、輸入業者、移入業者又ハ販賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 一 生産シ、輸入シ又ハ移入シタル石炭ノ銘柄別數量
 二 買受ケタル石炭ノ銘柄別數量及價額、約定及受入ノ年月日並ニ買受先ノ氏名稱及住所
 三 賣渡シタル石炭ノ銘柄別及賣渡先ニ於ケル用途別數量及價額、約定及

引渡ノ年月日、引渡場所並ニ賣渡先ノ氏名稱及住所
 四 毎月末ニ於ケル銘柄別及場所別貯炭數量
 石炭ヲ十噸未滿賣渡シタル場合ニ於テハ前項第三號ノ賣渡先ニ於ケル用途別數量及價額並ニ賣渡先ノ氏名稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

第十八條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石炭ノ生産業者、輸入業者、移入業者若ハ販賣業者、常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者、日本石炭株式會社、指定會社、石炭配給統制法施行規則第三條ノ指定團體又ハ指定仲買團體ノ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十九條 日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買受ケタル者又ハ指定會社ノ社員若ハ株主タル石炭ノ生産業者ハ日本石炭株式會社又ハ指定會社

ヨリ買受ケタル石炭ニ付毎月二十日迄ニ前月中ニ賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタル報告書ヲ日本石炭株式會社ニ提出スベシ
 前項ノ報告書ハ指定會社ノ社員若ハ株主タル石炭ノ生産業者又ハ石炭配給統制法施行規則第三條ノ指定團體ノ團體タル石炭ノ生産業者ニ在リテハ當該指定會社又ハ指定團體ヲ經由スベシ但シ指定會社ノ社員又ハ株主タル石炭ノ生産業者ガ日本石炭株式會社ヨリ買受ケタル石炭ニ付提出スル報告書ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

指定仲買團體ノ團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタル報告書ヲ當該指定仲買團體ニ提出スベシ

第二十條 日本石炭株式會社ハ毎月十五日迄ニ前前月中ニ賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタル報告書並ニ前條第一項ノ規定ニ依リ提出アリタル前前月分ノ報告書ヲ取纏メ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
 指定仲買團體ハ毎月末日迄ニ前月中ニ

賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタル報告書並ニ前條第二項ノ規定ニ依リ提出アリタル前月分ノ報告書ヲ取纏メ之ヲ商工大臣及日本石炭株式會社ニ提出スベシ

附則
 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七條及第十八條ノ規定ハ昭和十五年十月一日ヨリ、第十九條及第二十條ノ規定ハ同年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本則ノ規定ハ昭和十五年九月三十日迄ニ爲ス石炭ノ買受、賣渡、使用又ハ賣渡ニ付テハ之ヲ適用セズ

昭和十五年十月一日ヨリ昭和十六年三月三十一日ニ至ル期間ニ使用スル石炭ニ付テハ第五條ノ許可申請書ハ同條ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年八月十日迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
 昭和十五年十月一日以後ニ引渡シ又ハ受入ルル石炭ニ付テハ石炭販賣取締規則第二條又ハ同則第八條ノ規定ニ依リ本則施行ノ日迄ニ提出シタル許可申請書ハ之ヲ第十三條又ハ第二條ノ規定ニ依リ提出シタルモノト看做ス
 第二條第五號、第三條及第四條但書ノ規

定ノ適用ニ付テハ石炭販賣取締規則第七條ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ之ヲ第一條ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス
 本則施行ノ際石炭販賣取締規則表乙號ニ掲グル株式會社及團體ハ之ヲ第七條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ト看做ス

前項ノ規定ニ該當スル者ハ第七條第二項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十月一日ヨリ昭和十六年三月三十一日ニ至ル期間ノ配給計畫ニ付テハ昭和十五年八月十日迄ニ商工大臣ニ提出スベシ

石炭販賣取締規則ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ廢止ス但シ同則第十三條又ハ同則第十四條ノ規定ニ依リ同年九月分ノ報告ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
 石炭販賣取締規則ハ本則施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本則施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス
 石炭配給統制規則第七條第一項ノ規定ニ依リ團體又ハ會社左ノ通指定シ
 第十六條第一項ノ規定ニ依リ第一回ノ配給計畫ノ始期及終期並ニ其ノ提出期限左ノ通定ム

(昭和十五年十二月二十七日)
商工省告示第八百八十一號

- 一 團體又ハ會社
 - 北海道石炭統制株式會社
 - 青森縣石炭統制株式會社
 - 群馬縣石炭統制株式會社
 - 埼玉縣石炭統制株式會社
 - 新潟縣石炭統制株式會社
 - 福井縣石炭統制株式會社
 - 山梨縣石炭統制株式會社
 - 滋賀縣石炭統制株式會社
 - 奈良縣石炭統制株式會社
 - 和歌山縣石炭統制株式會社
 - 山陰縣石炭統制株式會社
 - 鳥根縣石炭統制株式會社
 - 廣島縣石炭統制株式會社
 - 宇部縣石炭統制株式會社
 - 德島縣石炭統制株式會社
 - 香川縣石炭統制株式會社
 - 愛媛縣石炭統制株式會社
 - 高知縣石炭統制株式會社
 - 佐賀縣石炭統制株式會社
 - 肥州合同石炭統制株式會社
 - 宮崎縣石炭統制株式會社
 - 沖繩石炭統制株式會社
- 二 第一回ノ配給計畫ノ始期

- 昭和十六年四月一日
- 三 第一回ノ配給計畫ノ終期
昭和十六年九月三十日
- 四 第一回配給計畫ノ提出期限
昭和十六年一月三十一日迄

石炭品位取締規則改正

(昭和十五年十一月一日公布)
商工省令第七十七號即日施行

- 第一條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ前項ノ炭ヲ賣渡(輸出スル場合ヲ除ク)以下同ジ)サントスルトキハ商工大臣ノ定ムル規格ニ依リ當該石炭ニ付種類及等級ヲ定メ之ヲ買受人(委託販賣ノ場合ニ在リテハ受託者以下同ジ)ニ通知スベシ
- 第二條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ商工大臣ノ指定シタル石炭ヲ賣渡サントスルトキハ前條第一項ノ規定ニ拘ラズ

當該石炭ニ付銘柄及最低保證品位(發熱量及灰分以下同ジ)ヲ定メ之ヲ買受人ニ通知スベシ

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ前項ノ規定ニ依リ通知シタル最低保證品位ニ達セザル石炭ヲ當該最低保證品位ノ石炭トシテ賣渡スコトヲ得ズ

第三條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ其ノ賣渡ス石炭ニ付第一條第一項ノ規定ニ依リ當該石炭ニ付定メタル種類及等級(前條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル石炭ニ在リテハ同條同項ノ規定ニ依リ當該石炭ニ付定メタル銘柄)並ニ自己ノ氏名名稱ヲ揭示其ノ他容易ニ之ヲ了知シ得ル方法ヲ以テ表示スベシ但シ石炭ヲ目的トスル鑛業權者ガ自産炭(自己ノ掘採ニ係ル石炭及之ト其ノ他ノ石炭トヲ混合シタル石炭ヲ謂フ以下同ジ)ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ鑛山監督局長、其ノ他ノ場合ニ在リテハ地方長官ニ於テ其ノ必要ナシト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ商工大臣ノ指定シタル品位ニ達セザル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓(ボタ、ズリ

地方長官ニ提出スベシ

- 一 第一條ノ規定ニ依リ定ムベキ石炭ノ種類及等級
- 二 石炭ヲ選別スル場所
- 三 石炭ヲ選別スル方法及設備
- 四 原料タル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ノ取得方法
- 五 一月間ニ取扱フ原料タル石炭又ハ石炭ヲ含ム炭滓ノ數量及選別シテ得ル石炭ノ數量
- 六 賣渡先
- 第一項ノ許可ヲ受ケタル者前項第一號乃至第三號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
- 第一項ノ許可ヲ受ケタル者當該石炭ノ賣渡ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツベシ
- 第七條 地方長官(石炭ヲ目的トスル鑛業權者ノ帳簿、其ノ賣渡ス自産炭ノ品位其ノ他ノ検査ニ付テハ鑛山監督局長)必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ノ帳簿、其ノ賣渡ス石炭ノ品位其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ昭和十五年十月十五日迄ニ賣渡ス石炭ニ付テハ第一條ノ規定ニ拘ラズ從前ノ第三條ノ規定ニ依リ通知ヲ爲スヲ以テ足ル

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者前項ノ規定ニ依リ銘柄及最低保證品位ヲ通知シタルトキハ當該最低保證品位ニ達セザル石炭ヲ當該銘柄ノ石炭トシテ賣渡スコトヲ得ズ

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者第二項ノ規定ニ依リ銘柄、最低保證品位及銘柄別混合割合ヲ通知シタルトキハ當該最低保證品位及銘柄別混合割合ニ依リ算出シタル品位ニ達セザル石炭ヲ當該銘柄及銘柄別混合割合ノ石炭トシテ賣渡スコトヲ得ズ

石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ昭和十五年十月十五日迄ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ從前ノ第五條ノ規定ニ依リ石炭ノ銘柄又ハ銘柄別混合割合ヲ表示スルヲ以テ足ル從前ノ第五條但書ノ規定ニ依リ爲シタル處分又ハ從前ノ第七條乃至第九條ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ之ヲ第三條乃至第六條ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

従前ノ規定ハ本則施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル則則ノ適用ニ付テハ本則施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

揮發油及重油販賣取締規則中改正

(昭和十五年九月二十一日公布
商工省令第七十四號十月一日施行)

第二條中「購買券(本則ニ依ル消印ノ押捺ナキモノニ限ル)ヲ本則ニ依ル消印ノ押捺ナキ購買券(青色券ニ在リテハ當該販賣場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ發行シタルモノニ限ル)ニ改メ第一號ホ號乃至ト號ヲ削リ第五號ヲ第七號トシ第四號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

五 特別ノ事情ニ依リ當該販賣場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受ケ當該地方長官ノ發行シタル青色券以外ノ青色券ト引換ヘ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

六 外國貨物タル揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

第二條ノ二中「使用セントスル數量ニ相當スル購買券(本則ニ依ル消印ノ押捺ナキモノニ限ル)ヲ本則ニ依ル消印ノ押捺ナキ購買券(青色券ニ在リテハ當該販賣場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ發行シタルモノニ限ル)ニ改メ第一號ホ號乃至ト號ヲ削リ第五號ヲ第七號トシ第四號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

五 特別ノ事情ニ依リ當該販賣場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受ケ當該地方長官ノ發行シタル青色券以外ノ青色券ト引換ヘ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

六 外國貨物タル揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

キモノニ限ル)ヲ本則ニ依ル消印ノ押捺ナキ購買券(青色券ニ在リテハ當該販賣場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ發行シタルモノニ限ル)ニシテ使用セントスル揮發油又ハ重油ノ數量ニ相當スルモノニ改メ第一號ヲ削リ第二號ヲ第一號トシ以下第五號迄順次繰上グ第五號トシテ左ノ一號ヲ加フ

五 列國貨物タル揮發油又ハ重油ヲ使用ストキ

第三條中「(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ヲ削ル

第五條ノ三 購買券ノ有効期間ハ其ノ交付ノ日ヨリ其ノ日ノ屬スル月ノ翌翌月ノ末日迄トス

第五條ノ四 本則ニ依ル消印ノ押捺ナキ購買券ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ但シ第五條ノ二ノ規定ニ依リ購買券ノ交付ヲ受ケタル團體當該購買券ヲ其ノ團體ヲ組織スル者ニ配布スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條ノ五 購買券ト引換ヘ買受ケタル揮發油又ハ重油ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又

ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ但シ第五條ノ二ノ規定ニ依リ購買券ノ交付ヲ受ケタル團體當該購買券ト引換ヘ買受ケタル揮發油又ハ重油ヲ其ノ團體ヲ組織スル者ニ配給スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條第一項中「其ノ所有者ノ住所」ノ下ニ「本則施行地ニ船籍港ヲ有セザル船舶ニ在リテハ其ノ購入セントスル揮發油又ハ重油ノ販賣場ノ所在地」ヲ加フ

同條第二項中「前條」ヲ「第五條ノ二」ニ改ム

第六條ノ二 購買券ノ交付ヲ受ケタル者(第五條ノ二ノ規定ニ依リ團體ガ購買券ノ交付ヲ受ケタル場合ニ在リテハ當該團體ヨリ購買券ノ配布ヲ受ケタル者)ハ遲滞ナク購買券ニ用途、氏名、稱住所ヲ記入ノ上捺印スベシ

第十一條第二項中「購買券ト引換ヘ販賣シタル場合及」ノ下ニ「地方長官ノ指定シタル者ガ」ヲ加フ

第十二條第二項中購買券ト引換ヘ販賣シタル場合及」ノ下ニ「前條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定シタル者ガ」ヲ加フ

第十三條 本則中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

附則
本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十二條ノ改正規定ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

- 昭和十三年三月商工省令第八號揮發油及重油販賣取締規則抄録
- 第二條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ購買券(本則ニ依ル消印ノ押捺ナキモノニ限ル)ト引換フルニ非ザレバ揮發油又ハ重油ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 左ノ各號ノ一ニ該當スル揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ
 - ホ 航空機用品
- ハ 船舶安全法ニ依ル近海區域若ハ遠洋區域ヲ航行區域トスル船舶、本則施行地ニ船籍港ヲ有セザル船舶(船隻規則第一條第一項第一號及第二號ニ掲グル船舶ヲ除ク)又ハ本則施行地ニ住所ヲ有セザル者ノ所有ニ係ル船舶ノ用品
- ト 汽船トロール漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業、機船底曳網漁業又ハ専ラ漁獲場ヨリ漁獲物若ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ從事スル船舶ニシテ外國港灣ニ出入スルモノ

ノ用品

- 第二條ノ二 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ使用セントスル數量ニ相當スル購買券(本則ニ依ル消印ノ押捺ナキモノニ限ル)ニ當該販賣場ノ名稱及使用ノ年月日ヲ示ス消印ヲ押捺スルニ非ザレバ其ノ所有スル揮發油又ハ重油ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 前條第一號ホ號、ヘ號又ハト號ニ該當スル揮發油又ハ重油ヲ使用ストキ
 - 第三條 購買券ハ商工大臣ノ定ムル限度内ニ於テ地方部官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)之ヲ發行ス
 - 第六條 第一項及第二項 購買券ノ交付ヲ受ケントスル者ハ交付申請書ヲ揮發油又ハ重油ノ工場又ハ事業場ニ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ所在地ヲ、自動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ主タル使用地ヲ、船舶ニ使用セントスル場合ニ於テハ船籍港(漁船並ニ船隻規則第一條第一號第一號及第二號ニ掲グル船舶ニ在リテハ其ノ所有者ノ住所)ヲ、ガソリン機關車、ガソリン自動車、ディーゼル機關車又ハディーゼル自動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ地方官署又ハ軌道ヲ經營スル者ノ主タル事務所ノ所在地ヲ、其ノ他ノ場合ニ於テハ其ノ住所ノ所在地ヲ管轄スル地方官ニ提出スベシ
 - 前條ノ規定ニ依ル團體ハ交付申請書ヲ其ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ
 - 第十一條 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場ニ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ

記載スベシ

- 一 販賣シタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及販賣ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名名稱及住所
- 二 購買券ト引換ヘ販賣シタル場合及揮發油ニ在リテハ一リツトル以下ヲ、重油ニ在リテハ五リツトル以下ヲ販賣シタル場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ氏名名稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ
- 第十二條第一項及第二項 揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ハ販賣場ニ毎月左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ地方長官ニ提出スベシ
 - 一 前月中ニ販賣シタル揮發油又ハ重油ノ數量、價格及販賣ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名名稱及住所
 - 二 購買券ト引換ヘ販賣シタル場合及揮發油ニ在リテハ一リツトル以下ヲ、重油ニ在リテハ五リツトル以下ヲ販賣シタル場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ氏名名稱及住所ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ

石油配給統制規則中改正

(昭和十五年十二月二十四日公布
商工省令第九號昭和十六年一月一日施行)

第一條中「重油及商工大臣ノ指定シタル機油」ヲ「機油、重油及商

工大臣ノ指定シタル石油副生物ニ改ム
 第五條ノ二 石油ノ販賣業者(石油輸入業者ヲ除ク)ハ其ノ販賣スル石油ニ加工シ又ハ之ト異ナル種類、規格若ハ銘柄ノ石油若ハ石油ニ非ザルモノヲ混入シ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年九月二日商工省令第五十六號石油配給統制規則抄録
 第一條 本則ニ於テ石油トハ礦物性ノ揮發油、燈油、輕油、重油及商工大臣ノ指定シタル礦物性ノ凝縮油ヲ謂フ

石油配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ石油副生物左ノ通指定シ昭和十四年九月商工省告示第二五十八號ハ之ヲ廢止ス
 本告示ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

- (昭和十五年十二月二十四日)
 (商工省告示第八百七十號)
- 一 石油アスファルト中
 ブロインアスファルト
 ストレートアスファルト
 アスファルト乳劑
 - 二 石油ピツチ
 - 三 パラフィン(流動パラフィンヲ含ム)

石油配給統制規則第四條ノ規定ニ依リ石油ノ販賣業者指定

(昭和十五年一月二十二日)
 (商工省告示第十二號)
 改正(昭和十五年五月一日)
 (商工省告示第一九八號)

- 北海道石油販賣株式會社
- 青森縣石油販賣株式會社
- 岩手縣石油販賣株式會社
- 宮城縣石油販賣株式會社
- 秋田縣石油販賣株式會社
- 山形縣石油販賣株式會社
- 福島縣石油販賣株式會社
- 茨城縣石油販賣株式會社
- 栃木縣石油販賣株式會社
- 群馬縣石油販賣株式會社

- 埼玉縣石油販賣株式會社
- 千葉縣石油販賣株式會社
- 東京府石油販賣株式會社
- 神奈川縣石油販賣株式會社
- 新潟縣石油販賣株式會社
- 富山縣石油販賣株式會社
- 石川縣石油販賣株式會社
- 福井縣石油販賣株式會社
- 山梨縣石油販賣株式會社
- 長野縣石油販賣株式會社
- 岐阜縣石油販賣株式會社
- 靜岡縣石油販賣株式會社
- 愛知縣石油販賣株式會社
- 三重縣石油販賣株式會社
- 滋賀縣石油販賣株式會社
- 京都府石油販賣株式會社
- 大阪府石油販賣株式會社
- 兵庫縣石油販賣株式會社
- 奈良縣石油販賣株式會社
- 和歌山縣石油販賣株式會社
- 鳥取縣石油販賣株式會社
- 島根縣石油販賣株式會社
- 岡山縣石油販賣株式會社
- 廣島縣石油販賣株式會社
- 山口縣石油販賣株式會社

- 徳島縣石油販賣株式會社
- 香川縣石油販賣株式會社
- 愛媛縣石油販賣株式會社
- 高知縣石油販賣株式會社
- 福岡縣石油販賣株式會社
- 佐賀縣石油販賣株式會社
- 長野縣石油販賣株式會社
- 熊本縣石油販賣株式會社
- 大分縣石油販賣株式會社
- 宮崎縣石油販賣株式會社
- 鹿兒島縣石油販賣株式會社
- 沖縄縣石油販賣株式會社

木炭配給統制規則

(昭和十四年十二月十九日公布)
 (商工省令第六十八號十二月二十五日施行)

第一條 農林大臣ノ指定スル道府縣(生産道府縣)ニ於テ生産セラレタル木炭ハ當該生産道府縣ニ付農林大臣ノ指定スル道府縣(消費道府縣)ヲ仕向地トスル場合ニ非ザレバ之ヲ當該生産道府縣ヨリ移出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場

合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 地方長官ガ前條ノ生産道府縣ニ於テ生産セラレタル木炭ニ付當該生産道府縣ヨリ之ヲ移出スル者ヲ指定シタルトキハ其ノ指定セラレタル者以外ノ者ハ之ヲ當該生産道府縣ヨリ移出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣ガ生産道府縣ニ於テ生産セラレタル木炭ノ移出ニ付仕向地別ニ其ノ數量又ハ割合ヲ定メタルトキハ地方長官ハ前項ノ規定ニ依リ指定シタル者ニ對シ其ノ移出スベキ數量ヲ割當ツルモノトス

第三條 農林大臣必要アリト認ムルトキハ木炭ノ生産者、業務上木炭ノ使用、賣買其ノ他取扱ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル法人ニ對シ木炭ノ販賣先、買入先賣買方法其ノ他ニ關シ木炭ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ前項ニ掲グル者ニ對シ木炭ノ販賣先、買入先、賣買方法其ノ他ニ關シ木炭ノ配給統制上必要

ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條第一項ニ掲グル者ニ付木炭ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十四年十二月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ生産道府縣ヨリ移出スル爲本令施行前貨車積、車積若ハ船積ト爲シタル木炭又ハ本令施行前成立シタル契約ニ因リ昭和十五年一月七日迄ニ同條ノ生産道府縣ヨリ移出スル木炭ニ付テハ第一條及第二條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

木炭配給統制規則第一條ノ生産道府縣及消費道府縣指定

(昭和十四年十二月十九日)
 (農林省告示第四百四十八號)
 改正(昭和十五年一月九日)
 (農林省告示第三號)
 (昭和十五年二月十日)
 (農林省告示第六十七號)

一 蒸化法ニ依ルガソリン代用木炭

要ナル事項ハ農林大臣別ニ之ヲ定ム
附 則
本令ハ昭和十五年八月五日ヨリ之ヲ施行ス

煉炭配給統制規則

(昭和十五年十月十五日公布
商工省令第八十一號十月十日施行)

第一條 本則ニ於テ煉炭トハ孔明煉炭及豆炭(ビッチ煉炭ヲ除ク)ヲ謂フ
第二條 煉炭ノ製造業者ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下指定製造業者ト稱ス)ハ工場別ニ毎月ノ煉炭ノ種類別生産豫定數量及道府縣別種類別販賣豫定數量ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
煉炭ノ販賣業者ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下指定販賣業者ト稱ス)ハ毎月ノ煉炭ノ道府縣別種類別販賣豫定數量ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
前二項ノ規定ニ依ル毎月ノ種類別生産豫定數量又ハ道府縣別種類別販賣豫定

數量ノ承認申請書ハ前月五日迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
指定製造業者又ハ指定販賣業者第一項又ハ第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク道府縣別ニ煉炭ノ販賣先別種類別販賣豫定數量ヲ定メ之ヲ當該地方長官ニ届出ツベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
第三條 指定製造業者以外ノ煉炭ノ製造業者ハ工場別ニ毎月ノ煉炭ノ販賣先別種類別販賣豫定數量ヲ定メ之ヲ前月五日迄ニ其ノ工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ツベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
第四條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ指定製造業者又ハ指定販賣業者ニ對シ煉炭ノ種類別生産豫定數量又ハ道府縣別種類別販賣豫定數量ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ
地方長官必要アリト認ムルトキハ煉炭ノ製造業者又ハ指定販賣業者ニ對シ第二條第四項又ハ前條ノ煉炭ノ販賣先別種類別販賣豫定數量ヲ命ズルコトヲ得
第五條 指定製造業者及指定販賣業者以外ノ煉炭ノ製造業者又ハ販賣業者ハ製

造業者ニ在リテハ其ノ工場ノ所在地、販賣業者ニ在リテハ其ノ營業所ノ所在地ノ屬スル道府縣以外ニ煉炭ヲ移出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ工場又ハ營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第六條 指定製造業者ハ毎月五日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
一 前月中ニ於ケル煉炭ノ工場別種類別生産數量
二 前月中ニ於ケル煉炭ノ道府縣別種類別販賣數量
三 前月末ニ於ケル煉炭ノ工場別種類別在庫數量
第七條 指定販賣業者ハ毎月五日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ
一 前月中ニ於ケル煉炭ノ購入先別種類別購入數量
二 前月中ニ於ケル煉炭ノ道府縣別種類別販賣數量
三 前月末ニ於ケル煉炭ノ種類別在庫數量

第八條

指定製造業者又ハ指定販賣業者ハ毎月五日迄ニ其ノ前月中ニ於ケル道府縣別ノ販賣先別種類別販賣數量ヲ當該地方長官ニ報告スベシ
第九條 指定製造業者以外ノ煉炭ノ製造業者ハ毎月五日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ其ノ工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ
一 前月中ニ於ケル煉炭ノ種類別生産數量
二 前月中ニ於ケル煉炭ノ販賣先別種類別販賣數量
三 前月末ニ於ケル煉炭ノ種類別在庫數量

附 則
本則ハ昭和十五年十月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六條乃至第九條ノ規定ハ同年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
指定製造業者又ハ指定販賣業者ハ昭和十五年十月三十一日以前ニ賣渡ス煉炭ニ付テハ第二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ拘ラズ商工大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要セズ

指定製造業者以外ノ煉炭ノ製造業者ハ昭和十五年十月三十一日以前ニ賣渡ス煉炭

ニ付テハ第三條ノ規定ニ拘ラズ地方長官ニ届出ツベシコトヲ要セズ
第二條第三項ノ承認申請書及第三條ノ規定ニ依ル届出書ハ昭和十五年十一月分ニ付テハ第二條第三項及第三條ノ規定ニ拘ラズ同年十月十五日迄ニ之ヲ商工大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ

煉炭配給統制規則第二條第一項ノ規定ニ依リ煉炭ノ製造業者指定昭和十六年一月一日ヨリ施行

(昭和十五年十二月十一日
商工省告示第八百十二號)

東北新興燃料株式會社	宮城縣鹽釜町
東洋燃料工業合資會社	廣島市皆實町
北國石炭株式會社	高岡市横田
足利合同燃料有限會社	足利市伊勢町
三益煉炭合資會社	大分市大字勢家
合資會社三益煉炭製造所	門司市小森
福岡三益煉炭株式會社	江南本町
尾道朝日煉炭製造所	尾道市長濱町
合資會社三益煉炭商會	佐世保市白岳町

第一燃料商會
合名會社執行商店
倉田房雄

飾磨市細江
大牟田市大正町
八幡市西通町

〔非鐵金屬〕

白金等配給統制規則

(昭和十五年五月十四日公布
商工省令第三十一號即日施行)

第一條 本則ニ於テ白金ノ地金トハ白金地金、イリヂウム地金(イリドスミン地金ヲ含ム)、パラヂウム地金及ロヂウム地金並ニ白金、イリヂウム(イリドスミンヲ含ム以下同ジ)、パラヂウム又ハロヂウムヲ主タル成分トスル粗地金ヲ謂フ故白金トハ白金、イリヂウム、パラヂウム、ロヂウム、白金合金、イリヂウム合金(イリドスミン合金ヲ含ム)、パラヂウム合金又ハロヂウム合金ノ屑及故ヲ謂フ
第二條 商工大臣ノ指定シタル者(以下統制會社ト稱ス)及其ノ指定シタル者以外ノ者ハ其ノ採取シ、製鍊シ、輸入シ又ハ移入シタル白金ノ地金ヲ使用シ

又ハ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノ者ニ之ヲ讓渡(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 白金ノ地金又ハ故白金ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニシテ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノモノハ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ白金ノ地金又ハ故白金ヲ讓受ケ(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ルル場合ヲ含ム以下同ジ)又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル白金ノ地金又ハ故白金ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ再生製鍊業者再生製鍊ノ目的ヲ以テ故白金ヲ讓受ケタル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 白金ノ地金ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニシテ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノモノハ統制會社又ハ其ノ指定シタル者ヨリ受入レタル白金ノ地金以外ノ白金ノ地金ヲ使

用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 故白金ノ蒐集業者又ハ販賣業者ニシテ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノモノハ第三條但書ノ場合ヲ除ク外ハ故白金ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニシテ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノモノニ對シ故白金ヲ讓渡シ又ハ委託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ相手方ノ所有ニ屬セザル故白金ヲ引渡スコトヲ得ズ白金ノ地金又ハ故白金ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニシテ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノモノ其ノ業務上生ジタル故白金ニ付亦同ジ

第六條 二以上ノ工場、鑛山又ハ其ノ他ノ事業場ニ於テ事業ヲ營ム者ハ其ノ一ノ工場(工場法ノ適用ヲ受ケルモノニ限ル)又ハ鑛山(鑛業法ノ適用ヲ受ケルモノニ限ル)ニシテ故白金ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スルモノニ他ノ工場、鑛山又ハ其ノ他ノ事業場ニ於テ生ジタル故白金ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ

許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 故白金ノ再生製鍊業者ハ再生製鍊ノ目的ヲ以テ讓受ケタル故白金ヲ再生製鍊以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 統制會社及其ノ指定シタル者ハ白金ノ地金及故白金ノ買受價格及販賣價格ヲ定メ商工大臣ノ許可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ買受價格又ハ販賣價格ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第九條 商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣ノ期限ヲ定メ白金ノ地金又ハ故白金ノ所有スル者ニ對シ之ヲ統制會社又ハ其ノ指定シタル者ニ販賣スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十條 統制會社ハ毎月十日迄ニ前月中ニ受入レ又ハ引渡シタル白金ノ地金及故白金ノ數量及價格並ニ前月末ニ於ケル白金ノ地金及故白金ノ在庫數量ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第十一條 故白金ノ再生製鍊業者ハ毎月十日迄ニ前月中ノ故白金ノ受入及再生

製鍊ノ狀況ヲ別記様式ニ依リ商工大臣ニ報告スベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十條及第十一條ノ規定ハ昭和十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

白金ノ地金ニシテ本則施行ノ際現ニ使用中ノモノハ第二條又ハ第四條ノ規定ニ拘ラズ本則施行後一月間ヲ限り之ヲ使用スルコトヲ得

白金等配給統制規則第二條ノ規定ニ依リ指定

(昭和十五年五月十四日 商工省告示第二百十八號)

日本貴金屬株式會社

銅、鉛、錫等配給統制規則中改正

(昭和十五年六月二十六日公布 商工省令第四十六號即日施行)

第二條第一項中「其ノ指定シタル者」ヲ

「會社(以下會社ト稱ス)並ニ其ノ指定シタル者」ニ、同條第二項中「當該物品ニ關スル統制組合」ヲ「會社又ハ其ノ指定シタル者」ニ改ム

第三條中「統制組合」ノ下ニ「又ハ會社」ヲ加フ

第四條但書第一號ヲ第二號トシ以下順次繰下ゲ同條但書第一號トシテ左ノ一號ヲ加フ

一 軍ヨリ故銅、故鉛、故亞鉛、又ハ故錫ヲ受入ルルトキ

第四條ノ三 軍ヨリ故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ受入レタル者ハ其ノ故銅、故鉛、故亞鉛及故錫ニ付一月間ノ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ其ノ翌月十五日迄ニ統制會社ヲ經由シテ商工大臣ニ提出スベシ

一 受入工場ノ名稱及所在地

二 受入先ノ工場ノ名稱及所在地

三 受入工場別ノ受入先工場別種類別規格別受入數量

第七條中「第四條第三號」ヲ「第四條第四號」ニ改ム

第十條 銅、鉛、亞鉛、錫若ハアンチモンノ地金又ハ故銅、故鉛、故亞鉛若ハ

故錫ヲ移入シタル者ハ之ヲ使用シ又ハ商工大臣ノ指定シ又ハ商工大臣ノ指定シタル統制組合及統制會社並ニ其ノ指定シタル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ第四條但書ノ場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ當該物品ニ關スル統制組合又ハ統制會社ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

別表輸入稅表番號四五八ノ内ノ項中「及安知母尼鑛」ヲ「安知母尼鑛及マツト」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

(參照)

昭和十三年十一月二日 商工省令第九十九號銅、鉛、錫等配給統制規則抄錄

第二條 關稅定率別表輸入稅表ニ掲グル物品中本則ノ別表ニ掲グルモノ(産金法ノ適用ヲ受ケル金銀及製鍊ノ過程ニ在ル含金物ヲ除ク)ヲ輸入シタル者ハ之ヲ使用シ又ハ商工大臣ノ指定シタル統制組合及其ノ指定シタル者以外ノ者

第七條 第四條第三號又ハ第五條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ統制會社ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ

(參照) 昭和十三年十一月二日 商工省告示第三百三十九號ハ、昭和十三年十二月二日 商工省告示第三百三十九號ハ、本號ト同伴ナリ

銅、鉛、錫等配給統制規則第二條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通統制組合及會社ヲ指定シ昭和十三年十一月商工省告示第三百三十九號ハ之ヲ廢止ス

(昭和十五年六月二十六日) 商工省告示第三百三十九號

銅、鉛、錫等配給統制規則ノ別表ニ

一 銅、鉛、錫等配給統制規則ノ別表ニ
一 銅、鉛、錫等配給統制規則ノ別表ニ
一 銅、鉛、錫等配給統制規則ノ別表ニ
一 銅、鉛、錫等配給統制規則ノ別表ニ
一 銅、鉛、錫等配給統制規則ノ別表ニ

銅ノ地金ニ付テハ日本統制組合
鉛、亞鉛又ハアンチモンノ地金ニ付テハ日本鉛亞鉛アンチモン統制組合
錫ノ地金ニ付テハ錫統制組合
故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ニ付テハ日本故銅統制株式會社

アルミニウム屑配給統制規則

(昭和十五年五月二十二日公布) 商工省令第三十四號六月一日施行

第一條 本則ニ於テアルミニウム屑トハアルミニウム又ハアルミニウム合金ノ屑(殘滓及灰ヲ含ム)及故並ニ此等ヲ再

一 軍ヨリアルミニウム屑ヲ受入ルル
二 アルミニウム屑ヲ輸入シ又ハ移入スルトキ
三 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ
第四條 統制會社及其ノ指定シタル者以外ノアルミニウム屑ノ蒐集業者又ハ販賣業者ハ第二條但書ノ場合及前條但書ノ場合ヲ除ク外アルミニウム屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニシテ統制會社以外ノモノニ對シアルミニウム屑ヲ讓渡シ(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ引渡ス場合ヲ含ム)又ハ委託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テアルミニウム屑ヲ相手方ノ所有ニ屬セザルアルミニウム屑ヲ引渡スコトヲ得ズ工業、電氣事業、鑛業其ノ他ノ事業ヲ營ム者其ノ事業上生ジタルアルミニウム屑ニ付亦同ジ

又ハ其ノ他ノ事業場ニ於テ生ジタルアルミニウム屑ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第六條 商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣ノ價格及期限ヲ定メアルミニウム屑ヲ所有スル者ニ對シ之ヲ統制會社ニ販賣スベキコトヲ命ズルコトアルベシ
第七條 アルミニウム屑ノ熔融ヲ爲シ又ハ爲サントスル者ノ用ニ供スル熔融爐ノ新設若ハ増設(讓受、借受又ハ轉用ニ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)又ハ改造(製造能力ノ増加スル場合ニ限ル以下同ジ)ヲ爲サントスルトキハ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社又ハ臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタル會社ガ熔融爐ノ新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスルトキ
二 自動車製造事業法、航空機製造事業法、造船事業法其ノ他ノ臨時資金

二販賣スルコトヲ得ズ但シ明治三十七年勅令第百九號第一條第三項ノ規定ニ依リ私設保稅工場ノ設置ニ付特許手数料ノ低減又ハ免除ヲ受ケタル者其ノ低減又ハ免除ヲ受クベキ事由ニ依リ輸入シタルモノヲ當該保稅工場ニ於テ使用スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
關稅定率別表輸入稅表ニ掲グル物品中本則ノ別表ニ掲グルモノニシテ產金法ノ適用ヲ受ケル合金鑛物又ハ製鍊ノ過程ニ在ル合金物ヲ輸入シタル者ハ之ヲ使用シ又ハ產金法第三條第一項若ハ朝鮮產金令第三條第一項ノ免許ヲ受ケタル金製鍊業者若ハ合金鑛物買入業者ニ販賣セントスルトキハ其ノ使用數量又ハ販賣先及販賣數量ニ付當該物品ニ關スル統制組合ノ承認ヲ受クベシ但シ產金法第二條第一項ノ規定ニ依リ命令ニ依リ販賣セントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第三條 第一條ノ二但書又ハ前條第一項但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ當該物品ニ關スル統制組合ヲ經由シテ許可申請書ヲ提出スベシ
第四條 故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ハ商工大臣ノ指定シタル者(以下統制會社ト稱ス)及其ノ指定シタル者以外ノ者ヨリ故銅、故鉛、故亞鉛又ハ故錫ヲ買受ケ(昭和十四年七月三十一日以前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ルル場合ヲ含ム以下同ジ)又ハ委託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テアルミニウム屑ヲ相手方ノ所有ニ屬セザルアルミニウム屑ヲ引渡スコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ
三 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル

生シタルモノヲ謂フ

第二條 アルミニウム屑ヲ輸入シ又ハ移入シタル者ハ之ヲ使用シ又ハ商工大臣ノ指定シタル者(以下統制會社ト稱ス)及其ノ指定シタル者以外ノ者ニ讓渡スコトヲ得ズ但シ明治三十七年勅令第百九號第一條第三項ノ規定ニ依リ私設保稅工場ノ設置ニ付特許手数料ノ低減又ハ免除ヲ受ケタル者其ノ低減又ハ免除ヲ受クベキ事由ニ依リ輸入シタルアルミニウム屑ヲ當該保稅工場ニ於テ使用スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 アルミニウム屑ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ニシテ統制會社以外ノモノハ統制會社及其ノ指定シタル者以外ノ者ヨリアルミニウム屑ヲ讓受ケ(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ルル場合ヲ含ム)又ハ委託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テアルミニウム屑ヲ自己ノ所有ニ屬セザルアルミニウム屑ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

調整法以外ノ法令ニ依リ熔融爐ノ新設増設若ハ改造ニ付行政官廳ノ認可可若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ熔融爐ノ新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスルトキ

三 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ會社ノ設立ニ付認可ヲ受ケ第一回拂込株式金ニ依リ熔融爐ノ新設ヲ爲サントスルトキ

四 臨時資金調整法第四條、第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ資本増加、第二回以後ノ株金ノ拂込又ハ社債ノ募集ニ付認可又ハ許可ヲ受ケ調達シタル資金ニ依リ熔融爐ノ新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスルトキ

五 臨時資金調整法第四條ノ二ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ熔融爐ノ新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスルトキ

第八條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 熔融爐ノ新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスル工場ノ名稱及位置

二 新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスル熔融爐ノ能力(熔融爐別ニ記載ス

ベシ)

三 新設、増設又ハ改造ヲ爲サントスル熔融爐ニ依リ製造スベキ物品ノ用途別數量及其ノ原料ノ取得方法

四 熔融爐ノ新設、増設又ハ改造ヲ必要トスル事由

五 熔融爐ノ使用開始ノ豫定期間(借受ノ場合ニ在リテハ借受ノ豫定期間ヲ附記スベシ)

前項ノ許可申請書ニハ法人ニ在リテハ定款、登記簿ノ謄本、貸借對照表及損益計算書ヲ添附スベシ

第九條 第七條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ新設、増設又ハ改造ヲ爲シタル熔融爐ノ使用ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第十條 アルミニウム屑ノ熔融ヲ爲ス者其ノ熔融爐ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ廢止シ(譲渡、貸付又ハ轉用ニ依ル場合ヲ含ム)又ハ三月以上ニ互リ休止セントスルトキハ其ノ旨ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

前項ニ依リ休止シタル熔融爐ノ使用ヲ再ビ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第十一條 自己ノ工場ニ於テ生ジタルアルミニウム屑ヲ其ノ工場ニ於ケル業務用ノ原料又ハ材料トシテ使用スル者ハ工場毎ニ毎月十五日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 前月中ニ生ジタルアルミニウム屑ノ種類別數量

二 前月中ニ於ケルアルミニウム屑ノ種類別使用數量

三 前月末ニ於ケルアルミニウム屑ノ種類別在庫數量

第十二條 第八條乃至第十條ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ハ工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ、第二條第三條、第五條及前條ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ハ統制會社ヲ經由スベシ

附 則

本則ハ昭和十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ第七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケベキ熔融爐ノ新設、増設又ハ改

造ノ工事中ニ在ル者ニシテ本則公布ノ際既ニ其ノ工事中ニ在リタルモノハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

前項ニ掲グル者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ當該熔融爐ニ付第八條第一項第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ

本則施行ノ際現ニアルミニウム屑ノ熔融ヲ爲ス者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ其ノ工場ノ名稱及位置、熔融爐ノ能力(熔融爐別ニ記載スベシ)並ニ最近一年間ニ於テ熔融爐ニ依リ製造シタル物品ノ用途別數量及其ノ原料ノ取得方法ヲ記載シタル書類ヲ商工大臣ニ提出スベシ

前二項ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ハ工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

〔參照〕

明治三十七年四月十一日勅令第九號ハ私設保稅倉庫營業ノ特許等ニ關シ特許手数料ヲ徵收スルノ件ナリ

ノ規定ニ依リ指定

(昭和十五年五月二十二日
商工省告示第二百二十八號)

日本アルミニウム屑統制株式會社

ニッケル使用制限規則

(昭和十五年八月二十日
商工省令第六十二號即日施行)

第一條 本則ニ於テニッケルトハ金屬ニツケル、ニッケル鐵(フェロニッケル)其ノ他ニツケルヲ含有スル鐵ヲ謂フ、ニッケル合金、ニッケル合金銅(ニッケルノ含有量千分ノ四未満ノモノヲ除ク)及ニッケル化合物ヲ謂フ

第二條 ニッケルハ之ヲ左ニ掲グル物品又ハ部分品ニシテ軍ノ註文ニ係ル物品若ハ輸出品(關東州、滿洲又ハ支那ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)又ハ其ノ部分品ニ非ザルモノノ製造(メッキ其ノ他ノ加工及修理ヲ含ム以下同ジ)ニ使用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 洋食器、盆、茶器、酒器、菓子器

魔法壺、茶筒其ノ他ノ飲食用若ハ食卓用器具又ハ飲食物容器

二 鍋、釜、湯沸、菓子型其ノ他ノ調理用又ハ廚房用器具

三 机、卓子、椅子、寢臺、火鉢、貯金箱、飾臺、呼鈴、郵便受箱、手摺、把手、引手、蝶番、日除金具、錠前、鍵其ノ他ノ家具什器又ハ建築用附屬金具若ハ建築材料

四 エレベーター(工礦業用ノモノヲ除ク)

五 金庫(手提金庫ヲ含ム)

六 冷蔵庫、ストーブ、ガス器具(醫療用ノモノヲ除ク)、電熱器(醫療用又ハ工礦業用ノモノヲ除ク)其ノ他ノ冷却用又ハ溫熱用機械器具

七 煽風機、ベンチレーター其ノ他ノ送風用又ハ換氣用機械器具(工礦業用ノモノヲ除ク)

八 陳列器具

九 燭臺、電氣スタンド、電燈笠、ソケット、懐中電燈其ノ他ノ燈火用又ハ照明器具(坑内用安全燈、電球導入線及反射鏡ヲ除ク)

十 洗濯用機械器具

アルミニウム屑配給統制規則第二條

- 十一 ミシン(工業用特殊ミシンヲ除ク)針、火炭斗、アイロン其ノ他ノ裁縫用機械器具
- 十二 バリカン、剃刀、ヘヤーアイロ
ン、廻轉椅子其ノ他ノ理容用機械器
具
- 十三 文鏡、インクスタンド、萬年筆
(ペン先ヲ除ク)、シャープペンシル、
紙切、ナイフ、鋏、カレンダー、パ
ンチ、ホチキス、自動番號機、タイ
プライター、計算器、金鐘登録器其
ノ他ノ文具又ハ事務用器具
- 十四 揚水ポンプ、バルブ(弁)、コッ
ク(活栓)、カラン(蛇口)、管其ノ他
ノ給排水用機械器具(工鑛業用又ハ
醫療用ノモノヲ除ク)
- 十五 消火ポンプ(消火用タービンボ
ンプヲ除ク)、消火器、噴霧器、如露
其ノ他ノ消火用又ハ撒水用器具
- 十六 ネームプレート、看板、標札、
廣告文字其ノ他ノ廣告用又ハ標識用
品
- 十七 表示板掲装具、額縁等ノ掛金具
蚊帳ノ釣手其ノ他ノ掛懸用金具
- 十八 眼鏡、ルーペ(擴大鏡)、双眼鏡

- 十九 寫眞機、寫眞引伸機、映畫攝影
機、映寫機、幻燈機其ノ他ノ寫眞用
機械器具
- 二十 ゴルフ用具、スケート用具其ノ
他ノ運動用又ハ遊戯用具
- 二十一 遊戯用又ハ競漕用ボート(モ
ーターボートヲ含ム)
- 二十二 生花用具、刺繍用具、編物用
具、盤景用具其ノ他手藝用器具
- 二十三 拍車、鐘、鞍其ノ他ノ乗馬用
器具
- 二十四 獵銃、空氣銃其ノ他ノ狩獵用
器具
- 二十五 釣針、釣竿其ノ他ノ魚釣用器
具
- 二十六 鳥籠、首環、鎖其ノ他ノ動物
飼養用器具
- 二十七 靴、スーツケース、トランク
ハンドバック、墓口、ステッキ、洋
傘、化粧用具、化粧品容器、賣藥容
器其ノ他ノ身廻用品
- 二十八 髪飾、帶止、ブローチ、パツ
チ、指環、ボタン、カフスボタン其
ノ他ノ裝身具又ハ被服履物附屬金具

- 二十九 時計側(腕時計側ヲ除ク)及時
計附屬品
- 三十 置物、花器、賞盃、賞牌、函物
其ノ他ノ美術裝飾品
- 三十一 煙草セット、シガレットケー
ス、ライター、灰皿其ノ他ノ喫煙用
器具
- 三十二 蓄音機(ラヂオ兼用蓄音機ヲ
含ム)及蓄音機用針其ノ他ノ蓄音機
用品
- 三十三 樂器、樂譜臺其ノ他ノ音樂用
器具
- 三十四 玩具及子供用乗物
- 三十五 紡織用、染色用又ハ整理用機
械器具(針布製造用機械器具ヲ除ク)
- 三十六 窯業用機械器具(硝子製造用
又ハ耐火物製造用機械器具及陶磁器
燒附用電氣爐ヲ除ク)
- 三十七 印刷用又ハ製本用機械用具
- 三十八 活字鑄造用機械器具
- 三十九 左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分
品ヲ製造スル專用機械器具
鐵釘(蹄釘ヲ除ク)
金網
菓子

- 清涼又ハ致醉飲料
- 香水
- 化粧品
- 石鹼
- 蓄音機用レコード
- セルロイド及同製品
- 紙及同製品(プライターペーパー等特
殊ノ紙ヲ除ク)
- 刷毛及刷子
- 綿製又ハ麻製ノ綱、繩及綱
- 帽子
- マツチ
- 金箔屬
- 萬年筆
- 鉛筆及クレヨン
- 四十 前各號ニ掲グル物品ノ附屬品

- 一 醫療用機械器具
- 二 度量衡器、計量器、計器其ノ他ノ
測定用機械器具
- 三 通信用機械器具(ラヂオ受信機ヲ
除ク)
- 第四條 第二條但書又ハ前條但書ノ許可
ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ
記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提
出スベシ
- 一 製造スル物品ノ名稱及數量
- 二 ニツケルノ種類別使用數量
- 三 ニツケルヲ使用セントスル事由
前項ノ許可申請書ヲ提出セントスル者
當該物品又ハ部分品ニ關スル工業組合
又ハ工業組合聯合會ノ組合員又ハ所屬
ノ工業者ナル場合ニ於テハ當該工業組
合又ハ工業組合聯合會ヲ經由シテ許可
申請書ヲ提出スベシ

- 第五條 第二條各號ニ掲グル物品又ハ其
ノ部分品ニシテ軍ノ註文ニ係ル物品若
ハ輸出品又ハ其ノ部分品タルモノノ製
造ニニツケルヲ使用セントスル者ハ豫
メ左ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅ
ベシ
- 一 製造工場ノ名稱及所在地
- 二 製造スル物品ノ名稱及數量
- 三 ニツケルノ種類別使用數量
- 四 製造スル物品ノ相手方別販賣豫定
數量
- 前項ノ規定ハ第二條各號又ハ第三條但
書各號ニ掲グル物品及其ノ部分品以外
ノモノニシテ軍ノ註文ニ係ル物品若ハ
輸出品又ハ其ノ部分品タルモノノメツ
キ用トシテニツケルヲ使用セントスル
者ニ之ヲ準用ス
- 第六條 第二條各號ニ掲グル物品又ハ其
ノ部分品ニシテ軍ノ註文ニ係ル物品又
ハ其ノ部分品タルモノノ製造ニニツケ
ルヲ使用シタル者又ハ當該物品若ハ部
分品ノ註文者ニシテ軍以外ノモノハ當
該物品若ハ部分品ヲ消費シ又ハ自己ニ
註文ヲ發シタル者以外ノ者ニ販賣スル
コトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方
長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ
在ラズ

若ハ部分品ノ註文者ニシテ軍以外ノモノニ之ヲ準用ス

第七條 第二條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品又ハ其ノ部分品トシテニツケルヲ使用シテ製造シタルモノヲ讓受ケタル者ハ之ヲ消費シ又ハ本邦、關東州、滿洲若ハ支那ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第二條及第三條ノ規定ハ本則施行ノ際現ニニツケルヲ使用シテ製造中ノモノニ付テハ之ヲ適用セズ

本則施行ノ際現ニニツケルヲ使用シテ製造スル爲業トスル者竝ニニツケルヲ使用シテ第二條各號又ハ第三條但書各號ニ掲グル物品及其ノ部分品以外ノモノニ

メツキヲ施スヲ業トスル者ハ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ本則施行ノ日現在ニ於ケルニツケルノ種類別在庫數量ヲ地方長官ニ届出ツベシ

鋼使用制限規則第一條中「洋銀(洋白)、四分一(臘銀)、白銅及赤銅」ヲ「四分一(臘銀)及赤銅」ニ改ム
銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件第一項中「銑鐵」ヲ「銑鐵(ニツケルヲ含有スルモノヲ除ク)」ニ改ム

鋼製品ノ製造制限ニ關スル件第一項中「鋼材(屑鋼ヲ含ム)」ヲ「鋼材(ニツケルヲ含有量千分ノ四以上ノモノヲ除ク)又ハ其ノ屑若ハ故」ニ改ム

第三條中「錫、アンチモン若ハニツケル」ヲ「錫若ハアンチモン」ニ、「銅」使用制限規則ノ適用ヲ受クル銅合金ヲ除ク)ヲ「銅使用制限規則ノ適用ヲ受クル銅合金及ニツケル使用制限規則ノ適用ヲ受クルニツケル合金ヲ除ク)」ニ改ム

第四條第二號及第三號中「錫、アンチモン若ハニツケル」ヲ「錫若ハアンチ

場合ハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十三年七月商工省令第五十一號鉛、亜鉛

錫等使用制限規則抄録

第三條 鉛、亜鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金(鋼使用制限規則ノ適用ヲ受クル合金ヲ除ク)ハ之ヲ左ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ニシテ輸出品ニ非ザルモノノ製造ニ使用スルコトヲ得ズ但シ亞鉛メツキ用、錫メツキ用又ハハンダトシテ使用スル場合及地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(左記略ス)

第四條 前條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

二 鉛、亜鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ノ種類別使用數量

三 鉛、亜鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用セントスル事由

第五條 鉛、亜鉛、錫、アンチモン若ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタル箔、紙若ハチユーブヲ以テ輸出品トシテ包裝シタル齒磨、化粧品若ハ飲食品又ハ第三條各號ニ掲グル物品若ハ其ノ部分品ニシテ輸出品トシテ鉛、亜鉛、錫、アンチモン、ニツケル若ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用シテ製造シタルモノヲ讓受ケタル者ハ之ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコト

モン」ニ改ム
第五條中「アンチモン、ニツケル若ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金」ヲ「アンチモン若ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金(鋼使用制限規則ノ適用ヲ受クル銅合金及ニツケル使用制限規則ノ適用ヲ受クルニツケル合金ヲ除ク)」ニ改ム
附則第三項中「錫、アンチモン若ハニツケル」ヲ「錫若ハアンチモン」ニ改ム
前四項ニ掲グル命令中從前ノ規定ハ本則施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本則施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

參照

昭和十三年四月二日商工省令第十九號銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件抄録

第一項

商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ銑鐵ヲ以テ之ヲ鑄造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十三年七月商工省令第四十九號鋼製品ノ製造制限ニ關スル件抄録

第一項

商工大臣ノ指定スル物品又ハ其ノ部分品ハ鋼材(屑鋼ヲ含ム)ヲ以テ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル

ヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則第三項

本則施行ノ際現ニ第三條各號ニ掲グル物品又ハ其ノ部分品ノ製造ヲ爲スヲ業トスル者ハ本則施行ノ際現ニ有スル鉛、亜鉛、錫、アンチモン若ハニツケル又ハ之等ノ金屬ヲ用ヒタル合金ヲ使用スル場合ニ限リ第三條ノ規定ヲ適用セズ但シ本則施行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出品ニ非ザルモノニ付第四條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ツベシ

昭和十三年八月商工省令第七十三號鋼使用制限規則抄録

第一條 本則ニ於テ鋼合金トハ黃銅(黃銅)、青銅(砲金ヲ含ム)、洋銀(洋白)、四分一(臘銀)、白銀及赤銅ヲ謂フ

鑛石配給統制規則

(昭和十五年九月十四日公布) (商工省令第七十三號即日施行)

第一條 本則ニ於テ鑛石トハ輸入シタルモノヲ除クノ外、金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、錫鑛、亞鉛鑛、鐵鑛及硫化鐵鑛ヲ謂フ

第二條 鑛業權者ハ其ノ鑛山ヨリ產出スル鑛石ニシテ當該鑛山ノ附屬製鍊場以外ノ製鍊場又ハ事業場(硫酸製造工場其ノ他鑛石ヲ使用スル事業場ヲ謂フ以

下同)ニ販賣其ノ他如何ナル原因ニ因ルヲ問ハズ送付スルモノニ付鑛山毎ニ毎年四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間(以下上期ト稱ス)及十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間(以下下期ト稱ス)ノ鑛石送付計畫ヲ定メ上期ノモノニ在リテハ二月末日迄ニ下期ノモノニ在リテハ八月三十一日迄ニ之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ但シ當該期間ニ於ケル送鑛量三百噸ニ滿タザル鑛山ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依ル鑛石送付計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 鑛山ノ名稱及所在地
二 鑛業權者ノ氏名名稱及住所
三 送付スル鑛石ノ左ニ掲グル事項(送付先タル製鍊場又ハ事業場別ニ記載スベシ)

(一) 送付先タル製鍊場又ハ事業場ノ名稱及所在地ニ製鍊業者又ハ事業主ノ氏名名稱及住所
(二) 種類別數量及品位
(三) 輸送徑路ノ概要

前項ノ鑛石送付計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

一 當該鑛山ニ於テ當該期間ニ產出スル鑛石ノ種類別數量及品位(粗鑛及精鑛ノ別ニ記載スベシ)

二 前號ノ鑛石ニテ當該鑛山ノ附屬製鑛場ニ於テ當該期間ニ製鍊スルモノノ種類別數量及品位

三 上期又ハ下期ノ初日及末日ニ於ケル種類別貯鑛數量及品位

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタル者第二項第三號ニ掲グル事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ但シ一製鍊場又ハ一事業場ニ對シ送付スル鑛石ノ總數量ヲ二割以內増減スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 製鍊業者ハ其ノ製鍊場ニ於テ製鍊スル鑛石(金、銀、銅、鉛、錫又ハ亞鉛ヲ含マザル硫化鐵及鐵錳ヲ除ク第六條ノ場合亦同ジ)ニシテ當該製鍊場ノ附屬スル鑛山以外ノ鑛山又ハ製鍊場若ハ事業場ヨリ買入其ノ他如何ナル原因ニ因ルヲ問ハズ受入ルモノニ付製鍊場毎ニ毎年上期及下期ノ鑛石受入計畫ヲ定メ上期ノモノニ在リテハ二月末日迄ニ、下期ノモノニ在リテハ八月三十一日迄ニ之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依ル鑛石受入計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 製鍊場ノ名稱及所在地

二 製鍊業者ノ氏名名稱及住所

三 受入レル鑛石ノ左ニ掲グル事項(受入先タル鑛山、製鍊場又ハ事業場別ニ記載スベシ)

(一) 產出鑛山ノ名稱及所在地並ニ鑛業權者ノ氏名名稱及住所

(二) 受入先タル鑛山、製鍊場又ハ事業場ノ名稱及所在地並ニ鑛業權者製鍊業者又ハ事業主ノ氏名名稱及住所

(三) 種類別數量及品位

(四) 輸送徑路ノ概要

前項ノ鑛石受入計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

一 當該製鍊場ニ於テ當該期間ニ製鍊スル鑛石ノ種類別數量及品位

二 附屬製鍊場ニ在リテハ當該製鍊場ノ附屬スル鑛山ヨリ當該期間ニ受入ル鑛石ノ種類別數量及品位

三 上期又ハ下期ノ初日及末日ノ種類別貯鑛數量及品位

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタル者第二項第三號ニ掲グル事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ但シ一鑛山、一製鍊場又ハ一事業場ヨリ受入レル鑛石ノ總數量ヲ二割以內増減スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ鑛業權者、製鍊業者又ハ事業主ニ對シ鑛石ノ賣買、送付又ハ受入ニ付必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 第二條第一項ノ規定ニ依リ鑛石送付計畫ヲ届出デタル者ハ其ノ實施ノ狀況ニ付鑛山毎ニ上期及下期ノ鑛石送付報告書ヲ上期ノモノニ在リテハ十月三十一日迄ニ、下期ノモノニ在リテハ四月三十日迄ニ商工大臣ニ提出スベシ

第六條 第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ鑛石送付報告書ニ之ヲ準用ス

第六條 第三條第一項ノ規定ニ依リ鑛石受入計畫ヲ届出デタル者ハ製鍊場毎ニ毎月末日迄ニ前月分ノ鑛石受入報告書ニ左ニ掲グル事項ヲ鑛石ノ受入先別及種類別ニ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 前月中ニ受入レタル鑛石ノ豫定實

收率

二 前月中ニ買入レタル鑛石ノ買入價格及其ノ算出ノ基礎

第三條 第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ鑛石受入報告書ニ之ヲ準用ス

第七條 本則ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スル書類ハ三通(前條第一項ノ規定ニ依リ添附スル書類ニ在リテハ二通)トシ鑛山又ハ製鍊場ノ所在地ヲ管轄スル鑛山監督局長ヲ經由スベシ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六條ノ規定ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條及第三條ノ規定ハ昭和十五年上期分ノ鑛石送付計畫及鑛石受入計畫ニ付テハ之ヲ適用セズ

昭和十五年下期分ノ鑛石送付計畫及鑛石受入計畫ハ第二條及第三條ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十月十日迄ニ之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

工作機械供給制限規則ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

(昭和十五年三月一日) 商工省令第十號

〔織 維〕

昭和十四年六月商工省告示第三百三十六號(織維工業設備ニ關スル件)第二項ノ規定ニ依ル設備指定ノ件) 中改正

昭和十五年六月二十四日ヨリ施行

(昭和十五年六月二十日) 商工省告示第二百八十八號

「組紐機」ヲ「製紐機」ニ改メ「製膜機」ノ次ニ左ノ如ク加フ

捺染臺及捺染板

絞染用布括機

織維工業設備ニ關スル件第二項ノ規

定ニ依リ設備指定

(昭和十五年二月三日) 商工省告示第三十二號

改正 (昭和十五年六月二十日) 商工省告示第二八九號(昭和十五年六月二十四日施行)

開繭機

工業用裁縫機 (製本用裁縫機及皮革用裁縫機ヲ除ク)

織維製品製造制限規則中

改正

(昭和十四年十二月二十八日公布) 商工省令第七十七號(一月二十五日施行)

別表甲號ニ左ノ如ク加フ

毛織物 (毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ)

別表乙號ニ左ノ如ク加フ

毛織物 (毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ)

附 則

本令ハ昭和十五年一月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

〔機 械〕

同

(昭和十五年六月五日公布)
商工省令第四十號即日施行

第六條中「乙號纖維製品」ヲ「乙號纖維製品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下指定乙號纖維製品ト稱ス)ニ、又ハ販賣スルコトヲ得ズ」ヲ「又ハ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ讓渡スコトヲ得ズ」ニ改メ同條ニ左ノ二項ヲ加フ
前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ノ讓受ケタル指定乙號纖維製品ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ
第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ハ毎月ノ指定乙號纖維製品ノ販賣數量ヲ定メ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
從前ノ規定ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔參照〕

昭和十四年九月五日商工省令第四十六號纖維製品製造制限規則抄錄

第六條 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料トシテ乙號纖維製品ヲ製造シタル者又ハ之ヲ讓受ケタル者ハ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於

ケル消費ニ充ツル爲之ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

同

(昭和十五年九月十日公布)
商工省令第七十一號九月二十九日施行

別表甲號中「ステープルファイバー莫大小生地」ヲ「ステープルファイバー莫大小生地(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)ニ改メ「毛織物(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ)」ノ次ニ左ノ如ク加フ
毛莫大小製品(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ)
毛莫大小生地(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ)
毛紡式ステープルファイバー莫大小製品(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)
毛紡式ステープルファイバー莫大小生地(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)

同

(昭和十五年十月二日公布)
商工省令第七十八號十二月一日施行

別表甲號ニ左ノ如ク加フ
人造絹織物(天鵝絨ニシテ經緯二重組織ノモノ又ハ針金ヲ織込ムモノ、ゴブラン織、綴錦、金襴及帶地ニシテ縫取開入若ハ獨鈷織ノモノ又ハ三種若ハ三色以上ノ緯絲ヲ用ヒ三挺以上ノ追杼ニ依リ製織スルモノ竝ニ毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)
別表乙號ニ左ノ如ク加フ
人造絹織物(天鵝絨ニシテ經緯二重組織ノモノ又ハ針金ヲ織込ムモノ、ゴブラン織、綴錦、金襴及帶地ニシテ縫取開入若ハ獨鈷織ノモノ又ハ三種若ハ三色以上ノ緯絲ヲ用ヒ三挺以上ノ追杼ニ依リ製織スルモノ竝ニ毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)

附 則

本令ハ昭和十五年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

同

(昭和十五年十月二十二日公布)
商工省令第八十七號十二月二十日施行

別表甲號中「ステープルファイバー織物(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)」ヲ「ステープルファイバー織物(綿ヲ使用シタル絲ヲ使用シタルモノ及毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)ニ改ム
別表乙號中「ステープルファイバー織物(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)」ヲ「ステープルファイバー織物(綿ヲ使用シタル絲ヲ使用シタルモノ及毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十五年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

同

(昭和十五年十月二十五日公布)
商工省令第八十八號即日施行

別表乙號中「ステープルファイバー莫大小生地」ヲ「ステープルファイバー莫大小生地(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)ニ、ステープルファイバー莫大小靴下(ソクレット及軍足竝ニ毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)ニ改ム
別表乙號中毛織物(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ)ノ次ニ左ノ如ク加フ
毛莫大小製品(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ)
毛莫大小生地(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ)
毛紡式ステープルファイバー莫大小製品(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)
毛紡式ステープルファイバー莫大小生地(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)

附 則

本令ハ昭和十五年九月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

同

(昭和十五年十二月二十二日)
商工省令第百五號

第四條 纖維需給調整協議會ハ檢査合格品ニハ別記様式第一號ノ印章又ハ證票ヲ、檢査不合格品ニハ別記様式第二號ノ印章又ハ證票ヲ附スベシ
第五條中「押捺シタル印章」ヲ「附シタル印章又ハ證票」ニ改ム

別記様式第一號及様式第二號ヲ左ノ如ク改ム

昭和十四年九月五日商工省令第四十六號纖維製品製造制限規則抄録
 第四條 纖維製品製造會ハ検査合格品ニハ別記様式第一號ノ印章ヲ、検査不合格品ニハ別記様式第二號ノ印章ヲ捺捺スベシ
 第五條 乙號纖維製品ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ前條ノ規定ニ依リ捺捺シタル印章ヲ抹消シ、除却シ又ハ隠蔽スルコトヲ得ズ

昭和十四年九月商工省告示第二四二
 十三號纖維製品製造制限規則第一條ノ規定ニ依ル纖維製品ノ種類指定ニ關スル件中左ノ邊改正ス

(昭和十四年十二月二十八日
 商工省告示第三百七十九號)

- 二ノ次ニ左ノ如ク加フ
- 三 毛織物中
- サージ
- 服地
- ボーラー
- クレパネット

- ゼコニー
- アルバカ裏地
- 芯地
- ラシヤ
- 肩掛
- 毛布
- 角卷

同

- 一 ステールフルファイバー織物中大和織
- ノ次ニ左ノ如ク加フ
- 服地
- ボーラー

(昭和十五年七月一日
 商工省告示第三百十六號)

同

- 三ノ次ニ左ノ如ク加フ
- 四 毛莫大小製品中
- シャツ
- ズボン下
- 子供用股引(腹當附股引ヲ含ム)

(昭和十五年九月十日
 商工省告示第五百二十二號)

- コンピネーション
- 婦人クリンシャツ
- 婦人東袴袴
- 婦人服下
- 婦人股引(半股引ヲ含ム)
- 首卷
- 腹卷
- 腰卷
- ズロース
- 海水パンツ
- 婦人海水着
- 子供服
- セーター
- ハーフコート
- サツクコート(ジレーヲ含ム)
- レギンス
- 子供帽子
- 靴下(カバリーヲ含ム)
- 手袋
- オシメカバ
- 幼児服
- チヨツキ
- 目出帽子
- 毛足袋
- 五 毛莫大小生地中

經編メルトン

- 六 丸編生地
- 毛紡式ステールフルファイバー莫大小製品中
- シャツ
- ズボン下
- 子供用股引(腹當附股引ヲ含ム)
- コンピネーション
- 婦人クリンシャツ
- 婦人東袴袴
- 婦人股引(半股引ヲ含ム)
- 首卷
- ズロース
- ケーブ
- 幼児服
- 子供上服
- セーター
- レギンス
- 手袋
- 七 毛紡式ステールフルファイバー莫大小生地中
- 丸編生地

同

- 七ノ次ニ左ノ如ク加フ
- 八 人造絹織物中
- 人平
- 鹽瀬
- ボプリン
- 寒冷紗
- 雙人縞
- ハンカチーフ地
- レヨパール
- 銀波
- フジエツト
- 綾織
- カラー地
- ドビー變織
- 縞子
- 紋縞子
- 縮縞
- ドビー變縮縞
- 紋縮縞
- 紋縞子縮縞
- ジヨージェット
- 縞ジヨージェット

(昭和十五年十月二日
 商工省告示第五百七十六號)

- 紋ジヨージェット
- 紋バレス
- オリエンタルク
- レーブ
- ボイル
- 縞ボイル
- 縞ボイル
- 紗ボイル
- 壁
- 紋壁
- 縞
- 紗
- 紋紗
- サツカー
- ボーラー
- 傘地
- 服地
- ネクタイ地
- 裏地
- スレーキ
- 別珍
- 無線天鷲絨
- 家具用裂地
- 風呂敷地
- コート地

紋コート地
袴生地
紋袴生地
座布圍地
兵兒帶地
羽二重
紋羽二重
白紬
中形用生地
葛布
壁繻紗
紋繻紗
紋縷子
絹袴生地
紗袴生地
紋紗袴生地
帶生地
紋帶生地
絹帶生地
銘仙
上布
紬
御召
大島
セル

絹羽尺
袴地
黒八丈
夜具地
丹前地
マフラ
袋物地
帶苳地
博多帶
織丸帶
織加工帶
織名古屋帯
黒共名古屋帯
黒名古屋帯
袋帯
リソグ帯
紋單帯
紋伊達巻
紋兒帶

同
一ヲ左ノ如ク改ム
(昭和十五年十月二十二日)
(商工省告示第六百三十三號)

一 ステープルファイバー織物中
サージ
服地
ボーラー
セル
ネル
モスリン
小幅生地
縞織
絨
裏地用生地
夜具地
黒八丈
縹帶用生地
縹麻布
北布
粗布
天竺
金巾
ポプリン
三綾
細綾
小倉服地
ギンガム
サツカー

ゼファ
變織
スレーキ
寒冷紗
蚊帳生地
厚織
フート地
毛布
斑布
苳地
座蒲團地
風呂敷地
敷布
家具用裂地
マフラ
襖地
別珍
コイル天
タオル
シル織
モケツト

同
六中「リング帯」ノ次ニ「單帯」ヲ加フ
(昭和十五年十二月二十六日)
(商工省告示第八百七十六號)

同
日本人絹織物格外品株式会社
(昭和十五年十月二日)
(商工省告示第五百七十七號)

昭和十四年九月商工省告示第二百二十四號(織造製品製造制限規則第二條ノ規定ニ依ル不合格品引渡團體指定ノ件)中改正
(昭和十五年一月二十三日)
(商工省告示第十五號)

織造製品製造制限規則第六條第一項ノ規定ニ依リ指定
(昭和十五年六月五日)
(商工省告示第二百六十二號)

「日本綿織物工業組合聯合會」及「日本ステープルファイバー織物工業組合聯合會」ヲ削リ「日本タオル工業組合聯合會」ノ次ニ「日本ス・フ製品株式会社」ヲ加フ
(昭和十四年十二月二十八日)
(商工省告示第三百八十號)

織造製品製造制限規則第二條ノ規定ニ依リ指定

大日本毛織物工業組合聯合會

同
(昭和十五年六月五日)
(商工省告示第二百六十三號)
ステープルファイバー織物(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ除ク)
ステープルファイバー莫大小生地(綿絲ヲ用ヒタルモノヲ除ク)
ステープルファイバー莫大小靴下(ソクレット、軍足及綿絲ヲ用ヒタルモノヲ除ク)
毛織物(毛ヲ重量割合ニ於テ一割以上含ムモノヲ謂フ)

纖維製品配給統制規則

(昭和十五年二月九日公布 商工省令第三號二月二十六日施行)

第一條 商工大臣ノ指定シタル纖維製品(以下纖維製品ト稱ス)ノ製造ヲ業トスル者(別表甲號ニ掲グル者ヲ除ク)ハ其ノ製造シタル纖維製品ヲ他ノ物品ノ原料若クハ材料ニ使用シ(加工スル場合ヲ除ク)又ハ之ヲ別表甲號ニ掲グル者以外ノ者ニ讓渡(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 左ノ各號ノ一ニ該當スル纖維製品ノ原料又ハ材料ニ使用スルトキ
イ 軍用品
ロ 輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)
二 左ノ各號ノ一ニ該當スル纖維製品ヲ讓渡スルトキ
イ 軍用品
ロ 輸出品又ハ輸出品ノ原料若クハ材料ニ用フルモノ

三 纖維製品製造制限規則ニ依リ同則第二條ノ商工大臣ノ指定シタル者ニ讓渡スルトキ
四 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
第二條 別表甲號ニ掲グル者ハ其ノ製造シ若ハ前條ノ規定ニ依リ讓受ケタル纖維製品又ハ之ヲ原料若クハ材料トシテ製造シタル製品ヲ別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 割當票ト引換ヘニ讓渡スルトキ
二 纖維製品製造制限規則ニ依リ同則第二條ノ商工大臣ノ指定シタル者ニ讓渡スルトキ
三 特別ノ事情ニ依リ商工大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
第三條 別表乙號ニ掲グル者ハ前條ノ規定ニ依リ讓受ケタル製品又ハ之ヲ原料若クハ材料トシテ製造シタル製品ヲ別表丙號ニ掲グル者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 割當票ト引換ヘニ讓渡スルトキ
二 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可

ヲ受ケタルトキ
第四條 別表丙號ニ掲グル者割當票ト引換フルニ非ザレバ前條ノ規定ニ依リ讓受ケタル製品又ハ之ヲ原料若クハ材料トシテ製造シタル製品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限リニ在ラズ
第五條 割當票ノ交付ヲ受ケタル者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ纖維製品又ハ之ヲ原料若クハ材料トシテ製造シタル製品ヲ讓受ケタルコトヲ得ズ
第六條 割當票ハ商工大臣、地方長官又ハ纖維需給調整協議會之ヲ發行スベシ地方長官又ハ纖維需給調整協議會ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ前項ノ割當票ヲ發行スベシ
地方長官又ハ纖維需給調整協議會ハ第一項ノ割當票ノ様式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ
第七條 割當票ノ交付ヲ受ケタル者ハ割當票ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ
第八條 別表甲號別表乙號又ハ別表丙號ニ掲グル者ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ製造シ、讓受ケ又ハ讓渡シタル纖維製

品又ハ之ヲ原料若クハ材料トシテ製造シタル製品ノ種類別數量ヲ商工大臣ニ報告スベシ
附 則
本則ハ昭和十五年二月二十六日ヨリ之ヲ施行ス
別表

- 甲號 日本特免織物製造株式會社
日本内地莫大小統制株式會社
乙號 日本特免綿帆布元配給株式會社
日本特免綿ネル元配給株式會社
久留米綿元配給株式會社
備後特免綿元配給株式會社
伊豫綿元配給株式會社
日本特免足袋原料元配給株式會社
日本特免綿織物元配給株式會社
特免ガヲ紡織物元配給株式會社
全國局方ガ―製造統制株式會社
丙號 東部特免綿織物配給株式會社
中部特免綿織物配給株式會社
西部特免綿織物配給株式會社
關東特免足袋原料配給株式會社

關西特免足袋原料配給株式會社
中國特免足袋原料配給株式會社

纖維製品配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ讓渡製品指定

(昭和十五年二月九日 商工省令第四十八號)
纖維製品ノ製造制限ニ關スル件ノ適用ヲ受ケル綿織物ニシテ其ノ製造ニ付同令第一項但書ノ許可ヲ受ケタルモノ(タオル及落綿絲ヲ使用シタル數布ヲ除ク)
莫大小生地 軍手

絲配給統制規則中改正

(昭和十五年十二月二十七日公布 商工省令第百十號即日施行)
第一條第一項中「割當テタル數量」ノ下ニ「(用途別ニ割當テタル數量)」ヲ、同條第二項中「割當ノ總數量」ノ下ニ「(用途別ニ割當ツル場合ニ在リテハ用途別割當ノ總數量)」ヲ加フ

第二條第一項但書中「前條第一項ノ規定ニ依リ絲ノ指定アリタル際」ヲ「前條第一項ノ規定ニ依リ割當ノ際」ニ改ム
第三條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第四條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ前條但書ノ許可ヲ受ケタル買受ケル工業者ニ對シ販賣スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第六條中「割當票ト引換ヘ」ヲ「其ノ」ニ改ム

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年一月二日 商工省令第七號絲配給統制規則抄録
第一條 商工大臣ノ指定シタル絲(以下絲ト稱ス)ヲ原料又ハ材料トスル製品ノ製造ヲ業トスル者(以下工業者ト稱ス)ハ地方長官ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル數量ヲ超エシ製造ノ原料又ハ材料ニ使用スルコトヲ得ズ但シ輸出品(關東州、滿洲國及中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)又ハ輸出品ノ原料若クハ材料ノ製造ノ爲メ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
地方長官又ハ統制團體ハ前項ノ規定ニ依リ割當

ノ總數量ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ
 第二條第一項
 地方長官又ハ統制團體ハ工業者ニ對シ其ノ者ノ
 數量(委託ニ依ル製造ノ爲使用スル絲ノ割
 當數量ヲ除ク)ニ相當スル割當票ヲ交付スベシ
 但シ地方長官又ハ統制團體ハ前條第一項ノ規定
 ニ依ル絲ノ指定アリタル際常時保有スルヲ必要
 ト認メラルル數量ヲ超工第三條ノ絲ヲ保有スル
 工業者ニ對シテハ割當票ヲ交付セズ又ハ其ノ者
 ノ割當數量ニ滿タザル數量ニ相當スル割當票ヲ
 交付スルコトヲ得
 第三條 工業者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ其
 ノ使用スル絲(輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材
 料ノ製造ノ爲使用スルモノヲ除ク)ヲ買受クル
 コトヲ得ズ
 第四條第一項
 工業者ニ對シ前條ノ絲ヲ販賣スル者ハ割當票ト
 引換フルニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ
 第六條 工業者ハ割當票ト引換ヘ買受ケタル絲ヲ
 他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ
 但シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ
 在ラズ

**輸出綿製品配給統制規則
 中改正**

(昭和十五年八月二十一日公布
 商工省令第六十三號即日施行)

別表甲號中「おたふくわた株式会社」、「大
 町紡績株式会社」、「愛知織物株式会社」
 及「旭紡績株式会社」ヲ削リ「大正製綿
 株式会社」ヲ「箕福紡績株式会社」ニ、
 「若林製織紡績株式会社」ヲ「若林製絲紡
 績株式会社」ニ、「株式会社服部商店」
 ヲ「興亞紡績株式会社」ニ改メ「大野木
 紡績部大野木萬次郎」ノ次ニ左ノ如ク加
 フ竹村棉業株式会社
 別表乙號中「日本綿毛布株式会社」ヲ「日
 本輸出綿毛布株式会社」ニ改ム
 附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**苧麻、大麻等ノ購買制限
 ニ關スル件**

(昭和十五年六月十日公布
 商工省令第四十三號七月二日施行)

第一條 苧麻、大麻其ノ他ノ麻(屑ヲ含
 ム)ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ
 (以下麻ト稱ス)ヲ原料又ハ材料トスル
 物品ノ製造ヲ業トスル者ハ商工大臣ノ
 指定シタル者以外ノ者ヨリ麻ヲ買受

(本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル受
 入ヲ含ム以下同ジ)クルコトヲ得ズ但
 シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ
 限ニ在ラズ
 一 軍ヨリ麻ヲ買受クルトキ
 二 麻ヲ原料又ハ材料トスル物品ノ製
 造ヲ業トスル者苧麻、大麻等統制規
 則第一條第一項ノ規定ニ依リ農林大
 臣ノ指定シタル者ナル場合ニ於テ販
 賣ノ目的ヲ以テ麻ヲ買受クルトキ
 三 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可
 ヲ受ケタルトキ
 第二條 前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指
 定シタル者以外ノ者ハ販賣ノ目的ヲ以
 テ麻ヲ買受クルコトヲ得ズ但シ左ノ各
 號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラ
 ズ
 一 麻ヲ輸入又ハ移入スルトキ
 二 苧麻、大麻等統制規則第一條第一
 項ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定シタ
 ル者麻ヲ買受クルトキ
 三 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可
 ヲ受ケタルトキ
 第三條 第一條但書第二號ノ規定ニ依リ
 麻ヲ買受ケタル者ハ之ヲ販賣以外ノ用

ニ供スルコトヲ得ズ
 附 則
 本令ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ施行
 ス

**苧麻、大麻等ノ購買制限ニ關スル件
 第一條ノ規定ニ依リ麻指定**

(昭和十五年六月二十七日
 商工省令第三百六號)

苧麻(野生ノモノヲ含ム)及其ノ屑(苧
 麻製品ノ製造ノ過程ニ於テ生ジタル屑
 ヲ除ク)
 大麻(線麻ヲ含ム)及其ノ屑(大麻製品
 ノ製造ノ過程ニ於テ生ジタル屑ヲ除
 ク)
 外國産市皮
 苧麻、大麻等ノ購買制限ニ關スル件第
 一條ノ規定ニ依リ指定

(昭和十五年六月二十七日
 商工省令第三百七號)
 改正 (昭和十五年九月二十七日
 商工省令第五百六十七號)

日本原麻株式会社
 東京苧麻卸商業組合

大阪苧麻卸商業組合
 名古屋苧麻卸商業組合
 京都苧麻卸商業組合
 日本麻類織維商業組合
 備後苧麻卸商業組合

苧麻、大麻等統制規則

(昭和十五年六月十日公布
 農林省令第四十四號七月一日施行)

第一條 苧麻、大麻其ノ他ノ麻(屑ヲ含
 ム)ニシテ農林大臣ノ指定スルモノ(以
 下麻ト稱ス)ノ生産者若ハ其ノ組織ス
 ル團體又ハ麻ヲ輸入若ハ移入シタル者
 ハ之ヲ農林大臣ノ指定シタル統制機關
 又ハ農林大臣ノ指定シタル者以外ノ者
 ニ販賣(本令施行前ニ爲シタル契約ニ
 依ル引渡ヲ含ム)スルコトヲ得ズ但シ
 特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受
 ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 前項ノ農林大臣ノ指定シタル者ハ麻ヲ
 前項ノ統制機關以外ノ者ニ販賣スルコ
 トヲ得ズ
 第二條 前條第一項ノ統制機關ハ農林大
 臣ノ指示シタル方法以外ノ方法ニ依リ

麻ヲ販賣スルコトヲ得ズ
 第三條 農林大臣特ニ必要アリト認ムル
 トキハ販賣ノ條件ヲ定メ麻ヲ所有スル
 者ニ對シ之ヲ第一條第一項ノ統制機關
 ニ販賣スベキコトヲ命ズルコトアルベ
 シ
 第四條 農林大臣特ニ必要アリト認ムル
 トキハ第一條第一項ノ統制機關又ハ農
 林大臣ノ指定シタル者ニ對シ麻ノ買入
 先賣買方法其ノ他ニ關シ麻ノ需給調整
 上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ
 第五條 農林大臣ハ第一條第一項ノ統制
 機關又ハ農林大臣ノ指定シタル者ヨリ
 麻ノ需給調整上必要ナル報告ヲ徵スル
 コトアルベシ
 附 則
 本令ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ施行
 ス

苧麻、大麻等統制規則第一條第一項
 ノ規定ニ依リ指定
 (昭和十五年六月十九日
 農林省令第二百七十號)
 同條同項ノ農林大臣ノ指定スル麻

苧麻(野生ノモノヲ含ム)及其ノ屑(手
麻製品ノ製造ノ過程ニ於テ生ジタル屑
ヲ除ク)
大麻(線麻ヲ含ム)及其ノ屑(大麻製品
ノ製造ノ過程ニ於テ生ジタル屑ヲ除
ク)
外國産市皮
同條同項ノ農林大臣ノ指定シタル統制機
關
日本原麻株式会社

黃麻、マニラ麻配給統制規則

(昭和十五年六月十日公布
商工省令第四十二號七月一日施行)
第一條 黃麻(内地産黃麻ヲ除ク)又ハマ
ニラ麻(以下麻ト稱ス)ヲ原料又ハ材料
トスル物品ノ製造ヲ業トスル者(以下
工業者ト稱ス)ハ地方長官又ハ纖維需
給調整協議會ニ於テ用途別ニ割當テ
ル數量ヲ超ニ當該用途ニ麻ヲ使用ス
ルコトヲ得ズ但シ軍ノ委託ヲ受ケ麻ヲ使
用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

地方長官又ハ纖維需給調整協議會ハ前
項ノ規定ニ依ル毎月ノ割當ノ用途別總
數量ニ付豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベ
シ之ヲ變更セントスルキ亦同ジ
第二條 地方長官又ハ纖維需給調整協議
會ハ工業者ニ對シ其ノ者ノ割當數量
(委託ニ依ル製造ノ爲使用スル麻ノ割
當數量ヲ除ク)ニ相當スル割當票ヲ交
付スベシ
地方長官又ハ纖維需給調整協議會ハ前
項ノ割當票ノ様式ニ付商工大臣ノ承認
ヲ受クベシ
第三條 工業者ハ割當票ト引換フルニ非
ザレバ其ノ使用スル麻ヲ買受クルコト
ヲ得ズ
第四條 工業者ニ對シ前條ノ麻ヲ販賣ス
ル者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ之
ヲ賣渡スコトヲ得ズ
前條ノ麻ヲ販賣スル者ハ工業者ヨリ割
當票ト引換ヘニ買受ノ申込アリタルト
キハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒
ムコトヲ得ズ
第五條 工業者其ノ輸入又ハ移入シタル
麻ヲ使用セントスルトキハ其ノ使用セ
ントスル麻ノ數量ニ相當スル割當票ニ

使用ノ年月日ヲ示ス消印ヲ捺捺スベシ
第六條 工業者ハ割當票ヲ他人ニ讓渡シ
又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ
第七條 工業者ハ割當票ト引換ヘ買受ケ
タル麻ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ但
シ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此
ノ限ニ在ラズ
第八條 工業者ハ毎月十日迄ニ左ニ掲ゲ
ル事項ヲ割當票ヲ交付シタル地方長官
又ハ纖維需給調整協議會ニ報告スベシ
一 前月中ニ割當票ト引換ヘ買受ケタ
ル麻ノ買受先別種類數量
二 割當票ト引換ヘ買受ケタル麻ノ前
月中ニ於ケル種類別使用數量
三 前月中ニ割當票ニ消印ヲ捺捺シテ
使用シタル麻ノ種類別數量
第九條 工業者ニ對シ第三條ノ麻ヲ賣渡
シタル者ハ毎月前前月中ニ引換ヘタル
割當票ヲ之ヲ交付シタル地方長官又ハ
纖維需給調整協議會ニ差出スベシ
前項ノ規定ハ割當票ニ消印ヲ捺捺シテ
麻ヲ使用シタル工業者ニ之ヲ準用ス
第十條 工業者又ハ工業者ニ對シ第三條
ノ麻ヲ販賣スル者ハ帳簿ヲ備ヘ同條ノ
麻ノ買受又ハ賣渡ニ關スル事實ヲ記載

第十一條 工業者ハ其ノ製造シタル物品
ノ數量及其ノ使用シタル麻ニ付地方長
官又ハ纖維需給調整協議會ノ検査ヲ受
クベシ
附 則
本則ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ施行
ス

生絲配給統制規則

(昭和十五年一月九日公布
農林商工省令第一號)
改正
昭和十五年三月十八日 第三號即日施行
昭和十五年十月九日 第九號
第一條 製絲業者ニシテ五十釜以上ノ繰
絲機ヲ備フル工場ヲ有スルモノハ工場
別ニ一月ヨリ起算スル毎三ヶ月間ノ器械
生絲ノ製造豫定數量並ニ輸出向及國內
用別出荷豫定數量ヲ定メ之ヲ當該期間
ノ開始ノ日ノ一月前迄ニ様式第一號ニ
依リ農林大臣ニ報告スベシ
第二條 農林大臣ノ指定シタル玉絲製造
業者ノ團體ハ毎月十日迄ニ翌月ノ其ノ

組織者ノ玉絲製造豫定總數量ヲ様式第
二號ニ依リ農林大臣ニ報告スベシ
第三條 前二條ノ規定ニ依ル報告ハ各正
副二通ヲ作成シ當該工場又ハ團體ノ所
在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ之
ヲ爲スベシ
第四條 生絲(器械生絲、座繰生絲及玉
絲ヲ謂ヒ加工シタルモノヲ含ム但シ商
工大臣ノ指定シタルモノヲ除ク別ニ定
ムル場合ヲ除ク)ノ外以下之ニ同ジ)ヲ
原料若ハ材料トスル製品ノ製造又ハ生
絲ノ加工ヲ業トスル者(以下工業者ト
稱ス)ハ地方長官ニ於テ又ハ商工大臣
ノ指定シタル團體(以下統制團體ト稱
ス)ニ於テ割當テタル數量ヲ超ニ生絲
ヲ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ加
工(受託ニ依リ加工スル場合ヲ除ク)ス
ルコトヲ得ズ
地方長官又ハ統制團體ハ前項ノ規定ニ
依リ割當ノ總數量ニ付商工大臣ノ承認
ヲ受クベシ
第五條 地方長官又ハ統制團體ハ工業者
ニ對シ其ノ者ノ割當數量(委託ニ依ル
製造ノ爲使用スル生絲ノ割當數量ヲ除
ク)ニ相當スル割當票ヲ交付スベシ但

シ地方長官又ハ統制團體ハ本令公布ノ
際當時保有スルヲ必要ト認メラル數量
量ヲ超ニ生絲ヲ保有スル工業者ニ對シ
テハ割當票ヲ交付セズ又ハ其ノ者ノ割
當數量ニ滿タザル數量ニ相當スル割當
票ヲ交付スルコトヲ得
地方長官又ハ統制團體ハ前項ノ規定ニ
依リ交付スル割當票ノ總數量又割當票
ノ様式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ
第六條 工業者ハ前條ノ割當票ト引換フ
ルニ非ザレバ生絲ヲ買受(本規定施行
前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ヲ含ム以
下之ニ同ジ)クルコトヲ得ズ
工業者ニ對シ生絲ヲ販賣スル者ハ割當
票ト引換フルニ非ザレバ之ヲ販賣(本
規定施行前ニ爲シタル契約ニ依リ引渡
ヲ含ム以下之ニ同ジ)スルコトヲ得ズ
工業者ニ對シ生絲ヲ販賣スル者ハ工業
者ヨリ割當票ト引換ヘニ買受ノ申込ア
リタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレ
バ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
第七條 工業者ハ割當票ヲ他人ニ讓渡ス
ルコトヲ得ズ
第八條 工業者ハ割當票ト引換ヘ買受ケ
タル生絲ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ

但シ生絲ノ加工ヲ業トスル者ガ其ノ加工シタル生絲ヲ譲渡スル場合又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 工業者生絲ヲ割當票ト引換ヘ買受ケタルトキハ運滞ナク其ノ買受先別及種類別數量ヲ割當票ヲ交付シタル地方長官又ハ統制團體ニ報告スベシ

第十條 工業者ニ對シ生絲ヲ販賣スル者割當票ト引換ヘ生絲ヲ販賣シタルトキハ運滞ナク其ノ販賣先別及種類別數量ヲ割當票ヲ交付シタル地方長官又ハ統制團體ニ報告スベシ

第十一條 工業者ニ對シ生絲ヲ販賣スル者ハ毎月前月中ニ引換ヘタル割當票ヲ之ヲ交付シタル地方長官又ハ統制團體ニ差出スベシ

第十二條 工業者又ハ工業者ニ對シ生絲ヲ販賣スル者ハ帳簿ヲ備ヘ生絲ノ買受又ハ販賣ニ關スル事實ヲ記載スベシ

第十三條 工業者ハ其ノ製造シタル製品ノ數量及其ノ使用シタル原料又ハ材料ニ付地方長官又ハ統制團體ノ検査ヲ受ケベシ

第十四條 生絲ノ販賣ヲ業トスル者ノ開

體ニシテ農林大臣ノ指定シタルモノ(以下配給團體ト稱ス)若ハ其ノ組織又ハ地方長官ノ指定シタル者ニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ生絲ヲ買受クルコトヲ得ズ但シ輸出業者ガ買受クル場合、取引所ニ於テ買受クル場合又ハ取引所ノ受渡ニ供スル目的ヲ以テ買受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

生絲ハ配給團體及其ノ組織者、前項ノ地方長官ノ指定シタル者並ニ工業者以外ノ者ニ對シ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ前項但書ノ規定ニ依リ買受クル者ニ對シ販賣スル場合「又ハ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合」ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 農林大臣又ハ商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ生絲ノ製造、販賣若ハ買受ヲ爲ス者又ハ生絲ノ原料若ハ材料トスル製品ノ製造若ハ生絲ノ加工ヲ爲ス者ニ對シ生絲ノ需給調整上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

附則 本則中第一條乃至第三條及附則第二項乃

至第四項ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ昭和十五年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

工業者ハ本令公布ノ際現ニ保有スル生絲ノ種類別數量ヲ本令公布ノ日ヨリ十日以内ニ商工大臣ニ報告スベシ
昭和十五年一月ヨリ三月間ノモノニ關スル第一條ノ規定ニ依ル報告ハ同條ノ期限ニ拘ラズ昭和十五年一月十八日迄ニ之ヲ爲スベシ
昭和十五年一月ノモノニ關スル第二條ノ規定ニ依ル報告ハ同條ノ期限ニ拘ラズ昭和十五年一月十八日迄ニ之ヲ爲スベシ
第十四條ノ規定ハ昭和十五年一月八日以前ニ爲シタル契約ニ依リ昭和十五年四月十日迄ニ生絲ノ引渡又ハ受入ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ

生絲配給統制規則第二條ノ規定ニ依リ玉絲製造業者ノ團體指定
改正 (昭和十五年一月九日) 農林省告示第一二號
改正 (昭和十五年四月八日) 農林省告示第四百十號

保證責任三州玉絲生絲共同施設組合
保證責任五日市玉絲生絲共同施設組合
群馬縣玉絲製造同業組合
遠江玉絲同業組合

同 (昭和十五年四月八日) 商工省告示第四百十九號
長野縣玉絲製絲同業組合

生絲配給統制規則第四條第一項ノ規定ニ依リ團體指定
改正 (昭和十五年一月九日) 商工省告示第四號
改正 (昭和十五年八月二日) 商工省告示第三百九十四號

- 日本絹織物工業組合聯合會
- 日本内地向縮繙工業組合聯合會
- 日本輸出羽二重工業組合聯合會
- 日本人造絹織物工業組合聯合會
- 大日本毛織物工業組合聯合會
- 大日本莫大小製造工業組合聯合會

日本纖維雜品工業組合聯合會
中部絹織工業組合
全國電線工業組合聯合會
日本人造テグス工業組合
日本捲絲工業組合聯合會
全國輸出麻眞田捲絲工業組合聯合會
日本ステープルファイバー織物工業組合聯合會

同 (昭和十五年七月一日) 商工省告示第三百二十八號
全日本絹織物工業組合聯合會

生絲配給統制規則第四條第一項ノ規定ニ依リ指定
改正 (昭和十五年一月二十日) 商工省告示第十二號

- 絹織絲 絹刺繡絲 絹シエニール絲
- 絹漆引絲 絹ラツカー引絲 金屬箔紙
- 漆引紙、ラツカー引紙又ハセロファン
- ヲ被覆シタル絲 絹屑絲

生絲配給統制規則第十四條第一項ノ生絲ノ販賣ヲ業トスルモノノ團體指定
改正 (昭和十五年一月二十四日) 農林省告示第三十二號
改正 (昭和十五年四月二十日) 農林省告示第七十七號

- 有限責任山形縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
- 有限責任福島縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
- 有限責任栃木縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
- 有限責任群馬縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
- 有限責任東京府生絲問屋蠶絲商共同施設組合
- 有限責任新潟縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
- 有限責任富山縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
- 有限責任福井縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
- 有限責任山梨縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合

保證責任北信生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 保證責任南信生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 保證責任諏訪生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任岐阜縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任靜岡縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任三河生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任名古屋生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任古知野生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任三重縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任滋賀縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任京都生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任丹後生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任德島縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合

設組合
 有限責任愛媛縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任福岡縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任熊本縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任鹿兒島縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 設組合
 有限責任兵庫縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 設組合
 有限責任宮崎縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任高知縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合

設組合
 有限責任岡山縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 設組合
 有限責任和歌山縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任石川縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 同
 有限責任和歌山縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 同
 有限責任和歌山縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任石川縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合

青梅縣蠶絲業組合
 三田縣蠶絲業組合
 多西縣蠶絲業組合
 五日市縣蠶絲業組合
 府中縣蠶絲業組合
 立川縣蠶絲業組合
 昭和縣蠶絲業組合
 小金井縣蠶絲業組合
 砂川縣蠶絲業組合
 村山縣蠶絲業組合
 大和縣蠶絲業組合
 東村縣蠶絲業組合
 北多摩郡中部蠶絲業組合
 北多摩郡東部蠶絲業組合
 久留米縣蠶絲業組合
 水川縣蠶絲業組合
 岐阜縣座繰生絲玉絲賣買業組合

同
 設組合
 有限責任鳥取縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任神奈川縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 同
 設組合
 有限責任宮崎縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任高知縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 同
 設組合
 有限責任宮崎縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任高知縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合

同
 設組合
 有限責任宮崎縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任高知縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 同
 設組合
 有限責任宮崎縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任高知縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 同
 設組合
 有限責任宮崎縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合
 有限責任高知縣生絲問屋蠶絲商共同施設組合

(昭和十五年四月八日
 農林省告示第四百三十三號)

(昭和十五年四月二十日
 農林省告示第四百七十六號)

(昭和十五年二月二十二日
 農林省告示第八十二號)

(昭和十五年一月二十四日
 農林省告示第三十六號)

(昭和十五年三月七日
 農林省告示第九十二號)

(昭和十五年四月八日
 農林省告示第三百三十八號)

(昭和十五年六月三日
 農林省告示第二百四十號)

(昭和十五年六月十七日
 農林省告示第二百六十八號)

玉絲製造ニ關スル件

第一條 玉絲ノ製造ヲ爲サントスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
 一 十釜以上ノ玉絲製造設備ヲ備フルトキ

二 玉絲ノ製造ヲ委託スル委託先ノ玉絲製造設備ノ合計ガ十釜以上ナルトキ

前項第一號ニ該當スル者ハ玉絲製造設備ノ所在場所毎ニ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第二條 前條第一項第一號ニ該當スル者許可ヲ受ケタル玉絲製造設備ノ數ヲ増加セントスルトキ又ハ同條同項第二號ニ該當スル者許可ヲ受ケタル玉絲製造設備ノ數ヲ超エ玉絲ノ製造ヲ委託セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第三條 左ニ掲グル場合ニ於テハ玉絲製造ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ第一號ノ場合ニ於テ其ノ相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ引續キ其ノ事業ヲ行フトキハ被相續人又ハ合併ニ因リテ解散シタル法人ニ對シテ爲シタル許可ハ爾後相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ對シテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

一 玉絲製造ノ許可ヲ受ケタル者死亡シ又ハ解散シタルトキ

二 玉絲製造事業ヲ廢止シタルトキ

三 玉絲製造設備滅失シタルトキ

第四條 地方長官必要アリト認ムルトキハ玉絲ノ製造ヲ爲ス者ヨリ其ノ事業ニ關スル報告ヲ徵スルコトヲ得

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス本令施行ノ際現ニ玉絲ノ製造ヲ爲ス者引續キ其ノ事業ヲ行ハントスルトキハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ本令ニ依ル許可ノ申請ヲ爲スベシ

前項ノ規定ニ依リ申請ヲ爲シタル者ハ其ノ處分ヲ受クル迄引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

昭和十四年六月商工省告示第百四十四號左ノ邊改正ス

改正 (昭十五年六月二十九日) (商工省告示第百三十三號) 一 期間 昭和十六年一月一日ヨリ同年六月三十日ニ至ル期間 二 比率 基準數量六千連未滿ノ場合

二三四

基準數量六千連以上一萬二千連未滿ノ場合 百分ノ四十五
基準數量一萬二千連以上十二萬連未滿ノ場合 百分ノ四十四
基準數量十二萬連以上百萬連未滿ノ場合 百分ノ三十九・五
基準數量百萬連以上二百萬連未滿ノ場合 百分ノ三十八
基準數量二百萬連以上ノ場合 百分ノ三十七・五

(參照) 昭和十四年六月三日 商工省告示第百四十四號ハ新用巻取紙供給制限規則第一條ノ規定ニ依ル契約間比率ニ關スル件ナリ

輸出入造絹製品配給統制規則

改正 (昭十五年五月二十八日公布) (商工省令第九號三月一日施行) 昭和十五年五月二十八日施行 昭和十五年八月五日施行 昭和十五年九月九日施行 昭和十五年十二月十二日施行 商工省令第百一號即日施行

第一條 人造絹絲ノ製造ヲ業トスル者(以下人絹會社ト稱ス)ハ其ノ製造シタル人造絹絲ニシテ輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)タルモノ(以下輸出人絹絲ト稱ス)ヲ日本絹人絹糸布輸出組合聯合會(以下輸聯組合ト稱ス)ノ所屬組合ノ組合員(以下輸聯組合員ト稱ス)以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ自ラ輸出(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ對スル輸出ヲ除ク以下同ジ)スル場合、取引所ニ於テ販賣スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 輸聯組合員ハ自ラ輸出スル場合ヲ除ク外其ノ買受ケタル輸出人絹絲ヲ輸聯組合員以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ取引所ニ於テ販賣スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 人絹會社ハ其ノ製造シタル人造絹絲ニシテ輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノ(以下輸出品用人絹絲ト稱ス)ヲ別表甲號ニ掲グル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該

當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 別表甲號ニ掲グル者ニ供給スル爲メ販賣先、販賣數量、販賣價格其ノ他ノ販賣條件ヲ指定シ日本人造絹糸元卸商業組合第一所屬組合員ニ販賣スルトキ

二 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

日本人造絹糸元卸商業組合第一所屬組合員ハ其ノ買受ケタル輸出品用人絹絲ヲ別表甲號ニ掲グル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 輸出品用人絹絲ヲ販賣スル者ハ證明書ト引換フルニ非ザレバ別表甲號ニ掲グル者ニ對シ輸出品用人絹絲ヲ賣渡スコトヲ得ズ

第五條 別表甲號ニ掲グル者ハ證明書ト引換フルニ非ザレバ輸出品用人絹絲ヲ買受ケタルコトヲ得ズ

第六條 證明書ハ地方長官ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル株式會社若ハ團體ニ於テ發行ス 地方長官又ハ前項ノ株式會社若ハ團體

ハ前項ノ證明書ノ様式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第七條 別表甲號ニ掲グル者ハ證明書ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受タルコトヲ得ズ

第八條 日本人造絹織物工業組合聯合會(以下人工聯ト稱ス)ノ所屬組合ノ組合員(以下人工聯組合員ト稱ス)及商工大臣ノ指定シタル者以外ノモノハ輸出品用人絹絲ヲ使用シテ人造絹織物(幅五吋未滿ノモノ及タオルヲ除ク以下同ジ)ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ商工大臣ノ指定シタル者ノ指示ヲ受ケ人造絹織物ヲ製造スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 全日本絹織物工業組合聯合會(以下絹工聯ト稱ス)ノ所屬組合ノ組合員(以下絹工聯組合員ト稱ス)及前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者以外ノモノハ輸出品用人絹絲ヲ使用シテ人造絹織物(幅五吋未滿ノモノヲ除ク以下同ジ)ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ノ指示ヲ受ケ人造絹織物

二三五

ヲ製造スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 人工絹組合員又ハ絹工聯組合員輸出品用人絹ヲ買受ケタルトキハ之ヲ使用シテ人工絹又ハ絹工聯ノ定ムル期間内ニ人造絹織物又ハ人絹交織絹織物ヲ製造スベシ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

人工絹組合員又ハ絹工聯組合員前項ノ規定ニ依リ人造絹織物又ハ人絹交織絹織物ヲ製造シタルトキハ運滞ナク其ノ製品ノ数量及之ニ使用シタル輸出品用人絹ノ数量ニ付人工絹又ハ絹工聯ノ検査ヲ受クベシ

第十一條 人工絹組合員又ハ絹工聯組合員ハ前條第一項ノ規定ニ依リ製造シタル人造絹織物(以下輸出用人絹織物ト稱ス)又ハ人絹交織絹織物(以下輸出用人絹織物ト稱ス)ヲ日本絹人絹商業組合聯合會(以下商聯ト稱ス)ノ所屬組合ノ組合員(以下商聯組合員ト稱ス)

及輸聯組合員以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ

第十二條 商聯組合員ハ其ノ買受ケタル輸出品用人絹織物又ハ輸出用人絹織物ヲ輸聯組合員及別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ前條但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ニ販賣スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 輸聯組合員ハ自ラ輸出スル場合ヲ除ク外其ノ買受ケタル輸出品用人絹織物又ハ輸出用人絹織物ヲ輸聯組合員及別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ第十一條但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ニ販賣スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 商聯組合員又ハ輸聯組合員ハ其ノ買受ケタル輸出品用人絹織物又ハ輸出用人絹織物ヲ商聯又ハ輸聯ノ定ムル

ル期間ヲ超エ保有スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 商聯組合員又ハ輸聯組合員ハ商聯又ハ輸聯ニ於テ割當テタル數量ヲ超エ輸出用人絹織物ヲ保有スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 別表甲號ニ掲グル者(商工大臣ノ指定シタル者ヲ除ク)又ハ別表乙號ニ掲グル者ハ其ノ買受ケタル輸出品用人絹織物、輸出用人絹織物又ハ輸出用人絹織物ヲ輸出品ノ原料及材料以外ノモノニ使用シ又ハ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 別表乙號ニ掲グル者ハ輸出用人絹織物又ハ輸出用人絹織物ヲ原料又ハ材料トシテ製造シタル物品ヲ別表

乙號又ハ別表丙號ニ掲グル者及前條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 別表丙號ニ掲グル者ハ其ノ買受ケタル前條ノ物品ヲ本邦、關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ於ケル消費ニ充ツル爲販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 人絹會社、商聯組合員別表甲號、別表乙號又ハ別表丙號ニ掲グル者及第八條又ハ第十一條但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ハ帳簿ヲ備ヘ輸出用人絹織物、輸出品用人絹織物、輸出品用人絹織物、輸出品用人絹織物又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル物品

ノ買受又ハ販賣ニ關スル事實ヲ記載スベシ

第二十條 商工大臣輸出品用人絹織物ノ需給ヲ調整スル爲テ必要アリト認ムルトキハ人絹會社ニ對シ輸出品用人絹織物ノ供給ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

附則 本則ハ昭和十五年三月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十二條ノ施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム

第八條及第九條ノ規定ハ本則施行ノ際現ニ仕掛中ノモノニ付テハ之ヲ適用セズ

附則 (昭和十五年八月五日) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

別表 甲號 日本人造絹織物工業組合聯合會所屬組合員

大日本紡績聯合會會員 日本ステープルファイバー織物工業組合聯合會所屬組合員

大日本毛織物工業組合聯合會所屬組合員 日本撚絲工業組合聯合會所屬組合員

横濱輸出振興株式會社
 静岡輸出振興株式會社
 中部貿易振興株式會社
 大阪輸出振興株式會社
 神戸輸出品原料株式會社
 中國輸出振興株式會社
 西部輸出振興株式會社

乙號

日本輸出布帛製品株式會社
 大日本輸出タオル株式會社
 大日本輸出莫大小株式會社
 日本纖維雜品貿易振興株式會社
 日本輸出綿毛布株式會社
 地方長官ノ發行スル證明書ノ交付ヲ受ケタル者

丙號

日本絹人絹糸布輸出組合聯合會所屬組合員
 日本絹綿製品輸出組合聯合會所屬組合員
 日本タオル輸出組合員
 日本莫大小輸出組合員
 日本比律賓メリヤス輸出組合員
 日本綿糸布輸出組合聯合會所屬組合員

日本毛布敷布輸出組合員
 日本フェルト布帛帽子輸出組合聯合會所屬組合員
 日本スライドフラスナー輸出組合員

輸出入造絹製品配給統制規則第十二條ノ規定ハ昭和十五年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十五年七月三日
 商工省令第四十八號)

輸出入造絹製品配給統制規則第六條第一項ノ規定ニ依リ株式會社及團體指定

改正 (昭和十五年五月二十八日
 商工省令第五十號八月一日施行)
 日本輸出布帛製品株式會社
 大日本輸出タオル株式會社
 大日本輸出莫大小株式會社

日本纖維雜品貿易振興株式會社
 日本輸出綿毛布株式會社
 日本人造絹織物工業組合聯合會
 日本絹織物工業組合聯合會
 大日本紡績聯合會
 日本ステールプファイバー織物工業組合聯合會
 別珍コール天輸出振興株式會社
 大日本毛織物工業組合聯合會
 日本撚絲工業組合聯合會
 日本輸出加工絲商業組合
 東京輸出振興株式會社
 横濱輸出振興株式會社
 静岡輸出振興株式會社
 中部貿易振興株式會社
 大阪輸出振興株式會社
 神戸輸出品原料株式會社
 中國輸出振興株式會社
 西部輸出振興株式會社

輸出入造絹製品配給統制規則第八條ノ規定ニ依リ指定

改正 (昭和十五年十二月二十二日
 商工省令第八百二十二號)
 日本人造絹織物輸出振興株式會社

輸出入造絹製品配給統制規則第十一條但書ノ規定ニ依リ左ノ通り指定ス

日本人絹織物格外品株式會社

同

日本絹人絹糸布輸出組合聯合會

輸出入造絹製品配給統制規則第十六條ノ規定ニ依リ指定

改正 (昭和十五年十二月二十二日
 商工省令第八百二十三號)
 東京輸出振興株式會社
 横濱輸出振興株式會社
 静岡輸出振興株式會社
 中部貿易振興株式會社
 大阪輸出振興株式會社
 神戸輸出品原料株式會社
 中國輸出振興株式會社
 西部輸出振興株式會社

纖維屑配給統制規則

改正 (昭和十五年七月八日公布
 商工省令第五十號八月一日施行)
 第一條 商工大臣ノ指定シタル纖維製品ノ製造又ハ加工ヲ業トスル者(別表甲號ニ掲グル者ヲ除ク)ハ當該纖維製品ノ製造又ハ加工ノ過程ニ於テ生ジタル屑ノ纖維ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下特殊纖維屑ト稱ス)ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料トシテ使用シ又ハ之ヲ別表甲號ニ掲グル者以外ノ者ニ譲渡スルコトヲ得ズ但シ軍ニ譲渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 別表甲號ニ掲グル者(別表乙號ニ掲グル者ヲ除ク)ハ特殊纖維屑ヲ別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ譲渡スルコトヲ得ズ但シ軍ニ譲渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニシテ商工大臣ノ指定シタル屑若ハ故ノ纖維又ハ之ヲ反毛シタルモノ(以下纖維屑ト稱ス)ヲ業務用ノ原料若ハ材料トシテ使用スル(洗、晒、油拔、脱酸、脱硫、脱鹽素、選別及拭布ノ作製ヲ爲ス場合ヲ除ク)モノ(以下工業者ト稱ス)工業者ノ組織スル團體、工業者ノ組織スル團體ノ代表者ニシテ地方長官ノ指定シタルモノ(以下指定代表者ト稱ス)又ハ纖維屑ノ輸出業者ハ別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ヨリ纖維屑ヲ譲受ケ又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル纖維屑ヲ受入ルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 軍ヨリ受入ルモノ
 二 工業者ガ其ノ組織スル團體又ハ其ノ指定代表者ヨリ受入ルモノ
 三 工業者又ハ纖維屑ノ輸出業者ニシテ纖維屑ノ販賣業ヲ營ムモノ販賣(輸出スル場合ニ於ケル販賣ヲ除ク以下同ジ)ノ目的ヲ以テ譲受クルモノ

四 纖維屑ノ少量使用者トシテ地方長官ノ指定シタル者(以下少量使用者

ト得ス)ガ自己ノ用ニ供スル織維屑ヲ受入ルルトキ

五 第一條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル織維製品ノ製造又ハ加工ヲ業トスル者ガ同條但書ノ許可ヲ受ケ讓渡スル特殊織維屑ヲ受ケルルトキ

六 別表甲號ニ掲グル者ガ前條但書ノ許可ヲ受ケ讓渡スル特殊織維屑ヲ受ケルルトキ

七 織維屑ノ蒐集業者及販賣業者以外ノ者ヨリ打直ノ目的ヲ以テ故綿ヲ受入ルルトキ

八 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

工業者ガ前項ノ規定ニ依ル織維屑ノ指定前委託シテ反毛ヲ爲ス目的ヲ以テ他人ニ引渡シタル織維屑ハ前項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ之ヲ受入ルルコトヲ得ズ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ第一項ノ規定ニ依ル織維屑ノ指定アリタル日ヨリ二週間以内ニ之ヲ申請スベシ

第四條 別表甲號又ハ別表乙號ニ掲グル者以外ノ織維屑ノ蒐集業者又ハ販賣業者ハ前條第一項但書ノ場合ヲ除クノ外

工業者、工業者ノ組織スル團體、指定代表者又ハ織維屑ノ輸出業者ニ對シ織維屑ヲ讓渡シ又ハ委託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ相手方ノ所有ニ屬セザル織維屑ヲ引渡スコトヲ得ズ

第五條 織維屑ノ販賣業者ハ販賣ノ目的ヲ以テ買受ケタル織維屑ヲ販賣以外ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第六條 別表乙號ニ掲グル者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ工業者、工業者ノ組織スル團體又ハ指定代表者ニ對シ織維屑ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ少量使用者ニ讓渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 工業者、工業者ノ組織スル團體又ハ指定代表者ハ前條但書ノ場合ヲ除クノ外割當票ト引換フルニ非ザレバ別表乙號ニ掲グル者ヨリ織維屑ヲ讓受クルコトヲ得ズ

第八條 指定代表者ハ其ノ代表スル團體ヲ組織スル工業者以外ノ者ニ對シ割當票ト引換ヘ讓受ケタル織維屑ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第九條 割當票ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル數量ノ限度内ニ於テ地方長官ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル團體ニ於テ之ヲ發行ス

地方長官又ハ前項ノ團體ハ前項ノ割當票ノ様式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ

第十條 工業者、工業者ノ組織スル團體又ハ指定代表者ハ割當票ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受ケルコトヲ得ズ

第十一條 商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ販賣ノ價格及期限ヲ定メ織維屑ヲ所有スル者ニ對シ之ヲ別表乙號ニ掲グル者ニ販賣スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十二條 別表甲號又ハ別表乙號ニ掲グル者ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ受入レ又ハ引渡シタル特殊織維屑又ハ織維屑ノ種類別數量ヲ商工大臣ニ報告スベシ

附 則

本則ハ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六條乃至第八條ノ規定ノ施行ノ期日ハ別ニ之ヲ定ム

毛襪讓渡給統制規則ハ之ヲ廢止ス但シ則則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

別表

- 甲號
- 大日本落綿卸商業組合聯合會
 - 日本紡績織維株式會社
 - 大日本輸出タオル株式會社
 - 日本綿毛布株式會社
 - 日本再織製品株式會社
 - 日本格外加工綿織物株式會社
 - 大日本輸出莫大小株式會社
 - 日本綿織網製造株式會社
 - 日本輸出布帛製品株式會社
 - 日本屑織維配給統制株式會社
- 乙號
- 大日本落綿卸商業組合聯合會
 - 日本屑織維配給統制株式會社
 - 日本毛屑商業組合聯合會
 - 日本故綿統制株式會社
 - 日本故織維統制株式會社

讓渡配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ讓渡製品指定シ昭和十五年八月一日ヨリ施行

(昭和十五年七月八日 商工省告示第三百四十六號)

- 綿絲 (ステープルファイバ)ヲ混用シタルモノヲ含ム)
- 綿織物 (ステープルファイバ)ヲ混用シタルモノヲ含ミ重量割合ニ於テ毛ヲ一割以上含ムモノヲ除ク)
- 綿莫大小生地 (ステープルファイバ)ヲ混用シタルモノヲ含ム)
- 綿漁網
- 綿布帛製品 (ステープルファイバ)ヲ混用シタル綿布帛ヲ用ヒテ製造シタルモノヲ含ム)
- 綿莫大小製品 (ステープルファイバ)ヲ混用シタル綿莫大小生地ヲ用ヒテ製造シタルモノヲ含ム)

- 割以上含ムモノヲ除ク)
- 綿織物、綿莫大小生地又ハ綿漁網ノ端切及裁斷屑 (ステープルファイバ)ヲ混用シタルモノヲ含ミ重量割合ニ於テ毛ヲ一割以上含ムモノヲ除ク)
- 落綿 (ステープルファイバ)ヲ混入スルモノヲ含ム)、遺雜棉及掃寄棉
- 綿絲、綿紐又ハ綿網ノ屑 (ステープルファイバ)ヲ混用シタルモノヲ含ミ重量割合ニ於テ毛ヲ一割以上含ムモノヲ除ク)
- 綿織物 (細幅綿織物ヲ含ム)、綿莫大小生地綿レース又ハ綿網ノ端切及裁斷屑 (ステープルファイバ)ヲ混用シタルモノヲ含ミ重量割合ニ於テ毛ヲ一割以上含ムモノヲ除ク)
- 落毛 (重量割合ニ於テ毛ヲ一割以上含ムモノヲ謂フ)

毛絲屑（重量割合ニ於テ毛ヲ一割以上含ムモノヲ謂フ）
毛織物又ハ毛莫大小生地ノ端切及裁斷屑（重量割合ニ於テ毛ヲ一割以上含ムモノヲ謂フ）
襪下屑
起毛屑
故綿
襪（輸入シタルテレンプ又ハ靴下ノ襪ヲ除ク）故ノ絲、紐、網及網（故ノマシラロープヲ除ク）

襪織屑統制規則第九條第一項ノ規定ニ依リ團體指定シ昭和十五年八月一日ヨリ施行

（昭和十五年七月八日 商工省告示第三百四十九號）
纖維需給調整協議會

副蠶絲配給統制規則

（昭和十五年十月二十一日公布 農林省令第十號十一月一日施行）
第一條 本則ニ於テ副蠶絲トハ生皮苧

（脱斗絲ヲ含ム）、比須、出設備、揚滿屑及滿毛羽ヲ謂フ

第二條 副蠶絲ハ左ニ掲グル者又ハ團體ニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ買受クル（輸入又ハ移入スル場合ヲ除ク）コトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官（全國ヲ地區トスル團體ニ在リテハ農林大臣）ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 地方長官ノ指定シタル團體又ハ其ノ構成員
二 農林大臣ノ指定シタル團體ノ構成員
三 農林大臣ノ指定シタル者（以下統制會社ト稱ス）
四 副蠶絲ノ輸出ヲ業トスル者
第三條 副蠶絲ヲ原料若ハ材料トスル製品ノ製造又ハ副蠶絲ノ加工ヲ業トスル者（以下工業者ト稱ス）ハ統制會社以外ノ者ヨリ副蠶絲ヲ買受ケ又ハ受託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ自己ノ所有ニ屬セザル副蠶絲ヲ受入ルルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 農林大臣ノ指定シタル工業者ガ農

林大臣ノ指定シタル數量ノ限度内ニ於テ受入ルルトキ

二 他ノ工業者ガ統制會社ヨリ受入レタル副蠶絲ヲ當該工業者ノ委託ニ依リ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ加工スル爲受入ルルトキ
三 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
工業者ハ統制會社ヨリ受入レタル副蠶絲ヲ除クノ外自己ノ生産シタル副蠶絲ヲ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ加工スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第四條 統制會社以外ノ者ハ前條第一項但書ノ場合ヲ除クノ外工業者ニ對シ副蠶絲ヲ賣渡シ又ハ委託加工其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ相手方ノ所有ニ屬セザル副蠶絲ヲ引渡スコトヲ得ズ
第五條 統制會社ハ其ノ取扱フ副蠶絲ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
第六條 商工大臣ノ指定シタル工業者ハ商工大臣ノ指定シタル團體（以下統制

團體ト稱ス）ニ於テ割當タル數量ヲ超エ副蠶絲ヲ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ加工スルコトヲ得ズ但シ第三條第一項但書第二號及第三號ノ規定ニ依リ受入レタル副蠶絲ヲ使用シ又ハ加工スル場合及同條第二項但書ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
統制團體ハ前項ノ規定ニ依ル割當ノ總數量ニ付豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ

本令ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條及第六條ノ規定ノ施行期日ハ別ニ之ヲ定ム
工業者ハ本令施行ノ際現ニ保有スル副蠶絲ヲ第三條第二項ノ規定ニ拘ラズ製品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ加工スルコトヲ得

第七條 農林大臣又ハ商工大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ副蠶絲ノ生産若ハ販賣ヲ爲ス者又ハ工業者ニ對シ副蠶絲ノ需給調整上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第八條 農林大臣若ハ商工大臣又ハ地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ニ掲グル者ヨリ副蠶絲ノ需給調整上必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

第九條 統制會社ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ於ケル副蠶絲ノ種類別受入數量及種類別引渡數量ヲ農林大臣ニ報告スベシ

附 則

副蠶絲配給統制規則第二條第二號ノ團體左ノ邊指定ス

（昭和十五年十月二十一日 農林省告示第五百十六號）
日本副蠶絲商業組合

副蠶絲配給統制規則第二條第三號ノ團體左ノ邊指定ス

（昭和十五年十月二十一日 農林省告示第五百十七號）
日本副蠶絲統制株式會社

副蠶絲配給統制規則第三條第一項第一號ノ工業者及其ノ受入數量限度左ノ邊指定ス

（昭和十五年十月二十一日 農林省告示第五百十八號）
工業者 眞綿ノ製造ヲ業トスル者ニシテ副蠶絲（乾燥セルモノ）ノ消費數量一箇年ヲ通ジ百貫以下ノモノ
數量 一箇年ヲ通ジ百貫

更生絲製造制限規則

（昭和十五年十月二十二日公布 商工省令第八十六號十一月十日施行）

第一條 本則ニ於テ更生絲トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル絲ヲ除クノ外毛、絹、麻（亞麻、苧麻、大麻、黃麻、市皮及マニラ麻ヲ謂フ以下同ジ）、人造纖維及綿以外ノ纖維（以下雜纖維ト稱ス）又ハ屑若ハ故ノ纖維ヲ用ヒテ製造シタル絲ヲ謂フ
一 重量割合ニ於テ五割以上ノ屑又ハ故ニ非ザル纖維（麻及雜纖維ヲ除ク）ヲ用ヒテ製造シタル絲
二 紡毛絲（重量割合ニ於テ一割以上

- ノ毛ヲ含ムモノヲ謂フ
- 三 紡績絹絲(絹以外ノ屑若ハ故ノ織維又ハ雜織維ヲ含ムモノヲ除ク)
- 四 短線式紡績麻絲(麻以外ノ屑若ハ故ノ織維又ハ雜織維ヲ含ムモノヲ除ク)
- 五 ガラ紡絲
- 六 落綿絲
- 七 重量割合ニ於テ五分以上ノ機械油脂ヲ含ム紡毛式紡績絲
- 八 重量割合ニ於テ五割以上ノ礦物織維ヲ用ヒテ製造シタル絲
- 九 手紡絲
- 第二條 更生絲ハ其ノ織維ノ混用割合及太サガ別表ニ掲グル混用割合及香水ニ該當スルモノニ非ザレバ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニヨリ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ許可申請書ヲ工場所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ商工大臣ニ提出スベシ
- 第三條 更生絲ヲ製造シタル者ハ運滯ナク更生絲ニ其ノ香水、混用シタル織維ノ種類及混用割合並ニ氏名名稱ヲ表示

- 一 屑又ハ故ノモノヲ含ムモノトス
- 二 混用割合ハ重量割合トス
- 三 混用割合ノ公差ハ上下總重量ノ五パーセントトス
- 四 各更生絲ニ付重量割合ニ於テ一〇パーセント以内當該更生絲ノ混用割合ノ欄ニ記載シタル織維以外ノ屑又ハ故ノ織維ヲ混入スルヲ妨ゲザルモノトス此ノ場合ニ於テハ本表記載ノ織維ノ混用割合ノ公差ハ第三號ノ規定ニ拘ラズ上下本表記載ノ織維ノ總重量ノ五パーセントトス
- 五 綿紡式更生絲及絹紡式更生絲ノ香水ハ英式ニ依リ梳毛式更生絲及紡毛式更生絲ノ香水ハメートル式ニ依ルモノトス
- 六 香水ノ欄中例ヘバポイントアルハ六番手双絲ヲ指稱スルモノトス

(昭和十五年三月二十日)
商工省令第十七號

屑紙配給統制規則第二條、第五條第七條及第八條ノ規定ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

スベシ 附 則 本則ハ昭和十五年十一月十日ヨリ之ヲ施行ス

種類	規格	混用割合(百分率)	番手
生式絹紡	第一號	絹(絹ト)	四、五〇
	第二號	人造織維	四、三、四、六、九、二、一〇
	第三號	絹(絹ト)	四、五〇
	第四號	人造織維	五〇、三、四、六、九、二、一〇、一六、六、二、九、二
生式綿紡	第一號	絹(絹ト)	四、五〇
	第二號	人造織維	四、三、四、六、九、二、一〇
	第三號	絹(絹ト)	四、五〇
	第四號	人造織維	五〇、三、四、六、九、二、一〇、一六、六、二、九、二
生式紡	第一號	絹(絹ト)	四、五〇
	第二號	人造織維	四、三、四、六、九、二、一〇
	第三號	絹(絹ト)	四、五〇
	第四號	人造織維	五〇、三、四、六、九、二、一〇、一六、六、二、九、二
生式梳毛	第一號	絹(絹ト)	四、五〇
	第二號	人造織維	四、三、四、六、九、二、一〇
	第三號	絹(絹ト)	四、五〇
	第四號	人造織維	五〇、三、四、六、九、二、一〇、一六、六、二、九、二

昭和十四年十一月商工省告示第三百二十五號屑紙配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ屑紙指定ニ關スル件申中左ノ通改正ス

(昭和十五年六月十五日)
商工省告示第二百八十二號

第二十六號ヲ左ノ如ク改メ第二十七號ヲ削ル

二十六 ボール屑

屑紙配給統制規則第六條第一項ノ規定ニ依リ圓盤左ノ通指定ス

(昭和十五年三月二十日)
商工省告示第五百五號

改正 (昭和十五年六月十五日)
商工省告示第二百八十三號

日本製紙聯合會
日本板紙聯合會
日本機械製紙工業組合聯合會
日本手漉和紙工業組合聯盟

種類	規格	混用割合(百分率)	番手
生式紡	第一號	絹(絹ト)	四、五〇
	第二號	人造織維	四、三、四、六、九、二、一〇
	第三號	絹(絹ト)	四、五〇
	第四號	人造織維	五〇、三、四、六、九、二、一〇、一六、六、二、九、二
生式梳毛	第一號	絹(絹ト)	四、五〇
	第二號	人造織維	四、三、四、六、九、二、一〇
	第三號	絹(絹ト)	四、五〇
	第四號	人造織維	五〇、三、四、六、九、二、一〇、一六、六、二、九、二

麻袋ノ回收ニ關スル件

(昭和十五年九月十一日公布)
農林省令第八十二號九月十五日施行

第一條 麻袋入ノ物資ノ取扱ヲ爲ス者ニシテ當該麻袋入物資ニ付當該物資ヲ麻袋ヨリ明ケ之ヲ消費者、使用者若ハ中間取扱者ニ配給シ又ハ之ヲ使用若ハ消費スルモノ當該麻袋入物資ニ付當該物資ヲ麻袋ヨリ明ケタルトキハ當該空麻袋(本令施行ノ際現ニ所有スルモノヲ含ム)ヲ農林大臣ノ指定スル者(以下回收機關ト稱ス)ニ賣渡スベシ但シ回收機關ノ定ムル所ニ依リ他ノ者(以下經由機關ト稱ス)ニ賣渡ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ麻袋入ノ物資ノ種類ハ農林大臣之ヲ指定ス

第二條 農林大臣ハ前條第一項ニ掲グル麻袋入物資ノ取扱ヲ爲ス者、回收機關又ハ經由機關ニ對シ當該麻袋ノ取引價格、回收シタル麻袋ノ處分方法其ノ他麻袋ノ回收ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徵スルコトアルベシ

附 則

本令ハ昭和十五年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年農林省令第八十二號第一條ノ規定ニ依リ麻袋入ノ物資ノ種類及回收機關左ノ通指定ス

- 改正 (昭十五年九月十一日) 農林省告示第四百二十六號
 - 同 (昭十五年十月十一日) 農林省告示第四百九十九號
 - 同 (昭十五年十二月二十四日) 農林省告示第六百二十八號
 - 同 (昭十五年十二月二十八日) 農林省告示第六百六十一號
- 麻袋入ノ物資ノ種類
上掲ノ麻袋入ノ物資ニ關スル回收機關
- 外米 (全國米穀販賣聯合會) 日本米穀株式會社
 - 外麥 (買組聯合會) 三井物產株式會社
 - 砂糖 (通ジテ配給セルモノヲ除ク) 日本砂糖配給株式會社
 - 肥料 日本肥料株式會社
 - 無機質肥料 日本肥料株式會社

有機質肥料

- 大豆及大豆油配給統制 日本大豆統制株式會社
- 規則ニ依リ配給セル大豆 日本大豆統制株式會社
- 植物油脂及植物油脂原 日本油料統制株式會社
- 油類配給統制規則ニ依リ配給セル油類 日本油料統制株式會社
- 澱粉類配給統制規則ニ依リ配給セル澱粉 日本澱粉株式會社
- 類通シテ配給セル澱粉 日本澱粉株式會社
- 全國酒精原料株式會社 全國酒精原料株式會社
- 糖類配給統制規則ニ依リ配給セル糖類 日本輸出農產物株式會社
- 雜穀配給統制規則ニ依リ配給セル雜穀 日本輸出農產物株式會社
- 豆類配給統制規則ニ依リ配給セル豆類 日本輸出農產物株式會社

用紙規格規則

(昭和十五年十一月七日公布・商工省令第九十四號昭和十六年一月一日施行)

爲スベシ但シ輸出註文(關東州、滿洲又ハ支那向ノモノヲ除ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 書簡用紙
- 歐文タイプライター用紙
- 雜記帳及ノートブック
- 株券
- 國債、地方債又ハ社債ノ證券
- 保險證券
- 商品切手
- 帳簿(ルーズリーフヲ含ム)
- 領收證
- 當座小切手
- 約束手形及爲替手形
- 計算用紙
- 契約書
- 見積書、註文書、送狀及請求書
- 傳票原稿用紙
- 書籍
- 雜誌
- 技術報告用紙辭令用紙
- 衰狀
- 免狀
- 圖畫用紙

方眼紙
透寫紙
製圖用紙
事務用封筒
荷札

本則ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
但シ第二條ノ規定ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

用紙規格規則第一條ノ規定ニ依リ用紙左ノ通指定ス

(昭和十五年十一月七日) 商工省告示第七百號

- 一 印刷用紙
- (1) 印刷紙
- (2) 模造紙
- (3) 更紙(新聞用卷取紙ヲ除ク)
- (4) アート紙
- 二 筆記用紙
- (1) 帳簿用紙
- (2) フォールス
- (3) 便箋用紙

二四六

改正 (昭和十五年十二月二十三日公布) 商工省令第七百七號即日施行

- 第一條 商工大臣ノ指定シタル用紙ハ左ニ掲グル規格ニ依ルニ非ザレバ之ヲ抄造スルコトヲ得ズ但シ輸出註文(關東州、滿洲又ハ支那向ノモノヲ除ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 卷取紙ノ幅ノ標準寸法
 - A 列用 六二五耗若ハ八八〇耗又ハ其ノ倍數
 - B 列用 七六五耗若ハ一〇八五耗又ハ其ノ倍數
- 二 枚葉紙ノ標準寸法
 - A 列用 横六二五耗及縱八八〇耗又ハ横六〇八耗及縱八五六耗
 - B 列用 横七六五耗及縱一〇八五耗又ハ横七四五耗及縱一〇四七耗寸法ノ公差 正六耗
- 第二條 左ニ掲グル物品ノ製造ヲ爲ス者ハ其ノ仕上寸法ヲ商工省用紙標準化委員會決定ノ規格(用紙仕上寸法、事務用封筒寸法及荷札寸法)ニ定ムル寸法ト

四三 (4) ボンド紙
圖畫用紙
雜種紙

- (1) 吸取紙
- (2) タイプライター用紙

洋紙配給統制規則

(昭和十五年十二月二十八日公布・商工省令第七百七十二號昭和十六年一月廿一日施行)

- 第一條 本則ニ於テ洋紙トハ印刷用紙(新聞用卷取紙ヲ除ク)、筆記用紙、圖畫用紙及商工大臣ノ指定シタル洋紙ヲ謂フ
- 第二條 洋紙ノ製造業者、輸入業者又ハ移入業者ハ洋紙共販株式會社以外ノ者ニ洋紙ヲ販賣(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依リ引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第三條 洋紙共販株式會社ハ日本洋紙元賣商業組合(以下元賣組合ト稱ス)ノ組合員以外ノ者ニ洋紙ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

二四七

許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第四條 元賣組合ノ組合員ハ商工大臣ノ
指定シタル商業組合(以下指定組合ト
稱ス)及其ノ組合員以外ノ者ニ洋紙ヲ
販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ
依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ
此ノ限ニ在ラズ

第五條 洋紙共販株式會社ハ商工大臣ノ
指示シタル期間ニ於ケル洋紙ノ配給計
畫ヲ定メ豫メ之ヲ商工大臣ニ届出ヅベ
シ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第六條 元賣組合ノ組合員ハ其ノ取扱ニ
係ル洋紙ニ付毎月二十一日ヨリ翌月二
十日ニ至ル期間ニ於ケル配給計畫ヲ定
メ豫メ之ヲ洋紙共販株式會社ニ報告ス
ベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

指定組合ハ前項ノ規定ニ依ル報告書ノ
提出アリタルトキハ遅滞ナク之ヲ地方

長官及元賣組合ニ提出スベシ
第七條 洋紙共販株式會社、元賣組合ノ
組合員、指定組合及指定組合ノ組合員
ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載ス
ベシ

一 購入シタル洋紙ノ種類別數量及價
額、購入ノ年月日並ニ其ノ購入先ノ
氏名名稱及住所
二 販賣シタル洋紙ノ種類別數量及價
額、販賣ノ年月日並ニ其ノ販賣先ノ
氏名名稱及住所

附 則
本則ハ昭和十六年一月二十一日ヨリ之ヲ
施行ス但シ第四條及第六條ノ施行ノ期日
ハ別ニ之ヲ定ム

〔化學藥品〕

カーバイド配給統制規則

(昭和十四年十二月十八日公布
商工省令第七十四號即日施行)

第一條 カーバイド(肥料製造業者ガ肥
製造用原料トシテ自ラ使用スル爲製造

第五條 共販機關以外ノ者ハ製造者又ハ
カーバイドノ輸入若ハ移入ヲ爲シタル
者ヨリ其ノ製造シ、輸入シ又ハ移入シ
タルカーバイド(本則施行前ニ製造シ
輸入シ又ハ移入シタルモノヲ含ム)ヲ
買受クルコトヲ得ズ但シ前條但書ノ許
可ヲ受ケ販賣スルカーバイドヲ買受ク
ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 カーバイドノ輸入又ハ移入ヲ爲
シタル者ハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ
非ザレバ其ノ輸入シ又ハ移入シタルカ
ーバイド(本則施行前ニ輸入シ又ハ移
入シタルモノヲ含ム)ヲ使用スルコト
ヲ得ズ

第七條 共販機關又ハカーバイド販賣業
者(以下販賣業者ト稱ス)ハ軍若ハ地方
長官ニ於テ又ハ商工大臣ノ指定シタル
團體(以下統制團體ト稱ス)ニ於テ發行
スルカーバイド割當證明書(以下證明
書ト稱ス)ト引換フルニ非ザレバカー
バイドヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ左ニ
掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 内地ニ於ケル消費ニ充ツル目的ヲ
以テ買受ケントスル販賣業者ニ販賣
スルトキ

二 臨時輸出入許可規則第一條ノ許可
ヲ受ケタルトキ

三 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可
ヲ受ケタルトキ

第八條 カーバイドハ證明書ト引換フル
ニ非ザレバ共販機關又ハ販賣業者ヨリ
之ヲ買受クルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グ
ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 販賣業者ガ内地ニ於ケル消費ニ充
ツル目的ヲ以テ買受クルトキ
二 前條第三號ノ許可ヲ受ケ販賣スル
カーバイドヲ買受クルトキ

第九條 販賣業者ハ其ノ使用セントスル
カーバイドノ數量ニ相當スル證明書ニ
使用ノ年月日ヲ示ス消印ヲ捺捺スルニ
非ザレバ其ノ所有スルカーバイドヲ使
用スルコトヲ得ズ

第十條 地方長官又ハ統制團體ハカーバ
イドヲ使用スル者(以下需要者ト稱ス)
又ハ需要者ノ團體ニシテ地方長官ノ指
定シタルモノ(以下地方需要者團體ト
稱ス)ニ對シ商工大臣ノ定ムル數量ノ
限度内ニ於テカーバイドノ割當ヲ爲ス
ベシ
地方長官又ハ統制團體ハ前項ノ割當ニ

スルモノヲ除ク以下同ジ)ノ製造ヲ爲
ス者(以下製造者ト稱ス)ハ商工大臣ノ
定ムル數量ノカーバイドヲ製造スベシ

第二條 製造者カーバイドノ製造ニ用フ
ル電氣爐又ハ變壓器ヲ他ノ用途ニ轉用
シ、讓渡シ、貸與シ又ハ其ノ使用ヲ廢
止セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ商
工大臣ノ許可ヲ受ケベシ

第三條 製造者ハ其ノ製造シタルカーバ
イド(本則施行前ニ製造シタルモノヲ
含ム)ヲ商工大臣ノ定ムル用途別使用
數量ヲ超エテ當該用途ニ使用スルコト
ヲ得ズ

第四條 製造者又ハカーバイドノ輸入若
ハ移入ヲ爲シタル者ハ其ノ製造シ、輸
入シ又ハ移入シタルカーバイド(本則
施行前ニ製造シ、輸入シ又ハ移入シタ
ルモノヲ含ム)ヲ商工大臣ノ指定シタ
ル者(以下共販機關ト稱ス)ニ委託シテ
販賣スル場合ヲ除クノ外共販機關以外
ノ者ニ販賣(本則施行前ニ爲シタル契
約ニ依リ引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコ
トヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大
臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在
ラズ

基キ證明書ヲ發行スベシ
地方長官又ハ統制團體ノ發行スル證明
書ハ別記様式ニ依ル

第十一條 販賣業者ハ需要者又ハ地方需
要者團體ヨリ證明書ト引換ヘニカーバ
イド買受ノ申込アリタルトキハ正當ノ
事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得
ズ

第十二條 證明書ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又
ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ
證明書ト引換ヘ買受ケ又ハ地方需要者
團體ヨリ配給セラレタルカーバイドハ
之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受ク
ルコトヲ得ズ但シ地方需要者團體ガ證
明書ト引換ヘ買受ケタルカーバイドヲ
當該團體ヲ組織スル需要者ニ配給スル
場合、讓渡シ若ハ讓受クルカーバイド
ガ一疋未滿ナル場合又ハ特別ノ事情ニ
依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ
此ノ限ニ在ラズ

第十三條 商工大臣必要アリト認ムルト
キハ製造者又ハ共販機關ニ對シ供給先
供給數量及供給時期ヲ指示シテカーバ
イドノ供給ヲ命ズルコトアルベシ
前項ノ場合ニ於テハ第四條、第五條、

トアルベシ
第三條 左ニ掲グルセメント製造設備ノ
 移轉、讓渡、貸與若ハ使用ノ廢止ヲ爲
 シ又ハ當該設備ヲセメント以外ノ物品
 ノ製造ニ使用セントスル者ハ商工大臣
 ノ許可ヲ受クベシ

- 一 原料粉末機
- 二 回轉窯
- 三 仕上粉末機

第四條 製造業者ハ商工大臣ノ許可ヲ受
 クルニ非ザレバ其ノ製造ニ係ルセメン
 トヲ使用スルコトヲ得ズ但シポルトラ
 ンドセメント又ハ混合セメントノ製造
 ニポルトランドセメントクリンカーヲ
 使用スル場合及一月ノ使用數量五十噸
 ヲ超エザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第五條 製造業者又ハセメントノ移入ヲ
 爲シタル者ハ其ノ製造又ハ移入ニ係ル
 セメントヲ商工大臣ノ指定シタル者
 (以下共販機關ト稱ス)以外ノ者ニ讓渡
 (本規則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル
 引渡ヲ含ム)スルコトヲ得ズ但シ特別
 ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタ
 ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 共販機關以外ノ者ハ製造業者又

ハセメントノ移入ヲ爲シタル者ヨリ其
 ノ製造又ハ移入ニ係ルセメントヲ讓受
 クルコトヲ得ズ但シ前條但書ノ許可ヲ
 受ケ讓渡スルセメントヲ讓受クル場合
 ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 セメントノ移入ヲ爲シタル者ハ
 商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其
 ノ移入ニ係ルセメントヲ使用スルコト
 ヲ得ズ

第八條 共販機關又ハセメントノ販賣業
 者(以下販賣業者ト稱ス)ハ地方長官又
 ハ共販機關ニ於テ發行スルセメント割
 當證明書(以下證明書ト稱ス)ト引換フ
 ルニ非ザレバセメントヲ讓渡(昭和十
 五年四月三十日以前ニ爲シタル契約ニ
 依ル引渡ヲ含ム)スルコトヲ得ズ但シ
 左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 一 左ノ各號ノ一ニ該當スルセメント
 ヲ讓渡スルトキ
 イ 御用品
 ロ 官廳用品
 ハ 軍用品
 ニ 輸出品(關東州、滿洲國又ハ中
 華民國ニ輸出スルモノヲ除ク)
 販賣業者ニ讓渡スルトキ

三 一月ノ讓渡先別引渡數量一噸ヲ超
 エザル數量ノセメントヲ讓渡スルト
 キ
 四 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由
 アリタルニ因リ證明書ニ依ルコトヲ
 得ザルトキ
 五 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可
 ヲ受ケタルトキ

第九條 セメントハ證明書ト引換フルニ
 非ザレバ共販機關又ハ販賣業者ヨリ之
 ヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ前條但書ノ
 規定ニ依リ共販機關又ハ販賣業者ガ讓
 渡スルセメントヲ讓受クル場合ハ此ノ
 限ニ在ラズ

第十條 地方長官又ハ共販機關ハ商工大
 臣ニ於テ用途別ニ割當テタル數量ノ限
 度内ニ於テ證明書ヲ發行シ之ヲセメン
 トヲ使用スル者ニ交付スベシ
 地方長官又ハ共販機關ハ前項ノ證明書
 ノ様式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十一條 共販機關又ハ販賣業者ハセメ
 ントヲ使用スル者ヨリ證明書ト引換ヘ
 ニセメントノ讓受ノ申込アリタルトキ
 ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ム
 コトヲ得ズ

第十二條 證明書ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又
 ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ

證明書ト引換ヘ讓受ケタルセメントハ
 之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受ク
 ルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地
 方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限
 ニ在ラズ

第十三條 共販機關又ハ販賣業者ハ其ノ
 引換ヘタル證明書ニ引換後遲滞ナク自
 己ノ氏名名稱及引換ノ年月日ヲ示ス消
 印ヲ捺捺スベシ

第十四條 販賣業者ハ其ノ引換ヘタル證
 明書ヲ引換ヘタル日ヨリ十五日以内ニ
 之ヲ交付シタル地方長官又ハ共販機關
 ニ提出スベシ

第十五條 共販機關又ハ販賣業者ハ帳簿
 ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 一 購入先ノ氏名稱及住所、購入ノ
 年月日並ニ購入シタルセメントノ種
 別數量及價額
 二 販賣先ノ氏名稱及住所、販賣ノ
 年月日並ニ販賣シタルセメントノ種
 別數量及價額
 三 毎月末ニ於ケルセメントノ種類別
 在庫數量

第十六條 製造業者ハ毎月十日迄ニ前月
 中ノセメントノ工場別種類別ノ製造數
 量、販賣數量及使用數量並ニ前月末ニ
 於ケルセメントノ工場別種類別在庫數
 量ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第十七條 共販機關ハ毎月十日迄ニ前月
 中ノセメントノ種類別ノ購入先別購入
 數量、道府縣別用途別販賣數量、移出
 數量及移入數量ヲ商工大臣ニ報告スベ
 シ

附 則

本則ハ昭和十五年三月十一日ヨリ之ヲ施
 行ス但シ第二條ノ規定ハ昭和十五年四月
 一日ヨリ、第四條、第八條乃至第十四
 條、第十六條及第十七條ノ規定ハ昭和十
 五年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

セメント配給統制規則第五條ノ規定
 ニ依リ共販機關指定

(昭和十五年三月十一日)
 (商工省告示第九十三號)
 セメント共販株式會社

ソーダ工業藥品配給統制
 規則

(昭和十五年三月十五日公布
 (商工省令第十六號三月二十日施行)
 改正 (昭和十五年十月三十日
 商工省令第九〇號即日施行
 昭和十五年十二月二十九日公布・商工省
 令第四百十四號昭和十六年一月一日公布)

第一條 本則ニ於テソーダ工業藥品トハ
 ソーダ灰、苛性ソーダ、液體鹽素、鹽
 酸及晒粉ヲ謂フ

第二條 ソーダ工業藥品ノ製造業者(以
 下製造業者ト稱ス)ハソーダ工業藥品
 ノ月別工場別種類別製造豫定數量ヲ豫
 メ商工大臣ニ届出ヅベシ之ヲ變更セン
 トスルトキ亦同ジ
 商工大臣必要アリト認ムルトキハソー
 ダ工業藥品ノ製造豫定數量ノ變更ヲ命
 ズルコトアルベシ

第三條 製造業者左ニ掲グルソーダ
 工業藥品製造設備ヲ移轉シ、讓渡シ、
 貸與シ又ハ其ノ使用ヲ廢止セントスル
 トキハ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 アンモニア・ソーダ法ニ依ル製造設備中石灰爐、炭化塔、吸收塔、壓縮機、蒸溜機及煨燒爐

二 電解ソーダ法ニ依ル製造設備中變流機及電解槽

第三條 製造業者又ハソーダ工業藥品ノ輸入若ハ移入ヲ爲シタル者ハ其ノ製造シ、輸入シ又ハ移入シタルソーダ工業藥品ヲ商工大臣ノ指定シタル者(以下共販機關ト稱ス)以外ノ者ニ譲渡(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 共販機關以外ノ者ハ製業者又ハソーダ工業藥品ノ輸入若ハ移入ヲ爲シタル者ヨリ其ノ製造シ、輸入シ又ハ移入シタルソーダ工業藥品ヲ譲受ケルコトヲ得ズ但シ前條但書ノ許可ヲ受ケテ譲渡スルソーダ工業藥品ヲ譲受ケル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 共販機關又ハソーダ工業藥品ノ販賣業者(以下販賣業者ト稱ス)ハソーダ工業藥品割當證明書(以下割當證明書ト稱ス)ト引換フルニ非ザレバソーダ工業藥品ヲ譲渡スルコトヲ得ズ

ダ工業藥品ヲ譲渡スルコトヲ得ズ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 一 左ノ各號ノ一ニ該當スルソーダ工業藥品ヲ譲渡スルトキ

ロ 軍用品

二 販賣業者ニソーダ工業藥品ヲ譲渡スルトキ

三 ソーダ工業藥品ヲ一庇以下譲渡スルトキ

四 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

第六條 ソーダ工業藥品ハ割當證明書ト引換フルニ非ザレバ共販機關又ハ販賣業者ヨリ之ヲ譲受ケルコトヲ得ズ但シ前條但書ノ規定ニ依リ共販機關又ハ販賣業者ガ譲渡スルソーダ工業藥品ヲ譲受ケル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 製造業者、ソーダ工業藥品ノ輸入若ハ移入ヲ爲シタル者又ハ販賣業者ハ其ノ使用セントスルソーダ工業藥品ノ數量ニ相當スル割當證明書ニ使用ノ年月日ヲ示ス消印ヲ捺捺スルニ非ザレバ其ノ製造シ、輸入シ、移入シ又ハ譲受ケタルソーダ工業藥品ヲ使用スルコトヲ得ズ

第八條 割當證明書ハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ譲受ケタル者ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 第九條 第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル團體ヨリ前項但書ノ規定ニ依リ配給セラレタルソーダ工業藥品ハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ之ヲ譲受ケルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

トヲ得ズ但シソーダ工業藥品ヲ一庇以下使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 第八條 割當證明書ハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ譲受ケタル者ニ依リ商工大臣ノ指定シタル團體ガ割當證明書ト引換ヘテ譲受ケタルソーダ工業藥品ヲ當該團體ヲ組織スル者ニ配給スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 第九條 第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル團體ヨリ前項但書ノ規定ニ依リ配給セラレタルソーダ工業藥品ハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ之ヲ譲受ケルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 第十條 製造業者ハ毎月十日迄ニ左ニ掲

ダノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 前月中ニ於ケルソーダ工業藥品ノ種類別ノ製造數量、使用數量、及譲渡數量

二 前月末ニ於ケルソーダ工業藥品ノ種類別在庫數量

三 前月中ニ於ケル食鹽ノ買受數量及使用數量並ニ前月末ニ於ケル食鹽ノ在庫數量

第十一條 ソーダ工業藥品ノ輸入業者又ハ移入業者ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 前月中ニ於ケルソーダ工業藥品ノ種類別仕出地別輸入又ハ移入數量及價額

二 前月中ニ於ケルソーダ工業藥品ノ種類別ノ使用數量及譲渡數量

三 前月末ニ於ケルソーダ工業藥品ノ種類別在庫數量

四 翌月ヨリ三月間ニ於ケルソーダ工業藥品ノ月別種類別仕出地別輸入又ハ移入豫定數量

者ニ非ズシテソーダ工業藥品ノ輸入又ハ移入ヲ爲シタル者ハ運滞ナク輸入又ハ移入シタルソーダ工業藥品ノ仕出地並ニ種類別數量及價額ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第十二條 共販機關又ハ販賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 譲受先ノ氏名名稱及住所、譲受ノ年月日並ニ譲受ケタルソーダ工業藥品ノ種類別數量及價額

二 譲渡先ノ氏名名稱及住所、譲渡ノ年月日並ニ譲渡シタルソーダ工業藥品ノ種類別數量及價額

三 使用シタルソーダ工業藥品ノ種類別數量及使用ノ年月日

四 毎月末ニ於ケルソーダ工業藥品ノ種類別在庫數量

第十三條 共販機關ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ 一 前月中ニ於ケルソーダ工業藥品ノ

種類別譲受先別譲受數量

二 前月中ニ於ケルソーダ工業藥品ノ種類別用途別譲渡數量

三 前月末ニ於ケルソーダ工業藥品ノ種類別在庫數量

附 則 本則ハ昭和十五年三月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條ノ規定ハ同年四月一日ヨリ、第五條乃至第十條、第十一條第一項及第十三條ノ規定ハ同年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

ソーダ工業藥品配給統制規則第三條ノ規定ニ依リ 共販機關指定 (昭和十五年三月十五日) (商工省告示第百一號)

一 ソーダ灰及アンモニア・ソーダ法ニ依リ製造シタル苛性ソーダニ付テハ日本アムモニア法曹達販賣株式會社 一 電解ソーダ法ニ依リ製造シタル苛性ソーダ、液體鹽素、鹽酸及晒粉ニ付テハ販賣株式會社

ソータ工業藥品配給統制
規則第九條第一項ノ規定
ニ依リ團體左ノ通指定ス

(昭和十五年十二月二十九日)
商工省告示第八百九十七號

- 東京光學機器製造工業組合
- 大阪鍍金工業組合
- 名古屋鍍金工業組合
- 東部鍍金工業組合
- 關東鍍金工業組合
- 京都鍍金工業組合
- 兵庫鍍金工業組合
- 東京輸出鍍金工業組合
- 燕洋食器工業組合
- 播州金物工業組合
- 播州小野刃物工業組合
- 金澤鐵工機械工業組合
- 大阪鐵道局管内鐵軌聯合會
- 大阪安實母尼工業組合
- 石州手漉和紙工業組合
- 山口縣和紙工業組合
- 立岩製紙工業組合
- 越後手漉和紙工業組合
- 茨城縣製紙工業組合

- 群馬縣醬油味噌工業組合
- 山梨縣醬油工業組合
- 靜岡縣醬油工業組合
- 愛知縣味噌醬油工業組合聯合會
- 岐阜縣味噌醬油工業組合聯合會
- 三重縣醬油味噌工業組合
- 大阪府醬油工業組合
- 京都府醬油工業組合聯合會
- 和歌山縣醬油工業組合聯合會
- 兵庫縣醬油工業組合聯合會
- 奈良縣醬油工業組合
- 滋賀縣醬油工業組合聯合會
- 宮城縣味噌醬油工業組合聯合會
- 福島縣醬油味噌工業組合
- 岩手縣醬油味噌工業組合
- 青森縣醬油工業組合聯合會
- 秋田縣醬油味噌工業組合聯合會
- 山形縣醬油味噌工業組合聯合會
- 北海道味噌醬油工業組合聯合會
- 長野縣醬油工業組合聯合會
- 新潟縣醬油工業組合
- 富山縣醬油味噌工業組合
- 石川縣醬油工業組合聯合會
- 福井縣醬油味噌工業組合聯合會
- 岡山縣醬油工業組合

- 駿河和紙工業組合
- 伊豫手漉紙工業組合
- 土佐インキ止和紙工業組合
- 城西手漉和紙工業組合
- 土佐高岡生漉紙工業組合
- 岐阜縣美濃紙工業組合
- 甲州西島手漉和紙工業組合
- 高知縣伊野町薄葉製紙工業組合
- 城東手漉和紙工業組合
- 土佐漉紙工業組合
- 土佐典具帳紙工業組合
- 戶川手漉和紙工業組合
- 烏山和紙工業組合
- 阿波川田製紙工業組合
- 越前製紙工業組合
- 小川和紙工業組合
- 岡山縣手漉和紙工業組合
- 福岡縣手漉和紙工業組合
- 東京榮水紙工業組合
- 鳥取縣手漉製紙工業組合聯合會
- 宮城縣手漉和紙工業組合
- 石川縣製紙工業組合聯合會
- 伊豫奉書紙工業組合
- 富山縣手漉紙工業組合
- 奈良縣國標手漉紙工業組合

- 廣島縣醬油工業組合聯合會
- 山口縣醬油工業組合
- 鳥取縣醬油工業組合聯合會
- 島根縣醬油工業組合聯合會
- 香川縣醬油工業組合聯合會
- 德島縣醬油味噌工業組合
- 愛媛縣醬油工業組合聯合會
- 高知縣醬油工業組合
- 福岡縣醬油工業組合
- 熊本縣醬油工業組合
- 佐賀縣醬油工業組合
- 宮崎縣醬油味噌工業組合聯合會
- 長崎縣醬油味噌工業組合聯合會
- 大分縣醬油工業組合
- 鹿兒島縣醬油味噌工業組合
- 沖繩縣醬油味噌工業組合
- 日本東部工業組合
- 東京工業製品工業組合
- 北海道護謄工業組合聯合會
- 富山縣工業組合
- 愛知縣護謄工業組合
- 三重縣工業組合
- 奈良縣護謄工業組合
- 大阪工業組合
- 兵庫縣護謄工業組合

- 大阪手漉製紙工業組合
- 兵庫縣手漉製紙工業組合
- 若狹手漉和紙工業組合
- 出雲和紙工業組合
- 秋月和紙工業組合
- 伊豫產紙工業組合
- 下伊那手漉和紙工業組合
- 北安曇郡和紙工業組合
- 鹿兒島縣始良郡蒲生製紙工業組合
- 新潟縣刈羽郡製紙工業組合
- 鹿兒島縣伊作製紙工業組合
- 伊豫泉製紙工業組合
- 熊本縣手漉製紙工業組合聯合會
- 佐賀縣手漉和紙工業組合聯合會
- 岸手漉和紙工業組合
- 大洲紙工業組合
- 京都府手漉和紙工業組合
- 大分縣手漉和紙工業組合
- 東京醬油工業組合聯合會
- 神奈川縣醬油工業組合
- 千葉縣醬油工業組合
- 埼玉縣醬油工業組合
- 茨城縣醬油工業組合聯合會
- 栃木縣醬油工業組合
- 群馬縣醬油味噌工業組合

- 岡山縣護謄工業組合
- 廣島縣護謄工業組合
- 石川縣工業組合
- 東北護謄工業組合
- 日本自動車タイヤ工業組合
- 江東皮革工業組合
- 東京三河島製革工業組合
- 和歌山製革工業組合
- 松原皮革工業組合
- 神奈川縣製革工業組合
- 兵庫縣川西皮革工業組合
- 大阪皮革工業組合
- 奈良縣皮革工業組合
- 三重縣製革工業組合
- 大阪鹿皮工業組合
- 上鈴製革工業組合
- 名古屋皮革工業組合
- 豐田皮革工業組合
- 北攝皮革工業組合
- 兵庫縣高木皮革工業組合
- 八王子輪出織物工業組合
- 八王子內地織物工業組合
- 東京府青梅織物工業組合
- 村山織物工業組合
- 東京絹人絹織物工業組合

丹後縮緬工業組合
西陣織物工業組合
西陣天宮絨工業組合
西陣着尺織物工業組合
何鹿織物工業組合
山城襪地工業組合
大阪府茨木天宮絨工業組合
大阪府絹人絹織物工業組合
愛川輸出織物工業組合
津久井織物工業組合
兵庫縣縮緬工業組合
加茂輸出絹人絹織物工業組合
見附輸出絹人絹織物工業組合
十日町織物工業組合
見附內地向生絹人絹織物工業組合
見附內地向絹人絹織物工業組合
新尾絹人絹織物工業組合
加茂內地向絹人絹織物工業組合
村松內地向絹人絹織物工業組合
五泉絹織物工業組合
龜田絹人絹織物工業組合
越後麻絹織物工業組合
小千谷麻絹織物工業組合
長岡絹人絹織物工業組合
小須戸絹人絹織物工業組合

松之山絹織物工業組合
秩父織物工業組合
飯能絹織物工業組合
所澤織物工業組合
川越織物工業組合
越生絹織物工業組合
小川絹織物工業組合
大里絹織物工業組合
北埼玉織物工業組合
埼玉織物工業組合
蕨織物工業組合
桐生輸出絹織物工業組合
桐生輸出練絹織物工業組合
伊勢崎織物工業組合
桐生內地向絹織物工業組合
前橋織物工業組合
館林織物工業組合
西上州生絹織物工業組合
結城郡織物工業組合
鹿行絹織物工業組合
足利輸出絹人絹織物工業組合
足利內地向絹織物工業組合
佐野內地向絹織物工業組合
奈良縣絹人造絹織物工業組合
三重縣絹織物工業組合

橫濱莫大小染晒整理工業組合
尾州絹織物工業組合
名古屋絹織物工業組合
東三絹織物工業組合
尾西織物工業組合
尾州織物工業組合
三州織物工業組合
三河蠶豆織物工業組合
遠州輸出織物工業組合
遠江南部織物工業組合
靜岡內地向絹織物工業組合
遠州輸出織物工業組合
遠州織物工業組合
上野原絹人絹織物工業組合
大月絹人絹織物工業組合
甲州谷村絹人絹織物工業組合
吉川絹人絹織物工業組合
甲府絹織物工業組合
滋賀縣天宮絨工業組合
濱縮緬工業組合
大津織物工業組合
濱糸工業組合
八日市織物工業組合
近江絹織物工業組合
岐阜縣天宮絨工業組合

岐阜縣絹人絹織物工業組合
上田絹織物工業組合
川俣輸出絹織物工業組合
福島縣交織絹織物工業組合
相馬輸出絹織物工業組合
福島縣內地向絹人絹織物工業組合
宮城縣絹織物工業組合
鶴岡輸出織物工業組合
山形絹人絹織物工業組合
米澤內地向絹織物工業組合
米澤輸出織物工業組合
米琉大新織物工業組合
福井縣輸出縮面工業組合
福井縣輸出絹織物工業組合
福井內地向絹人絹織物工業組合
大野郡內地向絹人絹織物工業組合
福井縣天宮絨工業組合
福井縣絹人絹先染帶地工業組合
福井輸出羽二重工業組合
大野輸出羽二重工業組合
福井縣縮織物工業組合
福井縣小巾縮織物工業組合
越前紋帳光輝屋緣工業組合
岐阜縣縮ス・フ麻織物工業組合
名古屋紡織工業組合

名古屋織物工業組合
三河織物工業組合
尾北綿布工業組合
豐橋織物工業組合
知多小巾綿布工業組合
長野縣縮ス・フ織物工業組合
知多綿布工業組合
愛知縣毛布工業組合
靜岡縣綿織物工業組合
廣島縣加工絹糸工業組合
下館織底工業組合
佐野綿布工業組合
足利綿織物工業組合
高階織物工業組合
東京綿織物工業組合
千葉縣綿織物工業組合
上總綿織物工業組合
秦野綿布工業組合
加茂綿織物工業組合
葛塚綿織物工業組合
富山縣綿織物工業組合
石川縣綿織物工業組合
吉田綿織物工業組合
博多織工業組合
久留米耕工業組合聯合會

鹿兒島縣絹織物工業組合
本場大島縮絹織物工業組合
沖繩縣縮絹織物工業組合聯合會
弘前綿織物工業組合
岩手縣綿織物工業組合
保證責任秋田縣綿織物工業組合
山形綿織物工業組合
保證責任山邊綿織物工業組合
莊內綿織物工業組合
宮城縣內地向絹織物工業組合
福島縣綿織物工業組合
茨城縣綿織物工業組合
能登麻織物工業組合
加賀羽二重工業組合
富山縣東部絹人絹織物工業組合
富山縣西部輸出絹人絹織物工業組合
城端內地向絹人絹織物工業組合
福光內地向絹人絹織物工業組合
富山縣吳西內地向絹人絹織物工業組合
石動內地向絹人絹織物工業組合
鳥取縣絹織物工業組合
岡山縣織物工業組合
廣島縣織物工業組合聯合會
廣島縣織物工業組合
山口縣織物工業組合

紀州織物工業組合
 鯖江輸出羽二重工業組合
 勝山輸出羽二重工業組合
 武生輸出羽二重工業組合
 石川輸出絹織物工業組合
 マルサン織物工業組合
 小松輸出絹人絹織物工業組合
 小松朝鮮移出織物工業組合
 大聖寺絹人絹織物工業組合
 加能絹織物工業組合
 小松内地向絹人絹織物工業組合
 能登内地向絹人絹織物工業組合
 津幡朝鮮移出織物工業組合
 金澤内地向絹人絹織物工業組合
 金澤朝鮮移出織物工業組合
 南勢織物工業組合
 伊勢織物工業組合
 高島織物工業組合
 滋賀縣蚊帳生地工業組合
 近江綿織物工業組合
 京都綿織物工業組合
 山城綿織物工業組合
 丹後綿織物工業組合
 泉北郡織物工業組合聯合會
 日本毛布工業組合

泉南郡輸出綿布工業組合
 泉南郡中央綿織物工業組合
 大阪府綿ネル工業組合
 大阪府東織物工業組合
 南河内織物工業組合
 泉南郡北部綿織物工業組合
 大阪府大尺布工業組合
 泉州南部綿織物工業組合
 岸和田綿織物工業組合
 泉南郡葛綿織物工業組合
 大阪府敷布工業組合
 河内第一織物工業組合
 大阪厚地織物工業組合
 大阪府白木綿工業組合
 大阪紋羽紡織工業組合
 大阪府織通絨氈類工業組合
 和歌山織物工業組合
 日本再織製品工業組合
 紀州絨羽工業組合
 紀州ネル工業組合
 大和綿織物工業組合
 大和耕工業組合
 播州織第一工業組合
 播州織工業組合
 菅大織工業組合

加西郡織物工業組合
 播州織野間工業組合
 中播織物工業組合
 兵庫縣重布工業組合
 岡山縣中備織物工業組合
 備前リソグ帯工業組合
 岡山縣綴通工業組合
 廣島縣西部織物工業組合
 鳥取縣綿織物工業組合
 阿波織物工業組合
 香川縣織物工業組合
 今治織物工業組合
 八幡濱織物工業組合
 伊豫耕工業組合
 愛媛縣小巾生地織物工業組合
 宇和島織物工業組合
 高知縣綿織物工業組合
 久留米織物工業組合
 福岡地方織物工業組合
 佐賀縣綿織物工業組合
 島原綿織物工業組合
 鹿兒島縣綿織物工業組合
 宮崎縣綿スフ織物工業組合
 大分縣綿織物工業組合
 熊本縣綿織物工業組合

福井輸出織物染色工業組合
 神戸輸出織物染色工業組合
 横濱輸出織物染色工業組合
 京都絹人絹染色工業組合
 和歌山染色工業組合
 石川縣輸出織物染色工業組合
 兩毛輸出織物整染工業組合
 富山縣輸出織物染色工業組合
 岐阜縣輸出織物染色工業組合
 名古屋人造絹織物染色工業組合
 富山縣輸出友禪工業組合
 京都輸出友禪工業組合
 神戸輸出織物手捺染工業組合
 大阪友禪工業組合
 横濱輸出織物手工捺染工業組合
 東京友禪工業組合
 福井縣輸出織物手工捺染工業組合
 足利型紙捺染工業組合
 大阪染色工業組合
 和歌山縣内地向人造絹織物機械捺染工業組合
 關東捺染工業組合
 遠州捺染整理工業組合盛興社
 足利機械捺染工業組合
 京都内地向絹人絹麻機械捺染工業組合

山梨機械捺染工業組合
 伊豆機械捺染工業組合
 關東スフ織物染色工業組合
 遠州人織物加工工業組合
 京都スフ捺染工業組合
 大阪ステープルファイバー織物染色工業組合
 和歌山人織物染色工業組合
 栃木縣ステープルファイバー織物染色整理工業組合
 愛知ステープルファイバー織物染色工業組合
 廣島機械捺染工業組合
 名古屋輸出毛織工業組合
 尾西毛織工業組合
 津島毛織工業組合
 三重縣毛織工業組合
 遠州毛織工業組合
 關東毛織工業組合
 岐阜縣毛織工業組合
 遠江染色工業組合開進社
 尾西染色工業組合
 和歌山糸染工業組合
 和泉糸染晒工業組合
 宮城縣木綿染物工業組合

奈良縣綿糸加工工業組合
 大阪糸染晒工業組合
 靜岡縣靴紐糸工業組合
 京都カタン糸工業組合
 京都加工綿糸工業組合
 福島縣糸染晒工業組合
 東京染晒工業組合
 名古屋染晒工業組合
 廣島綿糸染晒工業組合
 千葉縣染色工業組合
 熊本縣染色工業組合
 茨城縣綿糸染色工業組合
 岐阜縣糸染晒工業組合
 岡山縣糸染晒工業組合
 米澤縫糸染晒工業組合
 大阪毛糸染色工業組合
 北海道糸染晒工業組合
 足利糸布染色工業組合
 伊勢崎整染工業組合
 桐生糸染工業組合
 館林糸染工業組合
 佐野糸染型紙捺染工業組合
 德島縣絲布染晒工業組合
 山口縣糸染晒工業組合
 兵庫縣輸出織物糸染工業組合

- 長野縣染織工業組合
- 京都府精練染色工業組合
- 青島縣染織工業組合
- 滋賀縣染織工業組合
- 泉北郡染織工業組合
- 新潟縣棉織品工業組合
- 備後織物工業組合
- 石川縣染織工業組合
- 白河スフ織物染色工業組合
- 福井縣染織工業組合
- 福井縣染織工業組合
- 北都留郡染織工業組合
- 南都留郡染織工業組合
- 東京洗染クリーニング商業組合聯合會
- 金澤洗染クリーニング商業組合
- 京都洗染クリーニング商業組合
- 静岡縣洗染クリーニング商業組合聯合會
- 東京洗染加工工業組合
- 東京洗染工業組合
- 東京官製製版工業組合

硫酸アンモニア等生産統制規則

(昭和十五年三月十三日公布)
(農林省令第十四號即日施行)

第一條 硫酸アンモニア、石灰窒素又ハ過燐酸石灰ノ製造業者ハ農林大臣ノ定ムル數量ノ硫酸アンモニア、石灰窒素又ハ過燐酸石灰ノ製造ヲ爲スベシ

第二條 硫酸アンモニア製造業者ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一 前月中ニ於ケル硫酸アンモニア製造數量、アンモニア製造數量及硫酸アンモニア製造ノ爲使用シタルアンモニアノ數量

二 前月末日ニ於ケル硫酸アンモニアノ在庫數量及硫酸アンモニア製造用アンモニアノ在庫數

三 翌月ヨリ三月間ノ月別硫酸アンモニア製造見込數量

第三條 石灰窒素製造業者ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一 前月中ニ於ケル石灰窒素製造數量、カーバイド製造數量及石灰窒素製造ノ爲使用シタルカーバイドノ數量

二 前月末日ニ於ケル石灰窒素ノ在庫數量及石灰窒素製造用カーバイドノ在庫數量

三 翌月ヨリ三月間ノ月別石灰窒素製造見込數量

第四條 過燐酸石灰製造業者ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一 前月中ニ於ケル過燐酸石灰製造數量及過燐酸石灰製造ノ爲使用シタル燐礦石ノ數量

二 前月末日ニ於ケル過燐酸石灰ノ在庫數量及過燐酸石灰製造用燐礦石ノ在庫數量

三 翌月ヨリ三月間ノ月別過燐酸石灰製造見込數量

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農業藥劑配給統制規則

(昭和十五年十月二日農林省令)
(第八十六號十月十一日施行)

第一條 農林大臣ノ指定シタル農業藥劑(以下農業藥劑ト稱ス)ノ製造ヲ爲ス者又ハ其ノ輸入若ハ移入ヲ爲ス者ハ其ノ製造又ハ輸入若ハ移入ニ係ル農業藥劑ノ製造又ハ輸入若ハ移入ニ係ル農業藥劑ノ製造又ハ輸入若ハ移入ニ係ル農業藥劑ノ製造又ハ輸入若ハ移入ニ係ル農業藥劑ノ製造

農林大臣ノ指定シタル者(以下共販機關ト稱ス)以外ノ者ニ譲渡スルコトヲ得ズ但シ農林大臣ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

共販機關以外ノ者ハ農業藥劑ノ製造ヲ爲ス者又ハ其ノ輸入若ハ移入ヲ爲ス者ヨリ其ノ製造又ハ輸入若ハ移入ニ係ル農業藥劑ヲ譲受クルコトヲ得ズ但シ前項但書ノ規定ニ依リ譲渡スル農業藥劑ヲ譲受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 共販機關ハ其ノ取扱フ農業藥劑ノ種類別配給先別配給數量ニ付豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントストキ亦同ジ

第三條 農林大臣ノ指定シタル者ヲ除クノ外共販機關ヨリ農業藥劑ヲ譲受ケ之ヲ販賣スル者ハ配給セントストル道府縣別ノ種類別配給先別配給數量ニ付豫メ當該道府縣ノ地方長官ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントストキ亦同ジ

前項ノ規定ハ前項ノ農林大臣ノ指定シタル者ヨリ農業藥劑ヲ譲受ケ之ヲ販賣スル者ニ之ヲ準用ス

第四條 農林大臣必要アリト認ムルトキ

ハ農業藥劑ノ製造ヲ爲ス者農業藥劑ノ輸入若ハ移入ヲ爲ス者、共販機關又ハ農業藥劑ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ農業藥劑ノ需給調整上必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徴シ若ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトアルベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ農業藥劑ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ農業藥劑ノ需給調整上必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徴シ若ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

附 則
本令ハ昭和十五年十月十一日ヨリ之ヲ施行ス

農業藥劑配給統制規則第一條第一項及第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定シ昭和十五年十月十一日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十五年十月二日農林省令)
(第四百六十四號)

- 第一條第一項ノ農業藥劑
 - 砒酸鉛
 - 農業用硫酸ニコチン
 - 農業用ノデリス根、デリス粉及デリス製劑
 - 農業用ノ松脂合劑、松脂鯨油合劑、松脂展着劑及支那産松脂
 - 農業用硫酸銅製劑
 - 農業用大豆展着劑
 - 同條同項ノ共販機關
 - 農藥共販株式會社
 - 第三條第一項ノ農林大臣ノ指定シタル者
- 保證責任全國購買組合聯合會

〔皮革〕

皮革使用制限規則中改正

(昭和十五年十月九日公布
商工省令第八十二號十月十日施行)

第一條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 靴(綱革、先芯、月形、化粧及積上ノ部分ヲ除ク)

附 則

本令ハ昭和十五年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ハ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

〔參照〕

昭和十三年七月商工省令第四十三號皮革使用制限規則抄録

第一條 左ニ掲グル物品又ハ其ノ材料ハ牛革(黃牛革ヲ含ム以下同シ)又ハ水牛革ヲ使用シテ之ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ軍ノ註文又ハ輸出註文(關東洲、滿洲國又ハ中華民國向ノモノヲ除ク)ニ係ル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ニ在リテハ商工大臣、其ノ他ノ者

ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 靴

皮革配給統制規則中改正

(昭和十五年十一月二十五日公布
農林省令第四號即日施行)

第四條第一項中「商工大臣」ヲ「農林大臣」ニ改ム

第五條 商工大臣ノ指定シタル輸入業者(以下輸入業者ト稱ス)ニ非ザレバ皮ヲ輸入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣ノ指定シタル移入業者(以下移入業者ト稱ス)ニ非ザレバ皮ヲ移入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 販賣業者、輸入業者及移入業者ハ豫メ毎月ノ皮ノ種類別及取引先別販賣數量ヲ定メ、販賣業者及移入業者ニ在リテハ農林大臣、輸入業者ニ在リテハ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十一條 販賣業者、仲買人又ハ移入業者ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ニ賣買シタル皮ノ種類別及取引先別數量ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

輸入業者又ハ製革業者若ハ其ノ組織スル工業組合ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ニ賣買シタル皮革ノ種類別及取引先別數量ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ製革業者ノ使用シタル革ノ種類別數量ニ付亦同ジ

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十三年七月商工省令第四十五號皮革配給統制規則抄録

第四條第一項
第二條ニ掲グル者ハ商工大臣ノ指定シタル販賣業者(以下販賣業者ト稱ス)又ハ地方長官ノ指定シタル仲買人(以下仲買人ト稱ス)以外ノ者ニ第二條ノ皮ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第五條 商工大臣ノ指定シタル輸入業者(以下輸入業者ト稱ス)又ハ移入業者(以下移入業者ト稱ス)ニ非ザレバ皮ヲ輸入又ハ移入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 販賣業者、輸入業者及移入業者ハ豫メ毎月ノ皮ノ種類別及取引先別販賣數量ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十一條 販賣業者、仲買人、輸入業者、移入業者又ハ製革業者若ハ其ノ組織スル工業組合ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ニ賣買シタル皮革ノ種類別數量ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ製革業者ノ使用シタル革ノ種類別數量ニ付亦同ジ

昭和十三年七月商工省令第二二六號

(皮革配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ輸入業者指定ニ關スル件)改正

正シ昭和十五年五月十日ヨリ施行

(昭和十五年五月九日
商工省令第二二九號)

日本原皮輸入株式会社

昭和十四年農林省第三十九號
(皮革原料タル水産動物ノ販賣制限ニ關スル件)中改正

(昭和十五年二月五日公布
農林省令第十二號二月七日施行)

第二條ニ左ノ三項ヲ加フ

前項ノ陸揚又ハ搬入ヲ爲シタル者其ノ水産動物ヲ自ラ處理スル場合ニ於テハ其ノ皮ヲ同項ノ農林大臣ノ指定スル者ニ販賣スベシ同項但書ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス
第一項ノ農林大臣ノ指定スル地ニ皮革原料タル水産動物ノ皮ノ陸揚又ハ搬入ヲ爲シタル者ハ之ヲ同項ノ農林大臣ノ指定スル者ニ販賣スベシ同項但書ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス
前二項ノ場合ニ於テハ第一項ノ農林大臣ノ指定スル者ハ農林大臣ノ指示シタル價格ニ依リ其ノ皮ヲ買取ルベシ
第三條中「前條ノ農林大臣ノ指定シタル者」ヲ「前條第一項ノ農林大臣ノ指定シタル者及皮革原料タル水産動物ノ皮ノ處理ヲ業ト爲ス者」ニ、「及販賣方法」ヲ「販賣方法其ノ他」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十五年二月七日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年八月農林省令第三十九號皮革原料動物ノ販賣制限ニ關スル件抄録
第二條 農林大臣ノ指定スル地ニ皮革原料タル水

産動物ノ陸揚又ハ搬入ヲ爲シタル者ハ農林大臣ノ指定スル者以外ニ對シ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第三條 農林大臣必要アリト認ムルトキハ前條ノ農林大臣ノ指定シタル者ニ對シ皮革原料タル水産動物又ハ其ノ皮、肉等ノ價格、數量及販賣方法ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ報告ヲ徴スルコトヲ得

野獸原皮ノ販賣制限ニ關スル件

(昭和十四年十二月七日公布
農林省令第六十七號十二月二十日施行)

第一條 本則ニ於テ野獸原皮トハ左ニ掲グル獸類ノ原皮ヲ謂フ

- 一 猪
 - 二 狐(養殖セラレタルモノ)
 - 三 其ノ他農林大臣ノ指定スル獸類
- 第二條 野獸原皮ノ生産者ハ農林大臣ノ指定スル者以外ノ者ニ對シ其ノ野獸原皮ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條ノ農林大臣ノ指定シタル者ニ對シ野獸原皮ノ價格、數量及取引方法ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ報告ヲ徵スルコトヲ得

附 則
本令ハ昭和十四年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年農林省令第六十七號第二條ノ農林大臣ノ指定スル者
(昭和十四年十二月七日)
(農林省告示第四百十號)

猪ノ原皮ニ付テハ社團法人大日本獺友會
狐(養殖セラレタルモノ)ノ原皮ニ付テハ日本養殖毛皮株式會社

〔護 護〕
昭和十三年七月商工省告示第八十二號(ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件)第一項ノ規定ニ依リ團體指定ニ關スル件

ル件)中改正シ昭和十四年十一月二十五日ヨリ施行
(昭和十四年十一月二十四日)
(商工省告示第三百二十七號)

「東京ゴム靴卸商業組合」ヲ「日本護謨被服卸商業組合聯合會」ニ改ム

昭和十四年六月商工省告示第二百二十四號(日本護謨工業組合聯合會)ヲ「日本護謨履物共販株式會社」ニ改ム

昭和十四年六月商工省告示第二百二十四號(日本護謨工業組合聯合會)ヲ「日本護謨工業組合」ニ改ム
(昭和十五年十一月五日)
(商工省告示第六百八十七號)

「大日本再生ゴム工業組合、日本油性再生護謨工業組合」ヲ「日本再生ゴム工業組合聯合會」ニ改ム

昭和十四年四月商工省告示第七十五號(ゴム配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依リ統制團體指定ニ關スル件)中改正
(昭和十五年八月二十一日)
(商工省告示第四百六十五號)

「日本ゴム利用製品工業聯合會」ヲ「社團法人日本ゴム利用工業會」ニ改ム

昭和十四年六月商工省告示第二百二十五號(日本再生ゴム工業組合)ヲ「日本再生ゴム工業組合聯合會」ニ改ム
(昭和十五年十一月五日)
(商工省告示第六百八十八號)

昭和十五年九月十四日公布(農林省令第八十四號九月二十二日施行)
「大日本再生ゴム工業組合」ヲ「日本再生ゴム工業組合聯合會」ニ改ム
(昭和十五年一月十八日)
(商工省告示第八號)

日本府ゴム利用製品工業組合聯合會

昭和十四年六月商工省告示第二百二十四號(日本護謨工業組合)ヲ「日本護謨工業組合」ニ改ム
(昭和十五年八月二十一日)
(商工省告示第四百六十六號)

「日本ゴム利用製品工業聯合會」ヲ「社團法人日本ゴム利用工業會」ニ改ム

同
(昭和十五年十一月五日)
(商工省告示第六百八十九號)

「大日本再生ゴム工業組合、日本油性再生護謨工業組合」ヲ「日本再生ゴム工業組合聯合會」ニ改ム

自動車タイヤ、チューブ配給統制規則中改正
(昭和十五年十月三十日公布)
(商工省令第九十一號即日施行)

第一條ノ二 製造業者自動車用タイヤ又

ハ自動車用チューブノ製造ニ用フルロール、カレンダー、成型器、和硫機又ハ電動機ヲ移轉シ、讓渡シ、貸與シ又ハ其ノ使用ヲ廢止セントスルトキハ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二條第二項中「前條」ヲ「第一條」ニ改ム

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年四月商工省令第十八號自動車用タイヤ、チューブ配給統制規則抄録

第二條第一項及第二項
製造業者ハ毎月ノ自動車用タイヤ(故ノモノヲ含ム以下同ジ)又ハ自動車用チューブ(故ノモノヲ含ム以下同ジ)ノ取引先別販賣數量ヲ定メ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ前條第二項各號ノ一ニ該當スル自動車用タイヤ又ハ自動車用チューブニ付テハ之ヲ適用セズ

農機具用ゴム製品配給統制規則

第一條 本則ニ於テ農機具用ゴム製品トハ農林水産業用機械器具ノ部分品又ハ附屬品タルゴム製品ニシテ農林大臣ノ指定シタルモノヲ謂フ

第二條 農機具用ゴム製品ノ製造ヲ爲ス者ハ其ノ製造ニ係ル農機具用ゴム製品ヲ農林大臣ノ指定シタル者(以下共販機關ト稱ス)以外ノ者ニ讓渡(本令施行前ニ爲シタル契約ニ依リ引渡ヲ含ム)スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

共販機關以外ノ者ハ農機具用ゴム製品ノ製造ヲ爲ス者ヨリ其ノ製造ニ係ル農機具用ゴム製品ヲ讓受クル(本令施行前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ルル場合ヲ含ム)コトヲ得ズ但シ前項但書ノ許可ヲ受ケテ讓渡スル農機具用ゴム製品ヲ讓受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 共販機關ハ其ノ取扱フ農機具用ゴム製品ノ銘柄別配給先別配給數量ニ付豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第四條 共販機關ヨリ農機具用ゴム製品ヲ受ケテ之ヲ販賣スル者ハ配給セントスル道府縣別ノ銘柄別配給先別配給數量ニ付豫メ當該道府縣ノ地方長官ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五條 農林大臣必要アリト認ムルトキハ農機具用ゴム製品ノ製造ヲ爲ス者、共販機關又ハ農機具用ゴム製品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ農機具用ゴム製品ノ需給調整上必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徵スルコトアルベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ農機具用ゴム製品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ農機具用ゴム製品ノ需給調整上必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徵スルコトアルベシ

本令ハ昭和十五年九月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

農機具用ゴム製品ノ製造ヲ爲ス者ハ第一條ノ規定ニ依ル指定アリタル後二週間以內ニ指定ノ際ニ於ケル農機具用ゴム製品ノ銘柄別在庫數量ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

農機具用ゴム製品ノ販賣ヲ爲ス者ハ第一條ノ規定ニ依ル指定アリタル後二週間以內ニ指定ノ際ニ於ケル農機具用ゴム製品ノ銘柄別在庫數量ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

農機具用ゴム製品配給統制規則第一條及第二條ノ規定ニ依リ左ノ邊指定シ昭和十五年九月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十五年九月十四日 農林省告示第四百三十三號)

第一條ノ農機具用ゴム製品
粗摺用ゴムロール及脱籽ゴム
碎米用防止用ゴム板及内張ゴム

第二條ノ共販機關
日本農機ゴム統制株式會社

〔木 材〕

用材配給統制規則

(昭和十五年十月三日公布 農林省令第八十七號十月二十五日施行)

改正
昭和十五年十月十四日 農林省令第九十一號
昭和十五年十月二十四日 農林省令第九十八號即日施行

第一條 本則ニ於テ用材トハ素材及製材(合板及仕組板ヲ含ム)ヲ謂フ

第二條 地方長官必要アリト認ムルトキハ當該道府縣内ニ於テ生産セラシムル用材又ハ賣渡サル用材ニ付其ノ配給先配給方法、賣渡先、賣渡方法其ノ他配給又ハ賣渡ニ關シ必要ナル事項(以下配給計畫ト稱ス)ヲ定ムルコトヲ得

地方長官前項ノ配給計畫ヲ定ムルニ當リ必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ指定スル團體ノ意見ヲ徵スルコトヲ得

地方長官第一項ノ配給計畫ヲ定メタルトキハ遲滞ナク之ヲ農林大臣ニ報告スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第三條 農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ地方長官ニ對シ用材ノ生産若ハ販賣ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル團體ノ生産又ハ販賣ニ係ル用材ニ付農林大臣ノ指定スル者(以下統制機關ト稱ス)ニ販賣シ若ハ販賣ノ委託ヲ爲シ又ハ統制機關ノ斡旋ニ依リ販賣ヲ爲スベキ用材ノ樹種、材種又ハ數量其ノ他販賣ニ關

シ必要ナル事項ニ關シ前條ノ規定ニ依ル配給計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ地方長官ニ對シ前條ノ規定ニ依リ定メタル配給計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第四條 農林大臣又ハ地方長官用材ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ配給計畫ノ指示ヲ受ケタル用材ノ生産又ハ販賣ヲ爲ス者ニ對シ其ノ生産又ハ販賣ニ係ル用材ニ付當該配給計畫ニ從ヒ當該用材ノ配給又ハ販賣ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五條 統制機關ヨリ買受ケ若ハ其ノ斡旋ニ依リ買受ケ又ハ其ノ承認ヲ受ケタル用材ニ非ザレバ關東州、滿洲又ハ支那ニ輸出スル爲之ヲ買受クルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル用材ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 官廳ノ輸出ニ充ツル用材
- 二 博覽會ニ出品スル爲ノ輸出ニ充ツル用材
- 三 販賣以外ノ目的ヲ以テスル輸出ニ充ツル用材ニシテ其ノ原價五十圓ヲ

超エザルモノ

四 合板及仕組板

第六條 統制機關ヨリ買受ケ若ハ其ノ斡旋ニ依リ買受ケ又ハ其ノ承認ヲ受ケタル用材ニ非ザレバ之ヲ移出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル用材ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 統制機關ノ移出ニ係ル用材
- 二 官廳ノ移出ニ係ル用材
- 三 博覽會ニ出品スル爲ノ移出スル用材
- 四 販賣以外ノ目的ヲ以テ移出シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル用材
- 五 合板及仕組板

第七條 統制機關ハ前二條ノ規定ニ依ル販賣若ハ販賣ノ斡旋ヲ爲シ又ハ前條ノ規定ニ依ル承認ヲ爲スベキ用材ノ樹種、種類計畫數量ニ付豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第八條 農林大臣又ハ地方長官用材ノ需給調整上特ニ必要アリト認ムルトキハ用材ノ生産、販賣又ハ買入ヲ爲ス者ニ對シ用材ノ配給先、販賣先、買入先、賣買方法其ノ他配給又ハ買入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

附 則
本令ハ昭和十五年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

用材配給統制規則第二條第二項ノ規定ニ依リ團體左ノ邊指定ス

(昭和十五年十月三日 農林省告示第四百七十二號)

- 北海道木材業組合聯合會
- 社団法人北海道林業會
- 青森縣木材業組合聯合會
- 社団法人青森縣山林會
- 岩手縣木材業組合聯合會
- 社団法人岩手縣山林會
- 宮城縣木材業組合聯合會
- 社団法人宮城縣山林會
- 秋田縣木材業組合聯合會
- 社団法人秋田縣山林會
- 山形縣木材業組合聯合會
- 社団法人山形縣治水山林會
- 福島縣木材業組合聯合會
- 社団法人福島縣山林會
- 茨城縣木材業組合聯合會
- 社団法人茨城縣山林會
- 栃木縣木材業組合聯合會

- 社団法人下野山林會
- 社団法人上州木材業組合聯合會
- 社団法人群馬縣山林會
- 埼玉縣木材業組合聯合會
- 社団法人埼玉縣山林會
- 千葉縣木材業組合聯合會
- 社団法人千葉縣山林會
- 東京府木材業組合聯合會
- 社団法人東京府山林會
- 神奈川縣木材業組合聯合會
- 社団法人神奈川縣山林會
- 新潟縣木材業組合聯合會
- 社団法人新潟縣山林會
- 富山縣木材業組合聯合會
- 社団法人富山縣山林會
- 石川縣木材業組合聯合會
- 社団法人石川縣山林會
- 福井縣木材業組合聯合會
- 社団法人福井縣山林會
- 山梨縣木材業組合聯合會
- 社団法人山梨縣山林會
- 長野縣木材業組合聯合會
- 社団法人信濃山林會
- 岐阜縣木材業組合聯合會
- 社団法人岐阜縣山林會

- 靜岡縣木材商同業組合聯合會
- 社団法人靜岡縣山林會
- 愛知縣木材業組合聯合會
- 社団法人愛知縣山林會
- 三重縣木材業組合聯合會
- 社団法人三重縣山林會
- 滋賀縣木材同業組合聯合會
- 社団法人滋賀縣山林會
- 京都府木材業組合聯合會
- 社団法人京都府山林會
- 大阪府木材業組合聯合會
- 社団法人大阪府山林會
- 兵庫縣木材業組合聯合會
- 社団法人兵庫縣山林會
- 奈良縣木材業組合聯合會
- 社団法人大和山林會
- 社団法人和歌山縣木材業組合聯合會
- 鳥取縣木材業組合聯合會
- 社団法人鳥取縣山林會
- 島根縣木材業組合聯合會
- 社団法人島根縣山林會
- 岡山縣木材業組合聯合會
- 社団法人岡山縣山林會
- 社団法人廣島縣木材業組合聯合會

- 社団法人廣島縣山林會
- 山口縣木材業組合聯合會
- 社団法人山口縣山林會
- 德島縣木材業組合聯合會
- 社団法人德島縣山林會
- 香川縣木材業組合聯合會
- 社団法人香川縣治水山林會
- 愛媛縣木材業組合聯合會
- 社団法人愛媛縣山林會
- 社団法人高知縣木材業組合聯合會
- 社団法人土佐山林會
- 社団法人福岡縣木材業組合聯合會
- 社団法人福岡縣山林會
- 佐賀縣木材業組合聯合會
- 社団法人佐賀縣山林會
- 長崎縣木材業組合聯合會
- 社団法人長崎縣山林會
- 熊本縣木材業組合聯合會
- 社団法人肥後山林會
- 大分縣木材業組合聯合會
- 社団法人大分縣山林會
- 宮崎縣木材業組合聯合會
- 社団法人宮崎縣山林會
- 鹿兒島縣木材業組合聯合會
- 社団法人鹿兒島縣山林會

沖繩縣木材業組合聯合會
社団法人沖繩縣山林會

用材配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依リ統制機關左ノ邊指定ス

(昭和十五年十月三日
農林省告示第四百七十三號)
社団法人日本木材業組合聯合會

〔食料品〕

砂糖配給統制規則

(昭和十五年十月四日公布
農工省令第七十九號十月十五日施行)

第一條 砂糖(黑糖、白下糖及氷糖ヲ除ク以下同ジ)ノ製造業者(精製業者ヲ含ム以下同ジ)輸入業者又ハ移入業者ハ其ノ製造(精製ヲ含ム以下同ジ)シ、輸入シ又ハ移入シタル砂糖ヲ商工大臣ノ指定シタル者(以下共販機關ト稱ス)以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケ

タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第二條 共販機關ハ讓渡先別種類別讓渡數量ニ付豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケルニ非ザレバ砂糖ヲ讓渡スルコトヲ得ズ
第三條 商工大臣ノ指定シタル者(以下元賣機關ト稱ス)ハ商工大臣ニ於テ讓渡先別及種類別ニ定ムル數量ヲ超エ砂糖ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ自己ヲ購入先トシテ記載シタル業務用砂糖購入票(本則ニ依ル消印ノ押捺ナキモノ)ニシテ有效期間内ノモノニ限ル第四條乃至第七條及第十八條ノ場合亦同ジ)ト引換ヘニ第五條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル者ニ讓渡スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第四條 商工大臣ノ指定シタル者(以下卸賣機關ト稱ス)ハ自己ヲ購入先トシテ記載シタル販賣用砂糖購入票(本則ニ依ル消印ノ押捺ナキモノ)ニシテ有效期間内ノモノニ限ル第五條ノ場合亦同ジ)又ハ業務用砂糖購入票ト引換フルニ非ザレバ砂糖ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 第五條但書第三號又ハ第四號ノ規

定ニ依リ砂糖ヲ讓渡スル者ニ之ヲ讓渡スルトキ
二 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
第五條 砂糖ノ販賣ヲ業トスル者(共販機關、元賣機關及卸賣機關ヲ除ク以下小賣業者ト稱ス)又ハ業務上砂糖ヲ使用スル者ニシテ商工大臣若ハ地方長官ノ指定シタル者ハ販賣用砂糖購入票又ハ業務用砂糖購入票ト引換フルニ非ザレバ砂糖ヲ讓渡スルコトヲ得ズ
但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 第七條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ於テ家庭用砂糖同數購入券(本則ニ依ル消印ノ押捺ナキモノ)ニシテ有效期間内ノモノニ限ル第七條及第十八條乃至第二十條ノ場合亦同ジ)ト引換ヘニ小賣業者ヨリ砂糖ヲ讓渡スルコトキ
二 前號ノ地域以外ノ地域ニ於テ小賣業者ヨリ家庭用ニ使用スル砂糖ヲ六百グラム(一斤)以下讓渡スルコトキ
三 砂糖ノ小賣業者ガ第十七條ノ規定ニ依リ又ハ第十九條但書第一號ノ場合ニ於テ消印ヲ押捺シタル家庭用砂

糖回數購入券ト引換ヘニ卸賣機關ヨリ砂糖ヲ讓受クルトキ

四 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

第六條 小賣業者ハ自己ヲ購入先トシテ記載シタル業務用砂糖購入票ト引換ヘニ砂糖ヲ讓渡スル場合ヲ除クノ外六百グラム(一斤)ヲ超ユル數量ノ砂糖ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ指定シタル地域ニ於テ砂糖ヲ讓渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 商工大臣ノ指定シタル地域ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ小賣業者ハ自己ヲ購入先トシテ記載シタル業務用砂糖購入票又ハ家庭用砂糖回數購入券ト引換フルニ非ザレバ砂糖ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 前七條ノ規定ハ御料品及商工大臣ノ指定シタル用途ニ供スル砂糖ニ付テハ之ヲ適用セズ

第九條 販賣用砂糖購入票ハ地方長官ニ於テ又ハ地方長官ノ指定シタル者若ハ

團體(以下販賣用砂糖統制機關ト稱ス)ニ於テ之ヲ發行シ小賣業者ニ交付ス

販賣用砂糖統制機關ハ地方長官ノ定ムル砂糖ノ讓受先別割當數量ノ限度内ニ於テ販賣用砂糖購入票ヲ發行スベシ

販賣用砂糖購入票ノ様式ハ地方長官之ヲ定ム

第十條 業務用砂糖購入票ハ地方長官ニ於テ又ハ商工大臣若ハ地方長官ノ指定シタル者若ハ團體(以下業務用砂糖統制機關ト稱ス)ニ於テ之ヲ發行シ第五條ノ規定ニ依リ商工大臣又ハ地方長官ノ指定シタル者ニ交付ス

業務用砂糖統制機關ハ豫メ商工大臣(前項ノ規定ニ依リ)地方長官ノ指定シタル業務用砂糖統制機關ニ在リテハ地方長官)ノ承認ヲ受ケタル砂糖ノ讓受先別數量ノ限度内ニ於テ業務用砂糖購入票ヲ發行スベシ

第十一條 地方長官ハ商工大臣ノ定ムル砂糖ノ用途別割當數量ノ限度内ニ於テ第九條第二項ノ割當數量ノ指定、前條第二項ノ承認並ニ販賣用砂糖購入票及業務用砂糖購入票ノ發行ヲ爲スベシ

第十二條 家庭用砂糖回數購入券ハ第七條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ於ケル市町村長(之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)之ヲ發行ス

家庭用砂糖回數購入券ノ様式ハ地方長官之ヲ定ム

第十三條 第七條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ヲ管轄スル地方長官ハ商工大臣ノ定ムル家庭用砂糖ノ割當數量ノ限度内ニ於テ市町村長ニ其ノ發行スベキ家庭用砂糖回數購入券ニ相當スル砂糖ノ總數量ヲ通知スベシ

市町村長ハ前項ノ通知ヲ受ケタル砂糖ノ總數量ノ限度内ニ於テ家庭用砂糖回數購入券ヲ發行スベシ

第十四條 家庭用砂糖回數購入券ノ交付ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第十五條 本則ノ施行ニ關シ市町村長ノ行フ事務ニ關スル費用ハ市町村(之ニ準ズベキモノヲ含ム)ニ於テ之ヲ負擔スベシ

第十六條 販賣用砂糖購入票、業務用砂糖購入票及家庭用砂糖回數購入券ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又ハ他人ヨリ讓受タル

糖ノ製造業者、輸入業者若ハ移入業者共販機關、元賣機關、卸賣機關又ハ小賣業者ニ對シ砂糖ノ供給先、供給時期若ハ供給方法又ハ供給スル砂糖ノ種類若ハ數量ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第二十三條 共販機關、元賣機關又ハ卸賣機關ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ共販機關及元賣機關ニ在リテハ商工大臣ニ、卸賣機關ニ在リテハ地方長官ニ提出スベシ

一 前月中ニ於ケル砂糖ノ讓受先別種類別讓受數量

二 前月中ニ於ケル砂糖ノ讓渡先別種類別讓渡數量

三 前月末ニ於ケル砂糖ノ種類別在庫數量

第二十四條 共販機關、元賣機關又ハ卸賣機關ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 砂糖ノ讓受先別種類別讓受數量及讓受ノ年月日

二 砂糖ノ讓渡先別種類別讓渡數量及讓渡ノ年月日

三 毎月末ニ於ケル砂糖ノ種類別在庫數量

コトヲ得ズ

第十七條 元賣機關、卸賣機關又ハ小賣業者ハ砂糖ヲ讓渡スル爲引換ヘタル販賣用砂糖購入票、業務用砂糖購入票又ハ家庭用砂糖回數購入券ニ引換後運滯ナク自己ノ氏名名稱及引換ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スベシ

第十八條 砂糖ノ製造業者、輸入業者若ハ移入業者又ハ第五條ニ掲グル者ハ其ノ使用セントスル砂糖ノ數量ニ相當スル業務用砂糖購入票ニ自己ノ氏名名稱及使用ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スルニ非ザレバ其ノ製造シ、輸入シ又ハ移入シタル砂糖ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第七條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ於テ家庭用砂糖回數購入券ニ自己ノ氏名名稱及使用ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺シテ砂糖ヲ使用スルトキ

二 前條ノ地域以外ノ地域ニ於テ砂糖ヲ家庭用ニ使用スルトキ

第十九條 小賣業者ハ販賣用砂糖購入票ト引換ヘニ又ハ第五條但書第三號ノ規定ニ依リ讓受ケタル砂糖ヲ使用スルコ

トヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第七條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ於テ家庭用砂糖回數購入券ニ自己ノ氏名名稱及使用ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺シテ砂糖ヲ使用スルトキ

二 前條ノ地域以外ノ地域ニ於テ砂糖ヲ家庭用ニ使用スルトキ

第二十條 業務用砂糖購入票ト引換ヘニ砂糖ヲ讓受ケタル者ハ其ノ砂糖ヲ他人ニ讓渡シ又ハ第七條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ニ於テハ家庭用砂糖回數購入券ニ自己ノ氏名名稱及使用ノ年月日ヲ記入シ消印ヲ押捺スルニ非ザレバ之ヲ家庭用ニ使用スルコトヲ得ズ

第二十一條 元賣機關、卸賣機關又ハ小賣業者ハ販賣用砂糖購入票、業務用砂糖購入票又ハ家庭用砂糖回數購入券ト引換ヘニ砂糖ノ買受ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十二條 商工大臣砂糖ノ需給ヲ調整スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ砂糖

ノ製造業者、輸入業者若ハ移入業者共販機關、元賣機關、卸賣機關又ハ小賣業者ニ對シ砂糖ノ供給先、供給時期若ハ供給方法又ハ供給スル砂糖ノ種類若ハ數量ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第二十三條 共販機關、元賣機關又ハ卸賣機關ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ共販機關及元賣機關ニ在リテハ商工大臣ニ、卸賣機關ニ在リテハ地方長官ニ提出スベシ

一 前月中ニ於ケル砂糖ノ讓受先別種類別讓受數量

二 前月中ニ於ケル砂糖ノ讓渡先別種類別讓渡數量

三 前月末ニ於ケル砂糖ノ種類別在庫數量

第二十四條 共販機關、元賣機關又ハ卸賣機關ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 砂糖ノ讓受先別種類別讓受數量及讓受ノ年月日

二 砂糖ノ讓渡先別種類別讓渡數量及讓渡ノ年月日

三 毎月末ニ於ケル砂糖ノ種類別在庫數量

第二十五條 共販機關、元賣機關又ハ卸賣機關ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 砂糖ノ讓受先別種類別讓受數量及讓受ノ年月日

二 砂糖ノ讓渡先別種類別讓渡數量及讓渡ノ年月日

三 毎月末ニ於ケル砂糖ノ種類別在庫數量

第二十六條 共販機關、元賣機關又ハ卸賣機關ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 砂糖ノ讓受先別種類別讓受數量及讓受ノ年月日

二 砂糖ノ讓渡先別種類別讓渡數量及讓渡ノ年月日

數量

第二十五條 小賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ揚グル事項ヲ記載スベシ
一 砂糖ノ讓受先別種類別讓受數量及讓受ノ年月日
二 讓渡シタル毎月ノ砂糖ノ種類別數量(業務用砂糖購入票ト引換ヘニ讓渡シタルモノト其ノ他ノモノトニ分チ記載スベシ)
三 毎月末ニ於ケル砂糖ノ種類別在庫數量

第二十六條 砂糖ノ製造業者、輸入業者若ハ移入業者、元賣機關、卸賣機關又ハ第五條ニ揚グル者ハ毎月十日迄ニ前月中ニ本則ニ依リ消印ヲ押捺シタル販賣用砂糖購入票、業務用砂糖購入票及家庭用砂糖回數購入券ヲ之ヲ發行シタル地方長官、販賣用砂糖統制機關、業務用砂糖統制機關又ハ市町村長ニ提出スベシ但シ小賣業者ガ卸賣機關ヨリ砂糖ヲ讓受タル爲使用スル家庭用砂糖回數購入券ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則
本則ハ昭和十五年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三條乃至第六條、第十七條乃

- 岐阜縣砂糖卸商業組合
長野縣砂糖卸商業組合
宮城縣砂糖卸商業組合
福島縣砂糖卸商業組合
岩手縣砂糖卸商業組合
青森縣砂糖卸商業組合
山形縣砂糖卸商業組合
秋田縣砂糖卸商業組合
福井縣砂糖卸商業組合
石川縣砂糖卸商業組合
富山縣砂糖卸商業組合
鳥取縣砂糖卸商業組合
島根縣砂糖卸商業組合
岡山縣砂糖卸商業組合
廣島縣砂糖卸商業組合
山口縣砂糖卸商業組合
和歌山縣砂糖卸商業組合
德島縣砂糖卸商業組合
香川縣砂糖卸商業組合
愛媛縣東邊砂糖卸商業組合
愛媛縣中邊砂糖卸商業組合
愛媛縣南邊砂糖卸商業組合
高知縣砂糖卸商業組合
福岡縣砂糖卸商業組合
大分縣砂糖卸商業組合

至第二十一條、第二十三條及第二十六條ノ規定ハ同年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス砂糖ノ購入制限ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス但シ罰則ノ適用ニ付テハ本則施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

砂糖配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス
(昭和十五年十月四日 商工省告示第五百八十四號)

日本砂糖配給株式會社

砂糖配給統制規則第三條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス
(昭和十五年十月四日 商工省告示第五百八十五號)

- 北海道砂糖元賣商業組合
東日本砂糖元賣商業組合
中部日本砂糖元賣商業組合
關西砂糖元賣商業組合
西部砂糖元賣商業組合

砂糖配給統制規則第四條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス
(昭和十五年十月四日 商工省告示第五百八十六號)

- 保證責任北海道砂糖卸商業組合
東京砂糖卸商業組合
東京多摩砂糖卸商業組合
京都府砂糖卸商業組合
大阪砂糖卸商業組合
神奈川縣砂糖卸商業組合
兵庫縣砂糖卸商業組合
長崎縣砂糖卸商業組合
新潟縣砂糖卸商業組合
埼玉縣砂糖卸商業組合
群馬縣砂糖卸商業組合
千葉縣砂糖卸商業組合
茨城縣砂糖卸商業組合
栃木縣砂糖卸商業組合
奈良縣砂糖卸商業組合
三重縣砂糖卸商業組合
愛知縣砂糖卸商業組合
靜岡縣東部砂糖卸商業組合
靜岡縣中部砂糖卸商業組合
靜岡縣西部砂糖卸商業組合
山梨縣砂糖卸商業組合
滋賀縣砂糖卸商業組合

- 佐賀縣砂糖卸商業組合
熊本縣砂糖卸商業組合
宮崎縣砂糖卸商業組合
鹿兒島縣砂糖卸商業組合
沖繩縣砂糖卸商業組合
保證責任北海道信用購買販賣組合聯合會
保證責任東京府信用購買販賣組合聯合會
保證責任京都府購買販賣利用組合聯合會
保證責任大阪府販賣購買組合聯合會
保證責任神奈川縣販賣購買組合聯合會
保證責任兵庫縣販賣購買組合聯合會
保證責任長崎縣信用販賣購買利用組合聯合會
保證責任新潟縣販賣購買利用組合聯合會
保證責任埼玉縣信用販賣購買組合聯合會
保證責任群馬縣販賣購買利用組合聯合會
保證責任千葉縣販賣購買利用組合聯合會
保證責任茨城縣信用販賣購買利用組合聯合會

- 聯合會
保證責任栃木縣信用購買販賣利用組合聯合會
保證責任奈良縣信用購買販賣利用組合聯合會
保證責任三重縣信用購買販賣組合聯合會
保證責任愛知縣販賣購買利用組合聯合會
保證責任靜岡縣販賣購買利用組合聯合會
保證責任山梨縣信用販賣購買利用組合聯合會
保證責任滋賀縣信用販賣購買利用組合聯合會
保證責任岐阜縣信用販賣購買利用組合聯合會
保證責任長野縣販賣購買組合聯合會
保證責任宮城縣販賣購買組合聯合會
保證責任福島縣販賣購買利用組合聯合會
保證責任岩手縣販賣購買組合聯合會
保證責任青森縣販賣購買利用組合聯合會
保證責任山形縣販賣購買組合聯合會

- 保證責任秋田縣販賣購買利用組合聯合會
- 保證責任福井縣販賣購買組合聯合會
- 保證責任石川縣信用販賣購買利用組合聯合會
- 保證責任富山縣信用販賣購買利用組合聯合會
- 保證責任鳥取縣信用販賣購買利用組合聯合會
- 保證責任島根縣信用販賣購買組合聯合會
- 保證責任岡山縣信用販賣購買利用組合聯合會
- 保證責任廣島縣信用販賣購買利用組合聯合會
- 保證責任山口縣信用販賣購買組合聯合會
- 保證責任和歌山縣信用販賣購買利用組合聯合會
- 保證責任德島縣信用販賣購買利用組合聯合會
- 保證責任香川縣信用販賣購買利用組合聯合會
- 保證責任愛媛縣販賣購買利用組合聯合會

- 保證責任高知縣信用販賣購買利用組合聯合會
- 保證責任福岡縣販賣購買組合聯合會
- 保證責任大分縣信用販賣購買利用組合聯合會
- 保證責任佐賀縣信用販賣購買利用組合聯合會
- 保證責任熊本縣販賣購買組合聯合會
- 保證責任宮崎縣信用販賣購買利用組合聯合會
- 保證責任鹿兒島縣信用販賣購買利用組合聯合會
- 保證責任沖繩縣販賣購買利用組合聯合會

- 日本食料罐詰工業組合聯合會所屬組合聯合員
- 日本罐詰工業組合聯合會所屬組合聯合員
- 日本蜜柑罐詰工業組合聯合會所屬組合聯合員
- 大日本製酪業組合聯合員
- 日本水産罐詰製造業水産組合聯合員
- 日本鮭鱒罐詰業水産組合聯合員

砂糖配給統制規則第七條ノ規定ニ依リ地域左ノ邊指定シ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

- (昭和十五年十月十二日 商工省告示第六百二十二號)
- | 道府縣名 | 指定地域 |
|------|--------------------------------------|
| 東京府 | 東京府一圓 |
| 京都府 | 京都市 |
| 大阪府 | 大阪府一圓 |
| 神奈川縣 | 神奈川縣一圓 |
| 兵庫縣 | 神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 武庫郡(良元村ヲ除ク) 川邊郡ノ内伊丹町 |

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ邊指定ス

- (昭和十五年十月四日 商工省告示第五百八十七號)
- 日本菓子工業組合聯合會所屬組合聯合員
 - 日本清涼飲料工業組合聯合會所屬組合聯合員

- 川西町、神津村、岡田村、稻野村及長尾村 明石郡垂水町
- 埼玉縣 埼玉縣一圓
- 千葉縣 千葉縣一圓
- 愛知縣 名古屋市

砂糖配給統制規則第十條第一項ノ規定ニ依リ左ノ邊指定ス

- (昭和十五年十月四日 商工省告示第五百八十八號)
- 日本菓子工業組合聯合會
 - 日本清涼飲料工業組合聯合會
 - 日本食料罐詰工業組合聯合會
 - 日本罐詰工業組合聯合會
 - 日本蜜柑罐詰工業組合聯合會
 - 大日本製酪業組合
 - 日本水産罐詰製造業水産組合
 - 日本鮭鱒罐詰業水産組合

臨時穀物等ノ移出統制ニ

關スル件

(昭和十五年四月一日 農林省令第十九號四月十日施行)

- 第一條 米穀其ノ他ノ穀物及穀粉ニシテ農林大臣ノ指定スルモノハ船用品、郵便物又ハ百斤ヲ超エザルモノヲ除クノ外農林大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ内地ヨリ該地域外ニ移出スルコトヲ得ズ
- 農林大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ移出ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定スルコトアルベシ
- 第二條 前條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ
 - 品名
 - 數量及價額
 - 仕向地及仕向港又ハ仕向驛
 - 移出港又ハ仕出驛
 - 移出時期
- 農林大臣ハ前項ノ書類ノ外必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第三條 第一條第一項ノ許可ヲ受ケタル者前條第一項第二號乃至第五號ニ掲グル事項ヲ變更セントストキハ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル

區ノ許可ヲ受ケベシ

- 第四條 第一條第一項ノ許可ヲ受ケタル者移出ヲ爲シタルトキハ其ノ都度運滞ナク左ニ掲グル事項ヲ農林大臣ニ報告スベシ
 - 移出ノ許可ヲ受ケタル物品ノ品名及數量並ニ許可ノ年月日
 - 移出數量及價額
 - 仕向地及仕向港又ハ仕向驛
 - 移出港又ハ仕出驛
 - 移出ノ年月日

附則 本令ハ昭和十五年四月十日ヨリ之ヲ施行ス

- 昭和十五年農林省令第十九號第一條第一項ノ規定ニ依リ穀物及穀粉指定
- (昭和十五年四月一日 農林省告示第五百二十九號)
- | | | |
|----|-----|----|
| 米穀 | 大麥 | 稗麥 |
| 小麥 | 小麥粉 | |

昭和十五年農林省令第十九號第一條
第二項ノ規定ニ依リ米穀、大麥、粟
麥及小麥ニ付同條第一項ノ許可ヲ受
ケ移出ヲ爲スコトヲ得ル者指定

(昭和十五年四月一日)
農林省告示第百三十號

日本米穀株式會社

農産物販賣制限ニ關スル件

(昭和十五年六月十日)
農林省令第四十七號即日施行

第一條 本則ニ於テ續結トハ農林畜産物
ヲ原料トシテ製造シタル食料品續結ニ
シテ農林大臣ノ指定スルモノヲ謂フ
第二條 續結ノ製造ヲ爲ス者及其ノ製造
ニ係ル續結ヲ販賣スル團體ニシテ農林
大臣ノ指定スルモノ(以下指定團體ト
稱ス)ハ農林大臣ノ指定スル者(以下
續結共販機關ト稱ス)ニ販賣シ又ハ其
ノ者ニ販賣ヲ委託スルニ非ザレバ續結
ヲ販賣(本令施行前ニ爲シタル契約ニ
依ル引渡ヲ含ム)スルコトヲ得ズ但シ

左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 續結ノ製造ヲ爲ス者ガ指定團體ニ
販賣シ又ハ販賣ヲ委託スルトキ
- 二 指定團體ガ他ノ指定團體ニ販賣シ
又ハ販賣ヲ委託スルトキ
- 三 特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可
ヲ受ケタルトキ

第三條 續結共販機關續結ヲ販賣セント
スルトキハ農林大臣ノ許可ヲ受クベシ
但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 關東州、滿洲國及中華民國以來ノ
地ニ輸出スルコト明カナル場合ニ於
テ輸出業者又ハ其ノ組織スル法人ニ
販賣スルトキ
- 二 軍ニ販賣スルトキ

第四條 農林大臣特ニ必要アリト認ムル
トキハ指定團體又ハ續結共販機關ニ對
シ續結ノ需給調整上必要ナル事項ヲ命
ジ又ハ必要ナル報告ヲ徵スルコトアル
ベシ

第五條 續結共販機關ハ毎月十日迄ニ前
月中ニ於ケル取引先別取扱數量ヲ記載
シタル報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年農林省令第四十七號第一條ノ規定ニ依リ農産物指定

(昭和十五年六月十日)
農林省告示第百五十四號

- 蔬菜類
- グリーンピース
 - カラードピース
 - シユガーピース
 - 落
 - 松茸
 - マツシユルーム
 - アスパラガス
 - 花椰菜
 - 筍
 - コーン
 - セロリー
 - トマト
 - トマトビユレ
 - ピーメント
 - ポークピーンズ
 - ペークドピーンズ
- 漬物類

ソーセイヂ

昭和十五年農林省令第四十七號第二條ノ指定團體

(昭和十五年六月十日)
農林省告示第百五十五號

産業組合及産業組合聯合會

昭和十五年農林省令第四十七號第二條ノ規定ニ依リ續結共販機關指定

(昭和十五年六月十日)
農林省告示第百五十六號

東京市麹町區丸ノ内二丁目十四番地
日本農産物販賣株式會社

青果物配給統制規則

(昭和十五年七月十日公布)
農林省令第五十六號即日施行

第一條 農林大臣青果物ノ需給調整上必
要アリト認ムルトキハ帝國農會ニ對シ
青果物ノ種類ヲ定メ其ノ配給ニ關シ必
要ナル統制ヲ爲スベキコトヲ命ズルコ
トアルベシ

帝國農會前項ノ命令ヲ受ケタルトキハ
當該青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷
時期其ノ他ノ事項ニ付配給統制上必要
ナル計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受ク
ベシ

本則ノ適用ヲ受ケル青果物ハ農林大臣
之ヲ指定ス

第二條 帝國農會前條第二項ノ承認ヲ受
ケタルトキハ當該計畫ニ基キ關係道府
縣農會ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スベシ
道府縣農會前項ノ指示ヲ受ケタルトキ
ハ其ノ指示ニ基キ前條第二項ノ規定ニ
準ジ必要ナル計畫ヲ定メ地方長官ノ承
認ヲ受クベシ

第三條 地方長官當該道府縣ニ於ケル青
果物ノ需給調整上特ニ必要アリト認ム
ルトキハ道府縣農會ニ對シ青果物ノ種
類ヲ定メ其ノ配給ニ關シ必要ナル統制
ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

道府縣農會前項ノ命令ヲ受ケタルトキ
ハ第一條第二項ノ規定ニ準ジ必要ナル
計畫ヲ定メ地方長官ノ承認ヲ受クベシ
第四條 農林大臣又ハ地方長官第一條第
二項、第二條第二項又ハ前條第二項ノ
承認ヲ爲シタルトキハ其ノ旨公示ス

- 福神漬
果實類
蘋果
燒蘋果
桃
梨
櫻桃
枇杷
無花果
杏
夏橙
果實混合(フルーツポンチ、フルーツ
サラダ等)
ジャム
ゼリー
マーマレード
果汁
獸鳥肉類
鶏肉
牛肉
兔肉
鶏肉、牛肉、豚肉又ハ兔肉ノ野菜混合
煮
チキンスープ
ハム

第五條 道府縣農會第二條第二項又ハ第三條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ青果物ノ出荷者又ハ其ノ組織スル團體ニシテ地方長官ノ指定スルモノ(以下指定出荷者ト稱ス)ニ對シ青果物ノ出荷ニ關シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ

道府縣農會特ニ必要アリト認ムルトキハ郡農會又ハ市農會ヲシテ前項ノ指圖ヲ爲サシムルコトヲ得

第六條 指定出荷者前條ノ規定ニ依ル道府縣農會又ハ郡農會若ハ市農會ノ指圖ヲ受ケタルトキハ之ヲ遵守スルコトヲ旨トスベシ

地方長官第二條第二項又ハ第三條第二項ノ計畫ノ實施上特ニ必要アリト認ムルトキハ青果物ノ出荷者ニ對シ當該青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷時期其ノ他出荷ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第七條 農林大臣又ハ地方長官ハ青果物ノ出荷者ニ對シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ其ノ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

青果物配給統制規則第一條第三項ノ規定ニ依リ本規則適用ヲ受ケル青果物指定

- (昭和十五年七月十日 農林省告示第三百十九號)
甘藷 馬鈴薯 エンドウ ソラマメ
インゲンマメ キウリ カボチャ
イカ ナス トマト 大根 カブラ
ニンジン ゴボウ 里芋 レンコン
ネギ タマネギ キヤベージ ハクサ
イホウレンソウ フキ ウド 百合
根 ウメ モモ 櫻桃 ピワ 梨
ソゴ 柿 ブドウ ミカン ナツミカ

麥類配給統制規則

(昭和十五年六月十日公布 農林省令第四十六號六月十五日施行)
第一條 麥類生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタルトキ

課販賣價格指定ノ件及同 商工省同第一號ハ精麥販賣價格指定ノ件ナリ

麥類配給統制規則第一條第三號ノ場合指定

(昭和十五年六月十五日 農林省告示第二六五號)
地方長官ノ指定スル市町村內ニ於テ生産セラレタル麥類ニ付當該市町村ノ承認ヲ受ケタルトキ

小麥配給統制規則

(昭和十五年七月十五日 農林省令第五十八號七月二十日施行)
第一條 小麥(精麥ヲ含ム)ノ配給ノ統制ハ本規則ニ定ムル所ニ依ル
第二條 小麥生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル小麥ノ出荷ハ其ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ統制ニ從ヒ之ヲ爲スモノトス

第三條 販賣組合及農業倉庫業者以外ノ者ガ小麥生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル小麥ヲ買受ケ(本令施行前ニ爲シタル契約ニ依リ受入ル場合ヲ含ム)又ハ販賣ノ委託ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外當該小麥生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ幹旋ニ依ルベシ

一 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
二 其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合販賣組合又ハ農業倉庫業者ガ小麥生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル小麥ノ販賣ノ委託ヲ受ケントスルトキハ當該小麥生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ出荷統制ニ依ルベシ

第四條 小麥ノ販賣ノ委託ヲ受ケタル販賣組合若ハ農業倉庫業者、前條ノ規定ニ依リ市農會若ハ町村農會ノ幹旋ニ依リ小麥ヲ買受ケ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者又ハ前條第一項第一號若ハ第二

以テ占有スル者ハ其ノ所有シ又ハ占有スル麥類ニ付農林大臣ヨリ昭和十五年一月農林省商工省告示第一號、同年二月農林省商工省告示第四號又ハ同年二月農林省告示第一號ニ掲グル販賣價格ニ依リ買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ

第四條 農林大臣又ハ地方長官麥類ノ配給ヲ統制スル爲テ必要アリト認ムルトキハ麥類生産者、市農會、町村農會産業組合其ノ他麥類ノ買入又ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ麥類ノ配給ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第五條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條ニ掲グル者ヨリ麥類ノ配給ニ關シ必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

第六條 本則ニ於テ麥類ト稱スルハ大麥稈麥、小麥及燕麥(精麥ヲ含ム)ヲ謂フ

附 則 本令ハ昭和十五年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 昭和十五年一月三十一日告示第一號ハ小麥及小麥粉販賣價格指定ノ件、同五月十日第四號ハ大麥及

號ノ場合ニ於テ小麥ヲ買受ケ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ地方長官ノ指定スル者以外ノ者ニ其ノ小麥ヲ販賣（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ地方長官ノ定ムル所ニ依リ市農會又ハ町村農會（市農會又ハ町村農會ナキ場合ハ地方長官ノ指定スル市町村）ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前條ニ規定スル場合及小作料トシテ小麥ヲ受ケタル場合ノ外小麥生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル小麥ヲ收受シタル者其ノ小麥ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲サントスルトキ亦前項ニ同ジ

特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

全國米穀販賣購買組合會ハ政府又ハ前項ノ農林大臣ノ指定スル者以外ノ者ニ小麥ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第六條 小麥ヲ所有シ又ハ賣渡ノ目的ヲ以テ占有スル者ハ其ノ所有シ又ハ占有スル小麥ニ付農林大臣ヨリ昭和十五年一月農林省商工省告示第一號ニ掲グル販賣價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ

第七條 農林大臣又ハ地方長官小麥ノ配給ヲ統制スル爲テ必要アリト認ムルトキハ小麥生産者、市農會、町村農會産業組合其ノ他小麥ノ買入又ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ小麥ノ配給ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條 第五條第一項ノ農林大臣ノ指定スル者、全國米穀販賣購買組合會及第四條第一項ノ地方長官ノ指定スル者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル小麥ノ數量、價格及買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル年月日並ニ其ノ賣

渡人又ハ販賣委託者ノ氏名名稱及住所

二 販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル小麥ノ數量、價格及販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル年月日並ニ其ノ買受人又ハ販賣受託者ノ氏名名稱及住所

第九條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ第七條ニ掲グル者ヨリ小麥ノ配給ニ關シ必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十五年七月二十日ヨリ之ヲ施行ス

麥類配給統制規則第三條中「昭和十五年一月農林省商工省告示第一號、同年二月農林省商工省告示第四號」ヲ「昭和十五年二月農林省商工省告示第四號」ニ、同規則第六條中「稗麥、小麥及燕麥」ヲ「稗麥及燕麥」ニ改ム但シ前項ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本令施行前小麥生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ小麥ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者（販賣組合及農業者除ク）ハ第四條第一項ノ地方長官

ノ指定スル者以外ノ者ニ其ノ小麥ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

（罰則）

昭和十五年一月三 商工省 告示第一號ハ小麥及小麥粉販賣價格指定ノ件、同二月十日同第四號ハ大麥及裸麥販賣價格指定ノ件及同商工省同第一號ハ小麥販賣價格指定ノ件ナリ

小麥配給統制規則第三條第一項第二號ノ場合左ノ通り指定ス

（昭和十五年七月二十日 農林省告示第三百二十八號）

地方長官ノ指定スル市町村内ニ於テ生産セラレタル小麥ニ付當該市町村ノ承認ヲ受ケタルトキ

小麥配給統制規則第五條第一項ノ規定ニ依リ指定

（昭和十五年七月二十二日 農林省告示第三百三十號）

東京市日本橋區小網町 日清製粉株式會社
一丁目二番地四
同市京橋區京橋三丁目 日本製粉株式會社
二番地四

- | | |
|---------------------|------------|
| 横濱市鶴見區大黒町二番地 | 昭和産業株式會社 |
| 東京市麹町區丸ノ内二丁目六番地 | 日東製粉株式會社 |
| 神戸市林田區東尻池村一八〇番屋敷 | 株式會社増田製粉所 |
| 福岡市上小山町三五番地 | 東福製粉株式會社 |
| 大阪市大正區平尾町一〇番地 | 大阪製粉株式會社 |
| 熊本市花園町五三七番地 | 豐國製粉株式會社 |
| 神戸市兵庫區今出在家町三丁目四三番屋敷 | 日本精米製粉株式會社 |
| 半田市字粕江五一番地 | 尾張製粉株式會社 |
| 神奈川縣藤澤町藤澤五二〇番地 | 相模製粉株式會社 |
| 宮城縣白石町大字白石字中町八番地ノ一 | 白石興産株式會社 |
| 大阪府貝塚町字堀新三五五番地 | 株式會社和泉製粉所 |
| 津市西阿漕町岩田八四番地ノ一 | 鈴木製粉所 |
| 同市五軒津町二一九四番地 | 三重製粉興業株式會社 |
| 千葉縣東葛飾郡野田町千代田二四五番地 | 野田醬油株式會社 |

- | | |
|----------------------|-----------|
| 銚子市新生二丁目五五番地 | ヤマサ醬油株式會社 |
| 同市若宮町二丁目五五番地 | 銚子醬油株式會社 |
| 香川縣小豆郡苗羽村大字苗羽甲一八五〇番地 | 丸金醬油株式會社 |
| 東京市日本橋區綱敷町一丁目一九番地 | 日本米穀株式會社 |

食料品罐詰用空罐配給統制規則

（昭和十五年六月二十五日公布 農林商工省令第七號七月一日施行）
改正（昭和十五年十二月二十六日 農林商工省令第十二號）

第一條 食料品罐詰製造用空罐（以下空罐ト稱ス）ノ製造業者（以下製罐業者ト稱ス）又ハ其ノ組織スル法人ハ其ノ數量ニ相當スル購入票ト引換フルニ非ザレバ空罐ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

製罐業者又ハ其ノ組織スル法人ハ購入票ト引換ニ空罐ノ購入ノ申込アリタル

トキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二條 購入票ハ農林大臣又ハ農林大臣ノ指定スル團體(以下統制團體ト稱ス)之ヲ發行ス

統制團體ハ購入票ヲ農林大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ發行スベシ

第三條 購入票ノ様式及有効期間ハ農林大臣之ヲ定ム

購入票ハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ譲受タルコトヲ得ズ

第四條 空罐ハ其ノ數量ニ相當スル購入票ト引換フルニ非ザレバ之ヲ製罐業者又ハ其ノ組織スル法人ヨリ買受タルコトヲ得ズ但シ第一條第一項但書ノ許可ヲ受ケ販賣スル空罐ヲ買受タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 製罐業者ハ其ノ使用セントスル空罐ノ數量ニ相當スル購入票ニ使用ノ年月日ヲ示ス消印ヲ捺捺スルニ非ザレバ其ノ所有スル空罐ヲ使用スルコトヲ得ズ

第六條 空罐ヲ購入票ト引換ヘ買受ケタル者又ハ食料品罐詰ノ製造ヲ爲ス者ノ團體ヨリ其ノ購入票ト引換ヘ買受ケタル

ル空罐ノ配給ヲ受ケタル者ハ農林大臣ノ許可ヲ受ケタルニ非ザレバ空罐ヲ譲渡シ又ハ統制團體ノ定ムル用途以外ノ用途ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ食料品罐詰ノ製造ヲ爲ス者ノ團體ガ其ノ買受ケタル空罐ヲ其ノ團體ニ屬スル食料品罐詰ノ製造ヲ爲ス者ニ配給スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 空罐ハ之ヲ農林大臣ノ指定シタル種類以外ノ食料品罐詰ノ製造ニ使用スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 農林大臣罐詰原料ノ生産狀況等ノ關係上必要アリト認ムルトキハ統制團體又ハ第一條第一項若ハ第六條ニ掲グル者ニ對シ空罐ノ配給上必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徴スルコトアルベシ

第九條 統制團體ハ毎月末日迄ニ其ノ交付シタル購入票ト引換ヘ食料品罐詰ノ製造ヲ爲ス者ガ前月中ニ買受ケタル(食料品罐詰ノ製造ヲ爲ス者ノ團體ヨリ其ノ買受ケタル空罐ノ配給ヲ受ケタル場合ヲ含ム)空罐ノ數量ヲ取極メ農

林大臣ニ報告スベシ

第十條 製罐業者又ハ其ノ組織スル法人ハ其ノ引換ヘタル購入票ニ引換後遲滞ナク引換ノ年月日ヲ示ス消印ヲ捺捺スベシ

第十一條 製罐業者又ハ其ノ組織スル法人ハ毎月末日迄ニ前月中ニ賣渡シタル空罐ノ販賣先別數量及其ノ使用シタル空罐ノ數量ヲ記載シタル報告書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

附 則
本令ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

食料品罐詰用空罐配給統制規則第二條第一項ノ規定ニ依リ團體指定

改正
昭和十五年六月二十五日
農林省告示第百七十七號
昭和十五年十二月二十六日
農林省告示第百五十六號
昭和十五年十二月二十八日
農林省告示第百六十四號

日本製罐工業組合聯合會
日本製罐工業組合聯合會
日本製罐工業組合聯合會
日本製罐工業組合聯合會
全國購買販賣組合聯合會

同
(昭和十五年六月二十五日)
(農工省告示第百三十三號)

日本毛蟹花咲製罐詰水産組合
日本水産罐詰製造業水産組合
大日本製罐業組合
日本製罐工業組合聯合會
日本製罐工業組合聯合會
全國購買販賣組合聯合會

同
(昭和十五年六月二十五日)
(農林省告示第百七十八號)

品名 罐型

水産物罐詰
水産罐詰製法

蟹
蟹一號罐、蟹二號罐、蟹三號罐

鮭、鰯
二號罐、鮭四號罐、鮭一號罐、鮭二號罐、鮭三號罐

頭肉其ノ他ノ肉以外ノモノ
平一號罐、平二號罐、平三號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

魚類
平一號罐、平二號罐

- 鰯、秋刀魚 二號罐、四號罐、六號罐、角罐三號D、角罐三號E
- 鰯、鯖ノ蒲燒 二號罐、三號罐、角罐三號E
- 鰯、鰯ノ蒲燒 二號罐、三號罐、角罐三號E
- 鰯、鰯ノ蒲燒 二號罐、三號罐、角罐三號E
- 鰯、鰯ノ蒲燒 二號罐、三號罐、角罐三號E
- 鰯、鰯ノ蒲燒 二號罐、三號罐、角罐三號E
- 鰯、鰯ノ蒲燒 二號罐、三號罐、角罐三號E
- 鰯、鰯ノ蒲燒 二號罐、三號罐、角罐三號E
- 鰯、鰯ノ蒲燒 二號罐、三號罐、角罐三號E
- 鰯、鰯ノ蒲燒 二號罐、三號罐、角罐三號E

- オデン (關東) 四號罐、七號罐、平一號罐
- 煮魚 七號罐
- 白魚 角罐三號E
- 小鮎、ワカサギノ鮎 角罐三號E
- 海苔、昆布、ワカメ、アラメ、ヒジキ等ノ蔬菜混 四號罐、六號罐、八號罐
- 昆布卷 四號罐、六號罐、七號罐
- 田蓼 五號罐、六號罐
- 蟹、鮎、鮎等ノベ 七號ポケット罐
- 蔬菜罐詰製法 一號罐、三號罐、四號罐、六號罐
- 水蒸罐詰製法 一號罐、二號罐、四號罐、七號罐
- 松茸 一號罐、四號罐、七號罐
- マツシユル 一號罐、二號罐、四號罐、七號罐
- アスパラガス 一號罐、二號罐、四號罐、七號罐

- 花椰菜 二號罐
- 苜蓿 一號罐、二號罐、三號罐
- セロリ 二號型堅罐、三號型堅罐
- 味付罐詰製法 四號罐、六號罐
- 福神漬 二號罐、三號罐
- コロン 二號罐、三號罐
- トマトノ丸詰 二號罐、平二號罐
- トマトビユ 一號罐、二號罐
- レモン 六號罐
- ビメント 六號罐
- ボクビリン 四號罐、五號罐、七號罐
- ズ、ベイクド 四號罐、五號罐、七號罐
- ピリンズ 四號罐、五號罐、七號罐
- 果實罐詰製法 一號罐、二號罐、四號罐
- 砂糖液漬罐詰製法 一號罐、二號罐、四號罐
- 蘋果、桃、梨、櫻桃、枇杷、無花果、杏 一號罐、二號罐、四號罐
- 蜜柑 一號罐、二號罐、四號罐
- 夏橙 一號罐、二號罐、四號罐
- 果實混合 (フルーツサラダ) 二號罐、四號罐、五號罐
- フルーツボン (チ等) 二號罐、四號罐、五號罐

- 其ノ他ノモノ製法 四號特殊罐、四號罐
- 蘋果 一號罐、五號罐
- 果汁 三號罐、七號罐
- 一號罐、二號罐
- 獸肉罐詰製法 二號罐、四號罐、ナニ二號罐
- 水蒸罐詰製法 二號罐、四號罐、五號罐
- 鶏肉、牛肉、兔肉、豚肉及之等ノ野菜混 二號罐、三號罐、七號罐
- 味付罐詰製法 二號罐、三號罐、七號罐
- 合煮 二號罐、三號罐、七號罐
- チキンスープ 七號罐
- 其ノ他ノモノ製法 馬蹄罐大、馬蹄罐中、馬蹄罐小、ハム丸罐、六號罐、七號罐、八號罐、ソーセイジ長罐
- ソーセイジ 六號罐、七號罐、八號罐
- 煉粉乳罐詰 一號罐、二號罐、四號罐、六號罐、七號罐
- 煉乳罐詰製法 一號罐、二號罐、四號罐、六號罐、七號罐
- 加糖全脂 一號罐、二號罐、四號罐、六號罐、七號罐

加糖脱脂
 一三號罐、一五號罐
 二一號罐、二二號罐
 二四號罐、二五號罐
 二七號罐、二八號罐
 二九號罐、三〇號罐

粉乳罐詰製法
 三三號罐、三四號罐、三五號罐、三六號罐、三七號罐、三八號罐、三九號罐、四〇號罐

粉乳、調整粉
 三三號罐、三四號罐、三五號罐、三六號罐、三七號罐、三八號罐、三九號罐、四〇號罐

乳糖
 二一號罐、二二號罐、二四號罐、二五號罐、二七號罐、二八號罐、二九號罐、三〇號罐

無糖
 二一號罐、二二號罐、二四號罐、二五號罐、二七號罐、二八號罐、二九號罐、三〇號罐

小麥粉等配給統制規則
 (昭和十五年八月八日公布、農林省令第六十五號八月二十日施行)
 第一條 小麥粉製造業者ニシテ農林大臣ノ指定スルモノ(指定小麥粉製造業者)ハ其ノ製造スル小麥粉ヲ農林大臣ノ指定スル者(中央小麥粉配給機關)以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ
 中央小麥粉配給機關ハ其ノ取扱フ小麥粉ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同

第二條 中央小麥粉配給機關ハ地方長官ノ指定スル者(地方小麥粉配給機關)以外ノ者ニ小麥粉ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 指定小麥粉製造業者以外ノ小麥粉製造業者ニシテ地方長官ノ指定スルモノハ其ノ製造スル小麥粉ヲ當該道府縣ノ地方小麥粉配給機關以外ノ者ニ販賣(本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム)シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 地方小麥粉配給機關ハ其ノ取扱フ小麥粉ノ配給計畫ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同

第五條 小麥粉ヲ所有シ又ハ賣渡ノ目的ヲ以テ占有スル者ハ其ノ所有シ又ハ占有スル小麥粉ニ付農林大臣ヨリ昭和十五年一月農林省告示第一號ニ掲グル販賣價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ

粉販賣價格指定ノ件ナリ

小麥粉配給統制第一條第一項ノ規定ニ依リ小麥粉製造業者左ノ通り指定ス

- （昭和十五年八月十二日）
（農林省告示第三百七十號）
- 東京市日本橋區小網町一丁目二番地四 日清製粉株式會社
- 同市京橋區三丁目二番地四 日本製粉株式會社
- 橫濱市鶴見區大黒町二三番地 昭和産業株式會社
- 東京市麴町區丸ノ内二丁目六番地 日東製粉株式會社
- 神戸市林田區尻池村一八〇番屋敷 株式會社增田製粉所
- 福岡市上山町三五番地 東福製粉株式會社
- 大阪市大正區平尾町一〇〇番地 大阪製粉株式會社
- 熊本市花園町五三七番地 豐國製粉株式會社
- 神戸市兵庫區今出在家町三丁目四三番屋敷 日本精米製粉株式會社
- 半田市宇柏江五一番地 尾張製粉株式會社

附 則

本令ハ昭和十五年八月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第一條ノ中央小麥粉配給機關ノ指定アル迄ハ指定小麥粉製造業者ハ農林大臣ノ指定スル者ノ定ムル小麥粉配給計畫ニ從ヒ其ノ製造スル小麥粉ヲ賣渡スベシ

前項ノ場合ニ於テ指定小麥粉製造業者ハ地方小麥粉配給機關以外ノ者ニ小麥粉ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二項ノ農林大臣ノ指定スル者ハ小麥粉配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

小麥粉製造業者ハ左ニ掲グル事項ヲ本令施行ノ日ヨリ十日以内ニ指定小麥粉製造業者ニ在リテハ農林大臣ニ、其ノ他ノ者ニ在リテハ地方長官ニ届出ツベシ

一 小麥粉ノ製造設備ノ所在ノ場所、臺數、型式及製造能力

二 本令公布ノ日ニ於ケル小麥及小麥粉ノ所有數量

（參照）
昭和十五年一月三十一日告示第一號ハ小麥及小麥粉

第六條

小麥粉原料トスル物品ノ製造ヲ業ト爲ス者ハ小麥粉原料トシテ農林大臣又ハ地方長官ノ指定スル物品ヲ製造スルコトヲ得ズ

小麥粉原料トスル物品ノ製造ヲ業ト爲ス者小麥粉原料トシテ農林大臣又ハ地方長官ノ指定スル物品ヲ製造セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ

第七條 農林大臣又ハ地方長官小麥粉又ハ小麥粉原料トスル物品ノ配給ヲ統制スル爲テニ必要アリト認ムルトキハ當該物品ノ製造ヲ業ト爲ス者又ハ當該物品ノ賣買若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條 小麥粉ノ製造設備ノ新設、増設又ハ改設ヲ爲サントスル者ハ農林大臣ノ指定スルモノニ在リテハ農林大臣、其ノ他ノモノニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受ケベシ

第九條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ第七條ニ掲グル者ヨリ小麥粉又ハ小麥粉原料トスル物品ノ配給ニ關シ必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

東京市京橋區實町二丁目一 番地 粉協會

社団法人全國製粉協會

澱粉類配給統制規則

（昭和十五年八月十四日公布）
（農林省令第六十八號九月二十日施行）

第一條 澱粉類ニシテ農林大臣ノ指定スルモノ（以下指定品ト稱ス）ノ製造ヲ業トスル者若ハ其ノ組織スル團體又ハ指定品ヲ輸入若ハ移入シタル者ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外之ヲ農林大臣ノ指定シタル統制機關（以下統制機關ト稱ス）ノ幹旋ニ依ルニ非ザレバ販賣（本令施行前ニ爲シタル契約ニ依リ引渡ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ

一 統制機關ニ販賣スル場合

二 特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第二條 統制機關ハ農林大臣ノ指示シタル方法以外ノ方法ニ依リ指定品ヲ買受ケ、販賣シ又ハ其ノ販賣ノ幹旋ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 農林大臣ノ指定シタル配給團體（以下配給團體ト稱ス）ノ團體員ハ統制

第四條

統制機關ハ指定品ヲ原料又ハ材料トスル物品ノ製造ヲ業トスル者（以下製造業者ト稱ス）ニ對シ農林大臣ノ指示ニ從ヒ割當票ヲ交付スベシ

統制機關ハ割當票ノ様式ニ付農林大臣ノ承認ヲ受ケベシ

第五條 製造業者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ指定品ヲ買受クルコトヲ得ズ

第六條 製造業者ニ對シ指定品ヲ販賣スル者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

指定品ヲ販賣スル者ハ製造業者ヨリ割當票ト引換ヘニ買受ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第七條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第五條又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 農林大臣ハ指定品ノ製造ヲ業トスル者若ハ其ノ組織スル團體、指定品

- 神奈川縣高座郡藤澤町藤澤五二〇番地 相模製粉株式會社
- 宮城縣刈田郡白石町大字白石中町八番地 白石興産株式會社
- 大阪府泉南郡貝塚町字堀新三五番地 株式會社和泉製粉所
- 津市西阿漕町岩田八四番地 鈴木愛之助
- 同市五軒町津二一九四番地 三重製粉興業株式會社

小麥粉等配給統制規則第八條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケベキモノ左ノ通り指定ス

（昭和十五年八月十二日）
（農林省告示第三百七十一號）

新設、増設又ハ改設ヲ爲ス者ノ小麥粉製造設備ノ製粉能力ガ新設、増設又ハ改設ニ因リ二百バールヲ超ユルモノ

小麥粉等配給統制規則第二項ノ規定ニ依リ左ノ者ヲ指定ス

（昭和十五年八月十二日）
（農林省告示第三百七十二號）

ヲ輸入若ハ移入シタル者、統制機關、配給團體若ハ其ノ團體員又ハ製造業者若ハ其ノ組織スル團體ニ對シ指定品ノ賣買方法其ノ他指定品ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第九條 指定品ヲ販賣シタル者ハ毎月二十日迄ニ其ノ前月中ニ引換ヘタル割當票ヲ統制機關ニ差出スベシ

第十條 農林大臣ハ指定品ノ製造ヲ業トスル者若ハ其ノ組織スル團體、指定品ヲ輸入若ハ移入シタル者、統制機關、配給團體若ハ其ノ團體員又ハ製造業者若ハ其ノ組織スル團體ヨリ指定品ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徵スルコトアルベシ

附 則
本令ハ昭和十五年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

澱粉類配給統制規則第一條及第三條ノ規定ニ依リ左ノ邊指定ス

(昭和十五年八月三十一日)
(農林省告示第四百十二號)

第一條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定スル

澱粉類甘藷澱粉(生澱粉、並澱粉、晒澱粉、澱浮粉)
馬鈴薯澱粉(未粉ヲ除ク、小袋詰ノモノヲ含ム)

第一條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定シタル統制機關
日本澱粉株式會社

第三條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定シタル配給團體
全國澱粉配給組合

臨時米穀配給統制規則

(昭和十五年八月二十日公布)
(農林省令第七十四號九月十日施行)

第一條 米穀ノ配給ノ統制ハ差當リ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 米穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀ノ出荷ハ其ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ統制ニ從ヒ之ヲ爲スモノトス

第三條 販賣組合及農業倉庫業者以外ノ者ガ米穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有

ヲ得ズ但シ地方長官ノ定ムル所ニ依リ市農會又ハ町村農會(地方長官市町村ヲ指定シタル場合ハ當該市町村)ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前條ノ規定ニ依リ市農會若ハ町村農會ノ幹旋ニ依リ米穀ヲ買受ケ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者又ハ前條第一項第一號若ハ第二號ノ場合ニ於テ米穀ヲ買受ケ若ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ地方長官ノ指定スル米穀取扱業者ノ團體(以下米穀商統制團體ト稱ス)以外ノ者ニ其ノ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ地方長官ノ定ムル所ニ依リ市農會又ハ町村農會(地方長官市町村ヲ指定シタル場合ハ當該市町村)ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前條ニ規定スル場合及小作料トシテ米穀ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外米穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ヨリ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀ヲ收受シタル者其ノ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲サントスルトキ亦前項ニ同ジ

第五條 販賣組合聯合會ハ地方長官ノ指

示ニ依リ當該道府縣内ノ配給ニ充ツベキ米穀ヲ當該道府縣ノ米穀商統制團體ニ販賣スル場合ヲ除クノ外全國米穀販賣組合聯合會(聯合農業倉庫業者タル場合ヲ含ム以下同ジ)以外ノ者ニ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

全國米穀販賣組合聯合會ハ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外政府又ハ日本米穀株式會社以外ノ者ニ前項ノ規定ニ依リ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀ヲ販賣スルコトヲ得ズ

米穀商統制團體ハ地方長官ノ指示ニ依リ當該道府縣内ノ配給ニ充ツベキ米穀ヲ當該道府縣ノ米穀取扱業者又ハ其ノ團體ニ販賣スル場合ヲ除クノ外政府又ハ日本米穀株式會社以外ノ者ニ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 日本米穀株式會社ハ政府又ハ米穀商統制團體以外ノ者ニ米穀ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農

林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 農林大臣ノ指定スル地ニ於テハ米穀商統制團體ハ地方長官ノ指定スル米穀小賣業者ノ團體以外ノ者ニ當該地ニ配給スベキ米穀ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條又ハ第四條ノ規定ニ依リ制限又ハ禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條 農林大臣又ハ地方長官米穀ノ配給ヲ統制スル爲テ必要アリト認ムルトキハ米穀ヲ所有シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ占有スル者ニ對シ倉庫、期間其ノ他必要ナル事項ヲ定メ其ノ所有シ又ハ占有スル米穀ヲ寄託スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十條 米穀ヲ所有シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ占有スル者ハ其ノ所有シ又ハ占有スル米穀ニ付農林大臣ヨリ昭和十四年農林商工省令第八號第二項ノ規定ニ依リ告示スル最高販賣價格ニ依リ買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之

ヲ賣渡スベシ

第十一條 農林大臣又ハ地方長官米穀ノ配給ヲ統制スル爲テ必要アリト認ムルトキハ米穀ヲ所有シ若ハ占有スル者市農會、町村農會、販賣組合、農業倉庫業者、米穀商統制團體其ノ他米穀ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ニ對シ米穀ノ配給ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 日本米穀株式會社、全國米穀販賣購買組合聯合會、道府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會又ハ米穀商統制團體ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀ノ種類別數量、價格及買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル年月日並ニ其ノ賣渡人又ハ販賣委託者ノ氏姓名稱及住所
- 二 販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル米穀ノ種類別數量、價格及販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル年月日並ニ其ノ買受人又ハ販賣受託者ノ氏姓名稱及住所

第十三條 米穀小賣業者、組合員ノ爲ニ

米穀ノ購入ヲ爲ス購買組合、漁業組合若ハ商業組合又ハ其ノ聯合會其ノ他組織員ノ爲ニ米穀ノ共同購入若ハ購入ノ斡旋ヲ爲ス團體ニシテ地方長官ノ指定スルモノハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 買受ケタル米穀ノ種類別數量、價格及買受ノ年月日並ニ其ノ賣渡人ノ氏姓名稱及住所
- 二 販賣シタル米穀ノ數量、價格及賣渡ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏姓名稱及住所
- 三 購入ノ斡旋ヲ爲シタル米穀ノ種類別數量、價格及斡旋ノ年月日並ニ其ノ賣渡人及買受人ノ氏姓名稱及住所

第十四條 第三條第一項第一號ニ該當スル場合ニ於テ米穀ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ前月中ニ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル米穀ノ種類別數量及價格並ニ其ノ賣渡人又ハ販賣委託者ノ氏姓名稱及住所ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十五條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ第十一條ニ掲グル者ヨリ米穀ノ配給ニ關シ必要ナル報告ヲ

徵スルコトヲ得
附 則
本令ハ昭和十五年九月十日ヨリ之ヲ施行ス
販賣組合、農業倉庫業者、道府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會、全國米穀販賣購買組合聯合會、米穀商統制團體、日本米穀株式會社並ニ米穀小賣業者、組合員ノ爲ニ米穀ノ購入ヲ爲ス購買組合、購買組合聯合會、漁業組合、商業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會及組織員ノ爲ニ米穀ノ共同購入若ハ購入ノ斡旋ヲ爲ス團體ヲ除クノ外米穀ヲ買受ケ又ハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者ニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ米穀ヲ所有シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ占有スルモノハ其ノ米穀ヲ當該道府縣ノ米穀商統制團體以外ノ者ニ販賣シ又ハ販賣委託ヲ爲スコトヲ得ズ但シ當該米穀商統制團體ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

昭和十四年農林省令第六

昭十四年八月二日農林省令第八號ハ米穀最高販賣價格ニ關スル件ナリ

十二號 (米穀ノ配給統制ニ關スル應急措置ニ關スル件) 廢止

(昭和十五年八月二十日公布 農林省令第七十五號九月十日施行)

附 則

本令ハ昭和十五年九月十日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十四年農林省令第六十二號ハ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

米穀管理規則

(昭和十五年十月二十四日公布 農林省令第九十七號十一月一日施行)

第一條 市農會又ハ町村農會 (地方長官市町村ヲ指定シタル場合ハ當該市町村以下同ジ) ハ地方長官ノ指示スル所ニ依リ米穀生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ニシテ小作料トシテ米穀ヲ受クルモノ (以下地主ト稱ス) ニ對シ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受クル米穀ニ付

管理米トシテ出荷スベキ數量ヲ定ムベシ

市農會又ハ町村農會前項ノ規定ニ依リ管理米トシテ出荷スベキ米穀ノ數量ヲ定メタルトキハ運滯ナク之ヲ當該米穀生産者又ハ地主ニ通知スベシ

第二條 米穀生産者又ハ地主ハ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀中前條第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル數量ニ相當スル米穀ニ付地方長官ノ指示スル期間内ニ其ノ包裝ニ地方長官ノ定ムル證印ノ捺捺ヲ受クベシ

改裝ニ因リ證印ヲ抹消シ、除却シ又ハ隠蔽スルコトナリタルトキ其ノ米穀ニ付亦前項ニ同ジ
前二項ノ場合ニ於テ地方長官ハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ證印ヲ捺捺セシム證印ノ捺捺ヲ爲ス場合ニ於テ當該官吏又ハ吏員ハ地方長官ノ定ムル證票ヲ携帶スベシ

第三條 米穀生産者又ハ地主其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀ニシテ前條第一項ノ規定ニ依リ證印ノ捺捺ヲ受クベキモノ以外ノモノヲ販賣セントスルトキハ其ノ米穀ニ付其ノ包裝ニ前

條第一項ノ地方長官ノ定ムル證印ノ捺捺ヲ受クベシ

前條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四條 米穀生産者又ハ地主ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ前二條ノ規定ニ依リ捺捺ヲ受ケタル證印ヲ抹消シ、除却シ又ハ隠蔽スルコトヲ得ズ

第五條 米穀生産者又ハ地主ハ第二條及第三條ノ規定ニ依リ證印ノ捺捺ヲ受ケタル米穀 (管理米) ヲ地方長官ノ指示ニ從ヒ其ノ指定スル農業倉庫業者其ノ他ノ者ニ寄託シ又ハ自ラ之ヲ保管スベシ

第六條 米穀生産者又ハ地主ハ其ノ所有スル管理米ヲ臨時米穀配給統制規則ノ定ムル所ニ依リ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スノ外消費シ、買入シ、譲渡シ其ノ他處分スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 米穀生産者又ハ地主ハ臨時米穀配給統制規則ノ定ムル所ニ依リ販賣シ若ハ販賣ノ委託ヲ爲シタル場合又ハ前條但書ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外第五條ノ規定ニ依リ寄託シ又ハ保管スル管

理米ヲ移動スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則
本令ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令ハ沖繩縣ニ之ヲ施行セズ

鶏卵配給統制規則

(昭和十五年十月二十五日施行)
(農林省令第九十九號即日施行)

- 第一條 農林大臣ノ指定シタル道府縣(以下生産地ト稱ス)ニ於テ生産セラレタル鶏卵ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外之ヲ當該生産地ヨリ移出スルコトヲ得ズ
 - 一 當該生産地ノ地方長官ノ指定シタル鶏卵ノ移出ヲ爲ス者(以下指定移出者ト稱ス)ガ移出スル場合
 - 二 當該生産地ノ地方長官ノ指定シタル鶏卵ノ販賣斡旋事業ヲ行フ者(以下指定斡旋機關ト稱ス)ノ斡旋ニ依リ移出スル場合
 - 三 當該生産地ノ地方長官ノ許可ヲ受

- ウタル者ガ當該地方長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ移出スル場合
 - 四 販賣以外ノ目的ヲ以テ正味一貫ヲ超エザル數量ノモノヲ移出スル場合
 - 五 其ノ他特別ノ事由ニ因リ當該生産地ノ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合
- 第二條 農林大臣ガ生産地ヨリノ鶏卵ノ移出ニ付仕向地別ニ其ノ數量又ハ割合ヲ指定シタルトキハ地方長官ハ指定移出者及指定斡旋機關ニ對シ其ノ移出シ又ハ移出ノ斡旋ヲ爲スベキ數量ヲ割當ツルモノトス
- 前項ノ移出數量ノ割當アリタルトキハ指定移出者及指定斡旋機關ハ其ノ割當テラレタル數量ニ付月別仕向地別移出計畫ヲ定メ地方長官ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 第三條 農林大臣ノ指定シタル地域(以下消費地ト稱ス)内ニ當該地域外ヨリ鶏卵ヲ搬入スル者ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外其ノ搬入シタル鶏卵ヲ農林大臣ノ指定シタル者(以下指定配給機關ト稱ス)以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ
- 一 指定配給機關ガ自ラ搬入シタル鶏

- 卵ヲ讓渡スル場合
 - 二 第一條第三號ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該地方長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ搬入シタル鶏卵ヲ讓渡スル場合又ハ消費地ノ當該地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該地方長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ讓渡スル場合
 - 三 正味一貫ヲ超エザル數量ノ鶏卵ヲ無償讓渡スル場合
 - 四 第一條第五號ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該鶏卵ヲ搬入シ之ヲ讓渡スル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ消費地ノ當該地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合
- 第四條 指定配給機關ハ當該消費地内ニ於テ鶏卵ノ賣買ヲ業トスル者以外ノ者ニ鶏卵ヲ讓渡スコトヲ得ズ但シ地方長官ノ指定シタル販賣先ニ販賣スル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第五條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ鶏卵ノ生産者、鶏卵ノ賣買業者、業務上鶏卵ノ消費ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル法人ニ對シ鶏卵ノ販賣先、買入先、販賣方法其ノ他ニ關シ

鶏卵ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第六條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條ニ掲グル者ニ付鶏卵ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鶏卵配給統制規則第一條及第三條ノ規定ニ依リ左ノ邊指定シ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十五年十一月十四日)
(農林省令第五百八十六號)
改正 (昭和十五年十二月二十八日)
(農林省令第六百六十六號)

- 一 第一條ノ生産地
 - 茨城縣 埼玉縣 千葉縣 長野縣 靜岡縣 愛知縣 三重縣 岡山縣 香川縣 鹿兒島縣
- 二 第三條ノ消費地
 - 京濱地區(京都市、川崎市、横濱市、横須賀市)

- 京阪神地區(京都市、愛宕郡八瀬村、岩倉村、乙訓郡久世村、久我村、羽東郡村、向日町、乙訓村、新神足村、大山崎村、久世郡淀町、綴喜郡八幡町、吹田市、布施市、大阪市、堺市、池田市、豊中市、三島郡一圓、北河内郡枚方町、友呂岐村、十箇莊村、寝屋川村、庭窪村、大和田村、四宮村、門真町、二島村、守口町、三郷町、茨田町、豊能郡萱野村、箕面村、小曾根村、南豊島村、庄内町、伊丹市、尼ヶ崎市、西宮市、芦屋市、神戸市、明石市川邊村郡川西町、神津村、關田村、立花村、小濱村、武庫郡一圓、明石郡垂水町)
- 三 第三條ノ指定配給機關
 - 京濱地區ノ指定配給機關
保證責任全國購買販賣組合聯合會
關東鶏卵卸配給組合代表者
東京市日本橋區江戸橋一丁目九番地 秋山長治郎
 - 京阪神地區ノ指定配給機關
保證責任全國米穀販賣購買組合聯合會
大阪府鶏卵配給協會代表者

大阪市西區新町南通四丁目十五番地 山田庄助

雜穀配給統制規則

(昭和十五年十一月十四日公布)
(農林省令第五百三號十一月十五日施行)

- 第一條 本則ニ於テ雜穀トハ豆類其ノ他ノ農産物ニシテ農林大臣ノ指定シタルモノヲ謂フ
- 第二條 農林大臣ノ指定シタル道府縣ニ於テ生産セラレタル雜穀ハ農林大臣ノ指定シタル者(雜穀統制機關)ニ非ザレバ之ヲ當該道府縣外ニ搬出スルコトヲ得ズ但シ百斤ヲ超エザルモノヲ搬出スル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ農林大臣若ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第三條 雜穀ノ輸入又ハ移入ヲ爲ス者ハ第四條ノ規定ニ從ヒ其ノ輸入又ハ移入ニ係ル雜穀ノ全部ヲ雜穀統制機關ニ賣渡スベシ但シ其ノ輸入又ハ移入ニ係ル雜穀ノ數量ガ百斤ヲ超エザル場合又ハ

特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 前條ニ掲グル者ハ雜穀統制機關ニ賣渡スベキ雜穀ニ付雜穀統制機關ヨリ價格、數量、受渡時期、賣渡場所其ノ他引取上必要ナル事項ヲ指示シテ買入契約ノ申込アリタルトキハ遲滞ナク契約ヲ締結スルコトヲ要ス但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 雜穀統制機關ハ農林大臣ノ指定シタル者(地區雜穀配給機關)以外ノ者ニ雜穀ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 輸出業者又ハ其ノ組織スル法人ニ賣渡ストキ

二 軍ニ賣渡ストキ

三 特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

第六條 雜穀統制機關ハ其ノ取扱フ雜穀ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受タベシ

第七條 雜穀統制機關ハ雜穀ノ買入價格及販賣價格ニ付農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第八條 地區雜穀配給機關ハ農林大臣ノ指定シタル者(指定雜穀需要者)又ハ地方長官ノ指定シタル者(地方雜穀配給機關)以外ノ者ニ雜穀ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ雜穀ノ販賣ヲ爲ス者若ハ其ノ團體、雜穀統制機關、地區雜穀配給機關指定雜穀需要者、地方雜穀配給機關又ハ雜穀ノ移入ヲ爲ス者ニ對シ雜穀ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 雜穀統制機關ハ毎月十五日迄ニ前月ニ於ケル業務ノ狀況ヲ農林大臣ニ報告スベシ

農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條ニ掲グル者ヨリ雜穀ノ配給ニ關シ必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

附則 本令ハ昭和十五年十一月十五日ヨリ之ヲ

施行ス

雜穀配給統制規則第一條及第二條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

(昭和十五年十一月十五日農林省告示第五百八十九號)

第一條ノ雜穀 豌豆 菜豆 小豆 綠豆

第二條ノ道府縣 北海道

第二條ノ雜穀統制機關 日本輸出農産物株式會社

牛乳及乳製品配給統制規則

(昭和十五年十月十日公布 農林省令第八十九號即日施行)

第一條 本則ニ於テ牛乳トハ全乳、脱脂乳及クリーム(全乳中ヨリ脱脂乳ヲ分離シタル殘餘ノモノ)ヲ謂フ

飲用牛乳トハ飲用トシテ販賣ノ用ニ供スル爲處理シタル牛乳(牛乳營業取締

規則ニ規定スル特別牛乳ヲ除ク)ヲ謂ヒ處理トハ場其ノ他ノ容器ニ小分スル迄ノ操作ヲ謂フ

育兒用乳製品トハ農林大臣ノ指定シタル煉乳、粉乳及調製粉乳ヲ謂フ

第二條 農林大臣ノ指定シタル地域(以下指定地域ト稱ス)内ノ作業場ニ於テ飲用牛乳ノ處理ヲ爲ス者ハ當該作業場ニ於テ處理シタル飲用牛乳ヲ當該指定地域ニ付農林大臣ノ指定シタル販賣機關(以下指定販賣機關ト稱ス)以外ノ者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ農林大臣若ハ地方長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

販賣ノ目的ヲ以テ指定地域内ニ當該指定地域外ヨリ飲用牛乳ヲ搬入スル者ハ其ノ搬入シタル飲用牛乳ヲ指定販賣機關以外ノ者ニ賣渡スルコトヲ得ズ但シ農林大臣若ハ地方長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 指定販賣機關ハ當該指定地域内ニ於テ販賣ヲ爲ス飲用牛乳ノ小賣業者以外ノ者ニ飲用牛乳ヲ賣渡スルコトヲ

得ズ但シ地方長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 指定地域内ニ於テ販賣ヲ爲ス飲用牛乳ノ小賣業者(専ラ店舗内ニ於テ飲用牛乳ヲ販賣スル飲食店業者ヲ除ク)當該指定地域ノ市町村長ノ證明書ニ依ル飲用牛乳ノ購入ノ申込ヲ受ケタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ證明書ハ指定地域ノ市町村長乳幼児ノ哺育又ハ妊娠婦若ハ病弱者ノ榮養ノ用ニ供スル爲飲用牛乳ヲ購入セントスル者ニ對シ其ノ申請ニ因リ之ヲ交付ス

第五條 指定販賣機關ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 毎日ノ飲用牛乳ノ讓受先別讓受數量

二 毎日ノ飲用牛乳ノ讓渡先別讓渡數量

第六條 第四條ノ飲用牛乳ノ小賣業者ハ營業所毎ニ帳簿ヲ備ヘ同條ノ證明書ニ依リ販賣シタル飲用牛乳ノ毎日ノ販賣先別數量ヲ記載スベシ

第七條 第四條ノ飲用牛乳ノ小賣業者ハ毎月五日迄ニ前月中ニ同條ノ證明書ニ依リ販賣シタル飲用牛乳ノ數量ヲ當該指定地域ノ指定販賣機關ニ報告スベシ

指定販賣機關ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル飲用牛乳ノ讓受及讓渡數量並ニ前項ノ規定ニ依ル報告アリタル數量ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監)ニ報告スベシ

第八條 酪農業調整法ノ規定ニ依リ設立シタル製酪業組合(大日本製酪業組合)ハ同法ノ規定ニ依リ受託販賣ヲ行フ育兒用乳製品ノ販賣先別種類別販賣數量ニ付豫メ農林大臣ノ承認ヲ受タベシ

第九條 育兒用乳製品ノ輸入又ハ移入ヲ爲ス者ハ其ノ輸入又ハ移入ニ係ル育兒用乳製品ノ販賣先別種類別販賣數量ニ付豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

第十條 前二條ニ掲グル者ヨリ育兒用乳製品ヲ購入シタル者(以下道府縣卸賣機關ト稱ス)ハ育兒用乳製品購入票(以下購入票ト稱ス)ノ購入券ニシテ第十四條又ハ第十五條第二項ノ規定ニ依ル消印アルモノト引換フルニ非ザレバ育

兒用乳製品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ
第十一條但書ノ規定ニ依リ育兒用乳製
品ノ小賣業者ノ讓渡スル育兒用乳製品
ヲ讓渡スル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ
地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ
限ニ在ラズ

第十一條 育兒用乳製品ノ小賣業者(購
買組合其ノ他ノ消費者ノ團體ヲ含ム以
下同ジ)ハ購入票ノ購入券ニシテ購入
申込者ノ捺印アルモノト引換フルニ非
ザレバ育兒用乳製品ヲ讓渡スルコトヲ
得ズ但シ地方長官ノ指定シタル場合又
ハ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ許可ヲ
受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 道府縣卸賣機關又ハ育兒用乳
製品ノ小賣業者ハ前二條ニ規定スル購
入券ト引換ヘニ育兒用乳製品ノ購入
申込ヲ受ケタルトキハ正當ノ事由アル
ニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十三條 育兒用乳製品ノ小賣業者ハ購
入票ノ購入券ニシテ有効期間ヲ經過シ
タルモノ又ハ自己以外ヲ購入先トシテ
記載シタル購入票ノ購入券ト引換ヘニ
育兒用乳製品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

兒用乳製品ヲ讓渡スル爲引換ヘタル購
入票ノ購入券ニ引換後遲滞ナク自己ノ
氏名又ハ名稱及引換ノ年月日ヲ記入シ
消印ヲ捺捺スベシ

第十五條 道府縣卸賣機關ハ購入票ノ購
入券ニ自己ノ氏名又ハ名稱及使用ノ年
月日ヲ記入シ消印ヲ捺捺スルニ非ザレ
バ育兒用乳製品ヲ消費スルコトヲ得ズ

第十六條 購入票ハ市町村長之ヲ發行ス
購入票ハ普通購入票及特別購入票トシ
普通購入票ハ滿一歳以下ノ乳兒ニシテ
母乳ノミヲ以テ哺育スルコト能ハザル
モノニ付、特別購入票ハ特別ノ事由ニ
因リ育兒用乳製品ヲ必要トスル者ニ付
之ヲ發行ス

第十七條 本則ノ施行ニ關シ市町村長ノ
行ノ事務ニ關スル費用ハ市町村ニ於テ
之ヲ負擔スベシ

第十八條 購入票ハ之ヲ他人ニ讓渡シ又
ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ

第十九條 道府縣卸賣機關及育兒用乳製
品ノ小賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル
事項ヲ記載スベシ

一 育兒用乳製品ノ種類別讓受數量及
讓受ノ年月日(第十條但書ノ規定ニ
依リ讓受ケタルモノハ別ニ之ヲ記載
スベシ)

二 育兒用乳製品ノ讓渡先別種類別讓
渡數量及讓渡ノ年月日(第十條但書
又ハ第十一條但書ノ規定ニ依リ讓渡
シタルモノハ別ニ之ヲ記載スベシ)

提出スベシ

第二十二條 牛乳、煉乳、粉乳、調製粉乳
又ハバター原料若ハ材料トスル物品
ノ製造ヲ業トスル者ハ牛乳、煉乳、粉
乳、調製粉乳又ハバター原料若ハ材
料トシテ農林大臣ノ指定シタル物品ヲ
製造スルコトヲ得ズ

第二十三條 農林大臣又ハ地方長官飲用
牛乳又ハ育兒用乳製品ノ需給ノ調製上
必要アリト認ムルトキハ牛乳又ハ乳製
品ノ生産、處理若ハ賣買ヲ業トスル者
又ハ其ノ組織スル法人ニ對シ牛乳又ハ
乳製品ノ讓渡先、讓渡方法其ノ他ニ關
シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 農林大臣又ハ地方長官必要
アリト認ムルトキハ前條ニ掲グル者ニ
付必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲ
シテ帳簿其ノ他ノ物件ヲ検査セシムル
コトヲ得

第二十五條 本則ニ於テ市町村又ハ市町

村長トアルハ之ニ準ズルモノヲ含ム

第二十六條 第十條乃至第十六條ノ規定
ハ當分ノ内農林大臣ノ指定シタル地域
内ニ於テ讓渡セララル育兒用乳製品ニ
付之ヲ適用セズ

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第八
條乃至第十六條及第十八條乃至第二十
一條ノ規定ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之
ヲ施行ス

牛乳及乳製品配給統制規則第一條第
三條ノ規定ニ依リ左ノ邊指定ス
(昭十五年十月十日
農林省告示第四百九十三號)

煉乳
蔗糖ヲ加ヘタルモノ 一四號罐入及一
六號罐入
蔗糖ヲ加ヘザルモノ 二一號罐入、二
二號罐入、二三號罐入及二四號罐入
粉乳 三一號罐入、三七號罐入、三三號
罐入、三四號罐入、三二號罐入、三五
號罐入及三六號罐入

調製粉乳 全乳又ハ全乳ヲ以テ製造シタ
ル粉乳ニ糖類、穀粉、酵母、ビタミン
又ハ鹽類ヲ混合シテ調製シタル粉末狀
ノ乳製品ニシテ粉乳ノ量(全乳原料
トスル場合ハ當該全乳ノ量ヲ粉乳ノ量
ニ換算シタルモノ)四〇%以上ノモノ
備考

一 罐型ハ昭和十五年六月農林省告
示第二百七十八號ニ掲グル所ニ依
ル
二 大日本製酪業組合ノ取扱ニ係ル
軍需品又ハ輸出品若ハ移出品タル
煉乳、粉乳及調製粉乳ハ之ヲ含マ
ズ

牛乳及乳製品配給統制規則第二十六
條ノ規定ニ依リ同條ノ地域左ノ邊指
定ス
(昭十五年十月二十九日
農林省告示第五百三十號)

北海道 宗谷支廳管内利尻郡、禮文郡、
留萌支廳管内苦前郡燒尻村、天賣村、
石狩支廳管内濱益郡、後志支廳管内積

丹那、美國郡、檜山支廳管内奥尻郡、日高支廳管内幌泉郡、根室支廳管内日高郡、花咲郡、國後郡、色丹郡、擇捉郡、紗那郡、葉取郡、得撫郡、新知郡、占守郡

山形縣 飽海郡飛鳥村
東京府 大島支廳管内、八丈島支廳管内、小笠原支廳管内
新潟縣 岩船郡粟島浦村
三重縣 志摩郡神島村
鳥根縣 美濃郡鎌手村大字土田字高島
高知縣 幡多郡沖ノ島村
大分縣 東國東郡姫島村
鹿兒島縣 薩摩郡里村、上飯村、下飯村、熊毛郡上屋久村、下屋久村、大島郡喜界村、早町村、龜津村、東天城村、天城村、伊仙村、和泊村、知名村、與論村、十島村
沖繩縣 一圓

魚油配給統制規則

(昭和十五年八月十九日公布
農林省令第七十一號八月二十五日施行)
第一條 本則ニ於テ魚油トハ鱈油及鯨油

ヲ謂フ
第二條 魚油ノ製造又ハ精製ヲ業トスル者ハ農林大臣ノ指定スル魚油ノ精製ヲ業トスル者(以下精製業者ト稱ス)ヲ除クノ外其ノ製造シ又ハ精製シタル魚油ヲ農林大臣ノ指定スル者(以下集荷機關ト稱ス)以外ノ者ニ販賣(本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ
第三條 精製業者ハ其ノ精製シタル魚油ヲ農林大臣ノ指定スル者(以下共販機關ト稱ス)以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ集荷機關ヨリ輸出用トシテ買受ケ精製シタル魚油ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第四條 魚油ノ製造又ハ精製ヲ業トスル者ハ農林大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ製造又ハ精製シタル魚油ヲ工業用ノ原料ニ使用シ又ハ其ノ他ノ用途ニ供スルコトヲ得ズ
第五條 集荷機關ハ其ノ買受ケタル魚油ヲ共販機關以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ輸出用トシテ販賣スル魚油ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第六條 魚油ノ輸入又ハ移入ヲ爲シタル

者ハ其ノ輸入シ又ハ移入シタル魚油ヲ共販機關以外ノ者ニ販賣シ又ハ工業用ノ原料ニ使用シ若ハ其ノ他ノ用途ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第七條 共販機關ハ其ノ取扱フ魚油ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
第八條 魚油ヲ原料トスル製品ノ製造ヲ業トスル者ハ共販機關又ハ農林大臣ノ指定スル團體以外ノ者ヨリ魚油ヲ買受ケルコトヲ得ズ
第九條 農林大臣必要アリト認ムルトキハ魚油ノ製造又ハ精製ヲ業トスル者、集荷機關、共販機關、魚油ヲ原料トスル製品ノ製造ヲ業トスル者及前條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定スル團體ニ對シ魚油ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ
第十條 農林大臣必要アリト認ムルトキハ前條ニ掲グル者ヨリ魚油ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徵スルコトアルベシ
第十一條 集荷機關ハ毎月廿五日迄ニ共販機關ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル

魚油ノ種類別買受數量及種類別販賣先別販賣數量ヲ農林大臣ニ報告スベシ
附 則
本令ハ昭和十五年八月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

大豆及大豆油配給統制規則

(昭和十五年十月二十九日公布
農林省令第一百號十一月五日施行)
第一條 大豆ハ郵便物又ハ百斤ヲ超エザルモノヲ除クノ外農林大臣ノ指定シタル者(以下統制機關ト稱ス)ニ非ザレバ之ヲ輸入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第二條 大豆ノ移入ヲ爲ス者ハ第三條ノ規定ニ從ヒ其ノ移入ニ係ル大豆ノ全部ヲ統制機關ニ賣渡スベシ但シ其ノ移入ニ係ル大豆ノ數量ガ百斤ヲ超エザル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第三條 前條ニ掲グル者ハ統制機關ニ賣渡スベキ大豆ニ付統制機關ヨリ價格、

數量、受渡時期、受渡場所其ノ他取引上必要ナル事項ヲ指示シテ買入契約ノ申込アリタルトキハ遲滞ナク契約ヲ締結スルコトヲ要ス但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前條ニ掲グル者ハ前項ノ契約ニ從ヒ統制機關ニ對シ其ノ大豆ノ引渡ヲ爲スコトヲ要ス
第四條 農林大臣ノ指定シタル道府縣ニ於テ生産セラレタル大豆ハ統制機關又ハ統制機關ノ指定シタル者ニ非ザレバ之ヲ當該道府縣外ニ搬出スルコトヲ得ズ但シ百斤ヲ超エザルモノヲ搬出スル場合又ハ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
統制機關前項ノ規定ニ依リ指定ヲ爲サントスルトキハ農林大臣ノ許可ヲ受ケベシ
第五條 大豆油ノ製造ヲ爲ス者又ハ大豆油ノ輸入若ハ移入ヲ爲ス者ハ第六條ノ規定ニ從ヒ其ノ製造又ハ輸入若ハ移入ニ係ル大豆油ノ全部ヲ農林大臣ノ指定シタル者ニ賣渡スベシ

第六條 前條ニ掲グル者ハ前條ノ農林大臣ノ指定シタル者ニ賣渡スベキ大豆油ニ付前條ノ農林大臣ノ指定シタル者ヨリ價格、數量、受渡時期、受渡場所其ノ他取引上必要ナル事項ヲ指示シテ買入契約ノ申込アリタルトキハ遲滞ナク契約ヲ締結スルコトヲ要ス但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前條ニ掲グル者ハ前項ノ契約ニ從ヒ前條ノ農林大臣ノ指定シタル者ニ對シ其ノ大豆油ノ引渡ヲ爲スコトヲ要ス
第七條 統制機關ハ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル價格ニ依リニ非ザレバ大豆ノ買入、販賣又ハ移入ヲ爲スコトヲ得ズ
第五條ノ農林大臣ノ指定シタル者ハ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル價格ニ依リニ非ザレバ大豆油ノ買入、販賣又ハ移入ヲ爲スコトヲ得ズ
第八條 統制機關又ハ第五條ノ農林大臣ノ指定シタル者ハ大豆又ハ大豆油ノ販賣ニ付毎月十日迄ニ翌月ニ於ケル販賣先別用途別販賣見込數量ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受ケベシ
第九條 前條ニ掲グル者ハ毎月十日迄ニ

前月ニ於ケル業務ノ状況ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第十條 農林大臣又ハ地方長官ハ大豆ノ生産者若ハ其ノ團體、大豆ノ配給ヲ爲ス者若ハ其ノ團體、大豆ヲ原料トスル製品ノ製造ヲ爲ス者若ハ其ノ團體、統制機關、第五條ノ農林大臣ノ指定シタル者又ハ大豆若ハ大豆油ノ輸入若ハ移入ヲ爲ス者ニ對シ大豆又ハ大豆油ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 農林大臣又ハ地方長官ハ大豆ノ生産者若ハ其ノ團體、大豆若ハ大豆油ノ配給ヲ爲ス者若ハ其ノ團體、大豆ヲ原料トスル製品ノ製造ヲ爲ス者若ハ其ノ團體、又ハ大豆若ハ大豆油ノ輸入若ハ移入ヲ爲ス者ヨリ大豆又ハ大豆油ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

附 則
本令ハ昭和十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

大豆及大豆油配給統制規則第一條、第四條及第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

(昭和十五年十月二十九日)
農林省告示第五百三十一號
第一條ノ統制機關 日本大豆統制株式會社
第四條ノ道府縣 北海道
第五條ノ農林大臣ノ指定シタル者 大豆製品共販株式會社

植物油脂及植物油脂原料種實配給統制規則

(昭和十五年十一月二十日公布)
農林省令第六號十二月一日施行

第一條 本則ニ於テ植物油脂トハ亞麻仁油、荳油、麻實油、桐油、棉實油、胡麻油、芥子油、落花生油、蓖麻子油、椰子油其ノ他農林大臣ノ指定シタル油類ヲ謂ヒ植物油脂原料トハ植物油脂ノ製造原料タル植物種實(落花生胡麻、麻實及芥子ニシテ内地産ノモノヲ除ク)ヲ謂フ

ニ委託シテ製造ヲ爲ス者ヲ含ム以下同ジ)若ハ其ノ團體、植物油脂原料ノ生産者若ハ其ノ團體又ハ植物油脂若ハ植物油脂原料ノ輸入若ハ移入ヲ爲ス者若ハ其ノ團體ハ第三條ノ規定ニ從ヒ農林大臣ノ指定シタル者(以下統制機關ト稱ス)ニ對シ其ノ製造、生産又ハ取扱ニ係ル植物油脂又ハ植物油脂原料ノ全部ヲ賣渡スベシ但シ統制機關ノ指定スル者ニ賣渡ス場合、内地産ノ植物種實ヲ種子用トシテ賣渡ス場合又ハ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

ノ引渡ヲ爲スコトヲ要ス

第四條 植物油脂ノ製造ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ハ統制機關以外ノ者ヨリ植物油脂原料ヲ買入ルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 統制機關ハ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル價格ニ依ルニ非ザレバ植物油脂又ハ植物油脂原料ノ買入又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

第六條 統制機關ハ其ノ取扱ニ係ル植物油脂及植物油脂原料ニ付種別別買入先別買入計畫販賣先別用途別販賣計畫ヲ定メ豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第七條 植物油脂ノ製造ヲ爲ス者ハ毎年二月末日迄ニ其ノ年ノ四月一日ヨリ翌年ノ三月三十一日ニ至ル期間ノ植物油脂ノ種類別月別製造可能數量ヲ農林大臣及統制機關ニ届出ツベシ

前項ニ掲グル者ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ農林大臣及統制機關ニ報告スベシ
一 前月ニ於ケル植物油脂ノ種類別ノ月初在庫數量、製造數量、出荷數量及月末在庫數量

二 前月ニ於ケル植物油脂原料ノ種類別ノ月初在庫數量、受入數量、消費數量及月末在庫數量

第八條 統制機關ハ毎年二月末日迄ニ其ノ年ノ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ノ植物油脂原料ノ種類別月別買入及販賣見込數量並ニ植物油脂ノ種類別買入及販賣見込數量ヲ農林大臣ニ届出ツベシ

統制機關ハ毎月十日迄ニ前月ニ於ケル植物油脂及植物油脂原料ノ種類別買入先別買入數量及販賣先別販賣數量ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第九條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ植物油脂ノ製造ヲ爲ス者若ハ其ノ團體、植物油脂原料ノ生産者若ハ其ノ團體、植物油脂若ハ植物油脂原料ノ輸入若ハ移入ヲ爲ス者若ハ其ノ團體、植物油脂ノ販賣ヲ爲ス者若ハ其ノ團體又ハ統制機關ニ對シ植物油脂又ハ植物油脂原料ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ植物油脂ノ製造ヲ爲ス者若ハ其ノ團體、植物油脂原料ノ生産

者若ハ其ノ團體、植物油脂若ハ植物油脂原料ノ輸入若ハ移入ヲ爲ス者若ハ其ノ團體又ハ植物油脂ノ販賣ヲ爲ス者若ハ其ノ團體ヨリ植物油脂又ハ植物油脂原料ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徵スルコトヲ得

〔奢侈品〕

奢侈品等製造販賣制限規則

(昭和十五年七月六日公布)
商工農林省令第二號七月七日施行

第一條 物品ノ製造(加工ヲ含ム以下同ジ)ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル物品ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ主務大臣(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ許可ヲ受ケタル場合及當該物品指定ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 物品ノ生産(製造及加工ヲ含ム

帽子(シルクハットヲ含ム)ニシテ一箇ニ付販賣價格二十圓ヲ超スルモノ 同
香水ニシテ一樽ニ付販賣價格五圓ヲ超スルモノ 同
筆筒ニシテ一樽ニ付販賣價格二百圓ヲ超スルモノ 同
洋傘(長火鉢ヲ含ム)ニシテ一箇ニ付販賣價格六十圓ヲ超スルモノ 同
座卓ニシテ一箇ニ付販賣價格五十圓ヲ超スルモノ 同
火鉢(長火鉢ヲ含ム)ニシテ一箇ニ付販賣價格百圓ヲ超スルモノ 同
洋机、卓子ニシテ一箇ニ付販賣價格百圓ヲ超スルモノ 同
椅子ニシテ一箇ニ付販賣價格七十圓ヲ超スルモノ 同
長椅子ニシテ一箇ニ付販賣價格百五十圓ヲ超スルモノ 同
應接間洋家具セツトニシテ一組(五箇以上ノモノ)ニ付販賣價格五百圓ヲ超スルモノ 同
花輪又ハ花束ニシテ一箇ニ付販賣價格十圓ヲ超スルモノ 同
寫眞機ニシテ一箇ニ付販賣價格五百圓ヲ超スルモノ 同

三月節句用親王雛ニシテ一對ニ付販賣價格五十圓ヲ超スルモノ 同
三月節句用飾セツトニシテ一揃ニ付販賣價格二百圓ヲ超スルモノ 同
五月節句用具足ニシテ一揃ヲ付販賣價格四十圓ヲ超スルモノ 同
五月節句用兜ニシテ一箇ニ付販賣價格四十圓ヲ超スルモノ 同
五月節句用飾セツトニシテ一揃ニ付販賣價格二百圓ヲ超スルモノ 同
羽子板ニシテ一枚ニ付販賣價格十圓ヲ超スルモノ 同
玩具ニシテ一箇ニ付販賣價格十圓ヲ超スルモノ 同
人形(衣裳附ノモノヲ含ム)ニシテ一箇ニ付販賣價格三十圓ヲ超スルモノ 同
万年筆ニシテ一本ニ付販賣價格五圓ヲ超スルモノ 同
シヤイブペンシルニシテ一本ニ付販賣價格三圓ヲ超スルモノ 同
アルバムニシテ一冊ニ付販賣價格五圓ヲ超スルモノ 同
ダイヤモンド 同
ルビー 同
サファイヤ 同
アレキサンドライト 同

翡翠 同
アクアマリン 同
トールマリン 同
ジルコン 同
ガーネット 同
クリソベリール 同
トパーズ 同
スピネル 同
エメラルド 同
ベリール 同
クリソライト 同
オパール 同
猫眼石 同
虎眼石 同
孔雀石 同
土耳古玉 同
月長石 同
青金石 同
クワンツアイト 同
ブラッドストーン 同
ハマタイト 同
象牙 同

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項ノ規定ニ依リ同條同項第一號ニ掲グル物品及其ノ中古品ニ付テノ年月日指定
(昭和十五年七月六日 商工省告示第三百四十一號)

昭和十五年七月商工省告示第三百三十九號ニ依リ指定シタル物品及其ノ中古品ニ付テハ昭和十五年十月七日

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項第三號及同條同項ノ規定ニ依リ物品及當該物品ニ付テノ年月日指定
(昭和十五年七月六日 商工省告示第三百四十一號)

物品 年月日
果實(メロン及苺ヲ含ム)ニシテ百匁ニ付販賣價格二圓ヲ超スルモノ 昭和十五年十月七日
結合食料品ニシテ一結合ニ付販賣價格五圓ヲ超スルモノ 同

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第二項ノ規定ニ依リ法令左ノ規定メ同

條第一項ノ規定ニ依リ當該法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品及其ノ中古品ニ付テノ年月日指定
(昭和十五年十二月五日 商工省告示第七百八十九號)

改正
(昭和十五年七月六日 商工省告示第三百四十二號)

法 令
銅使用制限規則(第二條ヲ除ク) 昭和十五年十月七日
白金使用制限規則 同
鉄鐵物ノ製造制限ニ關スル件 同
皮革使用制限規則 同
鋼製品ノ製造制限ニ關スル件 同
鉛、亜鉛、錫等使用制限規則(第一條ヲ除ク) 同
ゴム使用制限ニ關スル件 同

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第二項ノ規定ニ依リ法令左ノ規定メ同

條第一項ノ規定ニ依リ當該法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品ニ付テノ年月日指定
(昭和十五年七月六日 農林省告示第三百十三號)

法 令
上掲法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品ニ付テノ年月日 昭和十五年十月七日
用材生産統制規則 同
兔毛皮使用制限規則 同

奢侈品等製造販賣制限規則第二條第一項第三號及同條同項ノ規定ニ依リ物品及當該物品ニ付テノ年月日左ノ通指定ス
(昭和十五年八月二十七日 商工省告示第四百八十七號)

物品 上掲物品ニ付テノ年月日
料理(一品料理、二品料理、辨當、井物、壽司及天麩羅ヲ含ム)ニシテ一人ニ對スル販賣價格(酒類及清涼飲料ノ代金) 昭和十五年九月一日

〔其他〕

漁網配給統制規則

(昭和十五年五月三十一日公布 農林省令第三十四號六月十日施行)

第一條 漁網製造業トスル者ハ其ノ製造シタル漁網ヲ漁網以外ノ物品ノ原料又ハ材料トシテ使用スルコトヲ得ズ

漁網製造業トスル者(本項ノ農林大臣ノ指定シタル者ヲ除ク)ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ除クノ外其ノ製造シタル漁網ヲ農林大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ譲渡(本令施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム)スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ農林大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 軍用品

二 輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國向ノモノ及條約ニ依リ營ム漁業ニ用フルモノヲ除ク)

本則ノ適用ヲ受ケル漁網ノ種類ハ農林大臣之ヲ指定ス

第二條 前條第二項ノ農林大臣ノ指定シ

書修品等製造販賣制限規則第一條但書又ハ第二條第一項但書ノ規定ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベキ場合

(昭十五年十一月二十九日 商工省告示第七百二十九號)

- 一 質屋(公益質屋ヲ含ム)又ハ古物商ガ昭和十五年七月商工省告示第三百三十九號ニ指定シタル織維製品ヲ賣渡ス場合
- 二 昭和十五年七月商工省告示第三百三十九號ニ指定シタル織維製品ニシテ販賣許可ヲ受ケタルモノ又ハ昭和十五年十月六日以前ニ販賣セラレタルモノニ加工ヲ爲ス場合
- 三 昭和十五年八月商工省告示第四百八十七號ニ指定シタル物品ヲ公式儀禮ノ必要ニ基キ販賣スル場合
- 四 神佛用具又ハ公ノ儀式祭典ニ必要ナル物品及其ノ原材料ヲ製造シ又ハ賣渡ス場合
- 五 象牙製品ヲ製造シ又ハ賣渡ス場合

位ニ遊興飲食稅ヲ含マズ)朝
食(午前零時ヨリ午前一時
迄ノ食事)ニ在リテハ四
時迄ノ食事)ニ在リテハ
五時迄ノ食事)ニ在リテ
ハ五時迄ノ食事)ニ在リ
ハ五時迄ノ食事)ニ在リ
及井物ヲ含ム)ニシテ一
品料理又ハ一皿料理(辨當
ニシテ)ニシテ一皿又
十錢ヲ超ユルモノ
十錢ヲ超ユルモノ
天(一箇賣スル場合ニ限ル)
二錢ヲ超ユルモノ

書修品等製造販賣制限規則第二條第一項第三號及同條同項ノ規定ニ依リ物品及書修物品ニ付テノ年月日左ノ通指定ス

(昭和十五年八月二十七日 商工省告示第十二號)

品 上掲物品ニ付テノ年月日

食用生鮮魚介類(切身ヲ含ム)ニシテ百匁ニ付販賣價格二圓ヲ超ユルモノ 昭和十五年九月一日

第六條 農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ漁網製造業トスル者、第一條第二項ノ農林大臣ノ指定シタル者又ハ漁網製造業トスル者ハ第一條第三項ノ規定ニ依リ買受ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第三條 購入票ハ農林大臣ノ指定スル團體又ハ地方長官農林大臣ノ定ムル限度内ニ於テ之ヲ發行ス

第一條第二項ノ農林大臣ノ指定シタル者又ハ漁網製造業トスル者ハ購入票ニ依リ買受ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四條 漁網ハ其ノ數量ニ相當スル購入票ニ依ルニ非ザレバ之ヲ第一條第二項ノ農林大臣ノ指定シタル者又ハ漁網製造業トスル者ヨリ買受クルコトヲ得ズ但シ第一條第二項但書又ハ第二條但書ノ許可ヲ受ケ販賣スル漁網ヲ買受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 購入票ノ種類、様式及有効期間ハ農林大臣之ヲ定ム

購入票ハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ讓受クルコトヲ得ズ

第六條 農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ漁網製造業トスル者、第一條第二項ノ農林大臣ノ指定シタル者又ハ漁網製造業トスル者ハ第一條第三項ノ規定ニ依リ買受ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

附 則

本令ハ昭和十五年六月十日ヨリ之ヲ施行ス

漁網製造業トスル者、第一條第二項ノ農林大臣ノ指定シタル者又ハ漁網製造業トスル者ヨリ買受クルコトヲ得ズ但シ第一條第二項但書又ハ第二條但書ノ許可ヲ受ケ販賣スル漁網ヲ買受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

漁網配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ左ノ通指定シ昭和十五年六月十日ヨリ之ヲ施行ス

(昭十五年五月三十一日 農林省告示第二百三十三號)

同條第二項ノ農林大臣ノ指定シタル者

綿漁網ニ付 日本綿漁網製造株式會社

同條第三項ノ漁網ノ種類

漁網配給統制規則第三條第一項ノ規定ニ依リ團體左ノ通指定ス

(昭和十五年六月二十四日 農林省告示第二百七十六號)

海洋漁業資材配給協會

同條第二項ノ農林大臣ノ指定シタル者

漁具用綿撚絲及漁網仕立用綿撚絲ニ付

日本撚糸製造販賣株式會社

同條第三項ノ漁網ノ種類

漁具用綿撚絲及漁網仕立用綿撚絲

薬工品配給統制規則

(昭和十五年八月十五日) 農林省令第七十號

- 第一條 本則ニ於テ薬工品トハ薬ヲ主要原料トスル叭其ノ他農林大臣ノ指定シタルモノヲ謂フ
第二條 農林大臣ノ指定シタル道府縣ニ於テ生産セラレタル薬工品ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外之ヲ當該生産道府縣ヨリ他ノ道府縣ニ移出スルコトヲ得ズ...

- 一 品名
二 種類別數量及價額
三 産地
四 仕向地及仕向港
五 仕向先ノ氏名又ハ名稱及住所並ニ見込用途
六 輸出港又ハ移出港
七 輸出時期又ハ移出時期
第八條 第三條ノ許可ヲ受ケタル者前條第二號乃至第七號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ農林大臣ノ許可ヲ受ケベシ
第九條 第三條ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ薬工品ノ輸出ヲ爲ス場合ニ於テ農林大臣ノ交付シタル輸出許可書ヲ當該税關ニ提出スベシ
第十條 第三條ノ許可ヲ受ケタル者輸出又ハ移出ヲ爲シタルトキハ其ノ都度運滞ナク左ニ掲グル事項ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ
一 輸出又ハ移出ノ許可ヲ受ケタル薬工品ノ品名及種類別數量並ニ許可ノ年月日
二 輸出又ハ移出ヲ爲シタル薬工品ノ品名、種類別數量及價額

- 三 仕向地及仕向港
四 輸出港又ハ移出港
五 輸出又ハ移出ノ年月日
第六條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ薬工品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ販賣先、販賣方法其ノ他ニ關シ薬工品ノ配給統制上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第七條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ薬工品ノ販賣ヲ爲ス者ニ付薬工品ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
附則
本則中第一條、第八條及第九條ノ規定ハ本令公布ノ日ヨリ、第三條乃至第七條ノ規定ハ昭和十五年八月二十一日ヨリ之ヲ施行ス
本則第二條ノ規定ノ施行期日ハ別ニ之ヲ定ム
第八條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ薬工品ノ販賣ヲ爲ス者ニ付薬工品ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
第九條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ薬工品ノ販賣ヲ爲ス者ニ付薬工品ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
第十條 第三條ノ許可ヲ受ケタル者輸出又ハ移出ヲ爲シタルトキハ其ノ都度運滞ナク左ニ掲グル事項ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ
一 輸出又ハ移出ノ許可ヲ受ケタル薬工品ノ品名及種類別數量並ニ許可ノ年月日
二 輸出又ハ移出ヲ爲シタル薬工品ノ品名、種類別數量及價額

昭和十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十五年八月二十九日公布) 農林省令第七十八號

薬工品配給統制規則第一條、第二條及第三條ノ規定ニ依リ左ノ邊指定ス

(昭和十五年八月十六日) 農林省令第三百八十一號

- 第一條ノ薬工品
石川縣産建蓮
青森、秋田、山形、富山、福井ノ各縣産干蓮
宮城縣産粕建蓮
岩手縣産粕建蓮
第二條ノ道府縣
叭ニ付各道府縣
建蓮ニ付石川縣
干蓮ニ付青森、秋田、山形、富山、福井ノ各縣
粕建蓮ニ付宮城縣
粕建蓮ニ付岩手縣
同條第一號ノ薬工品ノ配給統制事業ヲ行フ者
日本薬工品配給株式会社

同條第三號ノ農林大臣ノ指定シタル場合各道府縣ノ産業組合聯合會ガ全國米穀販賣購買組合聯合會ニ販賣シ又ハ販賣ヲ委託スル爲移出スル場合
二十枚未滿ノ叭又ハ建ヲ移出スル場合
第三條但書ノ農林大臣ノ指定シタル場合二十枚未滿ノ叭又ハ建ヲ輸出又ハ移出スル場合

薬工品配給統制規則第八條ノ規定ニ依リ左ノ邊定ム

(昭和十五年八月十七日) 農林省令第三百八十三號

- 第一條 左ニ掲グル叭ノ販賣ヲ業トスル者ハ昭和十五年八月十八日ヨリ其ノ取扱ニ係ル叭ノ全部ヲ東京市芝区田村町二丁目四番地日本薬工品配給株式会社(以下單ニ會社ト稱ス)ニ賣渡スベシ
一 十六目叭(縱繩數三十二本又ハ三十三本ノモノ)
二 十七目叭(縱繩數三十四本又ハ三十五本ノモノ)
前項ノ規定ニ依リ會社ニ賣渡スベキ叭

- ニハ昭和十五年八月十八日ニ於テ同項ニ掲グル者ノ在庫品タルモノヲ含ムモノトス
第一項ノ規定ハ産業組合又ハ産業組合聯合會ガ其ノ所屬スル産業組合聯合會ニ賣渡ス場合ニハ之ヲ適用セズ
第二條ノ二 左ニ掲グル叭ノ販賣ヲ業トスル者ハ昭和十五年九月二十五日ヨリ其ノ取扱ニ係ル叭ノ全部ヲ會社ニ賣渡スベシ
一 十八目叭(縱繩數三十六本又ハ三十七本ノモノ)
二 十九目叭(縱繩數三十八本又ハ三十九本ノモノ)
三 二十目叭(縱繩數四十本又ハ四十一本ノモノ)
四 二十一目叭(縱繩數四十二本又ハ四十三本ノモノ)
前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ賣渡ニ之ヲ準用ス但シ同條第二項中八月十八日トアルハ九月二十五日トス
第二條 第一條第一項及第一條ノ二第一項ニ掲グル者ハ其ノ取扱ニ係ル叭ニ付會社ヨリ價格、數量、受渡時期、受渡場所其ノ他取引上必要ナル事項ヲ指示

シテ買入契約ノ申込アリタルトキハ遅滞ナク契約ヲ締結スルコトヲ要ス但シ農林大臣正當ノ理由アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 第一條第一項及第一條ノ二第一項ニ掲グル者ハ前條ノ契約ニ從ヒ會社ニ對シテ引渡スコトヲ要ス

第四條 第一條第一項及第一條ノ二第一項ニ掲グル者ハ毎月一日ニ於ケル同項ノ賦及賦原料用運ノ在庫高ヲ其ノ所在別ニ其ノ月十日迄ニ之ヲ農林大臣及日本農工品配給株式會社ニ報告スベシ

第五條 卸商聯ハ其ノ買受ケタル自轉車及同部分品(リヤカー部分品ヲ含ム)及附屬品ヲ其ノ所屬組合員以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ

自轉車及同部分品及附屬品配給統制規則

(昭和十五年九月二十一日公布 商工省令第七十五號十月一日施行) 改正(昭和十五年十二月二十四日公布・商工省令第八號公布)

第一條 本則ニ於テ自轉車及同部分品(リヤカー部分品ヲ含ム)及附屬品トハ別表ニ掲グルモノヲ謂フ

第二條 日本自轉車工業組合聯合會(以下自轉車ト稱ス)ハ其ノ所屬組合ノ組合員ニ對シテ商工大臣ノ定ムル限度内ニ於テ自轉車及同部分品及附屬品ノ種類別生産割當數量ヲ指示スベシ

第三條 卸商聯ハ其ノ買受ケタル自轉車及同部分品(リヤカー部分品ヲ含ム)及附屬品ヲ其ノ所屬組合員以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ

第四條 自工聯ハ其ノ買受ケタル自轉車及同部分品(リヤカー部分品ヲ含ム)及附屬品ヲ日本自轉車卸商業聯合會(以下卸商聯ト稱ス)及商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ

第五條 卸商聯ハ其ノ買受ケタル自轉車及同部分品(リヤカー部分品ヲ含ム)及附屬品ヲ日本自轉車小賣商業聯合會(以下小賣商聯ト稱ス)及商工大臣ノ指定シタル者以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ

第六條 小賣商聯ハ其ノ買受ケタル自轉車及同部分品(リヤカー部分品ヲ含ム)及附屬品ヲ其ノ所屬組合員以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ

第七條 小賣商聯所屬組合ハ其ノ買受ケタル自轉車及同部分品(リヤカー部分品ヲ含ム)及附屬品ヲ其ノ所屬組合員以外ノ者ニ賣渡スコトヲ得ズ

第八條 前四條ノ規定ハ軍用品ニ付テハ之ヲ適用セズ

第九條 自工聯ノ所屬組合ノ組合員ハ毎月十五日迄ニ自轉車及同部分品及附屬品ノ前月中ニ於ケル種類別製造數量及賣渡先別種類別賣渡數量並ニ前月未ニ於ケル種類別在庫數量ヲ記載シタル報告書ヲ自工聯ニ提出スベシ

第十條 自工聯ハ毎月末日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第一 前條ノ規定ニ依リ提出アリタル所屬組合ノ組合員ノ前月分ノ報告書ノ概要

第二 前月中ニ於ケル自轉車及同部分品及附屬品ノ種類別買受數量及賣渡先別種類別賣渡數量

第三 前月末ニ於ケル自轉車及同部分品及附屬品ノ種類別在庫數量

本則ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第九條乃至第十一條ノ規定ハ同年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 卸商聯ハ前項ノ規定ニ依ル賣渡ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 別表ヲ左ノ如ク改ム
- 一 自轉車 (リムノ外徑五八〇耗以上ノモノ)
- イ 二輪車
- ロ 三輪車
- 二 自轉車部分品及附屬品
- イ フレーム
- ロ (ヘッド)ラツグ
- ハ ハンガーラツグ
- ニ シートラツグ
- ホ 前フォーク
- ヘ フォーク肩
- ト ヘッド小物
- チ ランプ掛
- リ ハンガー小物
- ヌ ハンガー心棒
- ル ハンガーピン
- ヲ シートピン
- ワ クラシタピン
- カ シートポスト
- ヨ 鋼球

- タ 車體三角用鋼管
- レ バックフオーク
- ソ バックステー
- ツ 補助フオーク
- ネ ハンドル
- ナ ハンドルラック
- ラ 握リ
- ム ブレーキ
- ウ コースターハブ
- キ コースターハブ心棒
- ノ ハブ
- オ ハブ心棒
- ク フリーホキール
- ヤ チェーン
- マ チェーン引
- ケ チェーンケース
- フ スポーク
- コ リム
- エ ギヤークランク
- テ ベタル
- ア ベタル心棒
- サ 泥除
- キ サドル
- ユ 荷臺
- メ スタンド

- ミ ベル
- シ 錠前
- エ バルブ
- エ ポンプ
- モ スパナー
- 三 リヤカー部分品
- イ スポーク
- ロ リム
- ハ ハブ
- ニ バルブ
- ホ 連結器

附 則
 本令ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條ノ二及第八條ノ二ノ規定ハ同年二月一日ヨリ之ヲ施行ス
 別表中二ノチ、ヌ乃至ツ、キ、オ、マ、ア、エ及モノ自轉車部分品及附屬品並ニ三ノリヤカー部分品ニ付テハ第九條乃至第十一條ノ規定ハ昭和十六年一月三十一日迄ハ之ヲ適用セズ
 卸商聯ノ所屬組合ノ組合員ハ本則施行ノ際現ニ販賣ノ目的ヲ以テ所有スル別表中二ノチ、ヌ乃至ツ、キ、オ、マ、ア、エ及モノ自轉車部分品及附屬品並ニ三ノリヤカー部分品ヲ本令施行ノ日ヨリ二十日

三二六
 以內ニ商工大臣ノ指定スル價格ヲ以テ卸商聯ニ賣渡スベシ
 卸商聯ハ前項ノ規定ニ依ル賣渡ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

自轉車並ニ同部分品及附屬品配給統制規則第三條ノ規定ニ依リ左ノ邊指定ス
 (昭和十五年十月八日 商工省告示第六百號)

日本輸出自轉車販賣株式會社(關東州、滿洲及支那以外ニ輸出スル場合ニ限ル)

自轉車並ニ同部分品及附屬品配給統制規則第四條ノ規定ニ依リ左ノ邊指定ス
 (昭和十五年十月八日 商工省告示第六百一號)
 日本輸出自轉車販賣株式會社(關東州、滿洲又ハ支那ニ輸出スル場合ニ限ル)

自轉車並ニ同部分品及附屬品配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ邊指定ス
 (昭和十五年十月八日 商工省告示第六百二號)

改正(昭和十五年十二月二十六日 商工省告示第八百七十二號)
 保證責任全國購買販賣組合聯合會
 樺太自轉車卸商組合
 南洋群島商工業組合聯合會

自轉車並ニ同部分品及附屬品配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ邊指定ス
 (昭和十五年十二月二十三日 商工省告示第八百六十八號)
 朝鮮自轉車配給統制組合

マツチ配給統制規則
 (昭和十五年十月四日 商工省告示第八百八十五號)

第一條 マツチノ製造業者ハ商工大臣ニ於テ種類別ニ定ムル數量ノマツチヲ製造スベシ

第二條 マツチノ製造業者ハ其ノ組織スル工業組合ニ賣渡スル場合ヲ除クノ外商工大臣ノ指定シタル者(以下共販機關ト稱ス)以外ノ者ニマツチヲ賣渡スルコトヲ得ズ

第三條 共販機關ハ月別ノ仕向地別賣渡先別種類別賣渡數量ニ付賣メ商工大臣ノ承認ヲ受クルニ非ザレバマツチヲ賣渡スルコトヲ得ズ

第四條 商工大臣ノ指定シタル者(以下元賣機關ト稱ス)ハ道府縣別ニ月別ノ賣渡先別種類別賣渡數量ニ付賣メ當該地方長官ノ承認ヲ受クルニ非ザレバマツチヲ賣渡スルコトヲ得ズ

第五條 地方長官ノ指定シタル者(以下卸賣機關ト稱ス)ハ當該道府縣ニ於ケルマツチノ販賣ヲ業トスル者(共販機關元賣機關及卸賣機關ヲ除ク以下小賣業者ト稱ス)以外ノ者ニマツチヲ賣渡スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可ヲ

受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 卸賣機關ハ小賣業者ニ販賣スルマツチニ付月別ノ配給計畫ヲ定メ賣メ地方長官ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第六條 商工大臣ノ指定シタル地域ニ於ケル小賣業者ハ自己ヲ購入先トシテ記載シタルマツチ回数購入券(本則ニ依リ消印ノ押捺ナキモノニシテ有効期間内ノモノニ限ル第十六條ノ場合亦同ジ)又ハマツチ特別購入券(本則ニ依リ消印ノ押捺ナキモノニシテ有効期間内ノモノニ限ル第十六條ノ場合亦同ジ)ト引換フルニ非ザレバマツチ(並ニ型マツチ及德用マツチニ限ル第八條、第九條、第十一條、第十五條乃至第十七條及第二十三條ノ場合亦同ジ)ヲ賣渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 前五條ノ規定ハ御料品及商工大臣ノ指定シタル用途ニ供スルマツチニ付テハ之ヲ適用セズ

第八條 第六條ノ小賣業者ハ第十五條又ハ第十六條ノ規定ニ依リ消印ヲ押捺シ

タルマツチ回数購入券又ハマツチ特別
購入券ト引換フルニ非ザレバマツチ
譲受クルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ
依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ
此ノ限ニ在ラズ

第九條 卸賣機關ハ第十五條又ハ第十六
條ノ規定ニ依リ消印ヲ押捺シタルマツ
チ回数購入券又ハマツチ特別購入券ト
引換フルニ非ザレバ第六條ノ小賣業者
ニマツチヲ譲渡スルコトヲ得ズ但シ前
條但書ノ許可ヲ受ケ譲受タル小賣業者
ニ譲渡スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 マツチ回数購入券及マツチ特別
購入券ハ第六條ノ規定ニ依リ商工大臣
ノ指定シタル地域ニ於ケル市町村長
(之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)之
ヲ發行ス

第十一條 第六條ノ規定ニ依リ商工大臣
ノ指定シタル地域ヲ管轄スル地方長官
ハ商工大臣ノ定ムルマツチノ種類別割
當數量ノ限度内ニ於テ市町村長ニ其ノ
發行スベキマツチ回数購入券及マツチ
特別購入券ニ相當スルマツチノ種類別

數量ヲ通知スベシ
市町村長ハ前項ノ通知ヲ受ケタルマツ
チノ種類別數量ノ限度内ニ於テマツチ
回数購入券及マツチ特別購入券ヲ發行
スベシ

第十二條 マツチ回数購入券及マツチ特
別購入券ノ交付ニ關シ必要ナル事項ハ
地方長官之ヲ定ム

第十三條 本則ノ施行ニ關シ市町村長ノ
行フ事務ニ關スル費用ハ市町村(之ニ
準ズベキモノヲ含ム)ニ於テ之ヲ負擔
スベシ

第十四條 マツチ回数購入券及マツチ特
別購入券ハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人
ヨリ譲受クルコトヲ得ズ

リテハ地方長官ニ提出スベシ
一 前月中ニ於ケルマツチノ種類別讓
受數量

二 前月中ニ於ケルマツチノ讓渡先別
種類別讓渡數量

三 前月末ニ於ケルマツチノ種類別在
庫數量

第二十一條 共販機關、元賣機關及卸賣
機關ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記
載スベシ

一 マツチノ種類別讓受數量及讓受ノ
年月日

二 マツチノ讓渡先別種類別讓渡數量
及讓渡ノ年月日

三 毎月末ニ於ケルマツチノ種類別在
庫數量

第二十二條 小賣業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ
掲グル事項ヲ記載スベシ

一 マツチノ種類別讓受數量及讓受ノ
年月日

月中ニ第六條ノ小賣業者ニマツチヲ讓
渡スル爲引換ヘタルマツチ回数購入券
及マツチ特別購入券之ヲ發行シタル
市町村長ニ提出スベシ

本則ハ昭和十五年十月十五日ヨリ之ヲ施
行ス但シ第十九條及第二十條ノ規定ハ同
年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條ノ規定ハ昭和十五年十月三十一日
迄ニ爲スマツチノ讓渡ニ付テハ之ヲ適用
セズ

第五條第二項ノ規定ハ昭和十五年十月分
ノ配給計畫ニ付テハ之ヲ適用セズ

マツチノ製造及配給ニ關スル件ハ之ヲ廢
止ス但シ罰則ノ適用ニ付テハ本則施行後
ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

マツチノ製造及配給ニ關スル件第一條ノ
規定ニ依ル命令又ハ同令第三條ノ規定ニ
依ル承認ハ之ヲ第一條ノ規定ニ依ル命令
又ハ第三條ノ規定ニ依ル承認ト看做ス

マツチ配給統制規則第二條第一項ノ規
定ニ依リ左ノ通指定ス

(昭和十五年十月十四日
商工省告示第五百八十九號)

卸賣機關ヨリ讓受ケタルマツチヲ使用
スルコトヲ得ズ

第十七條 第六條ノ小賣業者ハマツチ回
數購入券又ハマツチ特別購入券ト引換
ヘニマツチノ買受ノ申込アリタルトキ
ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ム
コトヲ得ズ

第十八條 商工大臣マツチノ需給ヲ調整
スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハマ
ツチノ製造業者、共販機關、元賣機關
卸賣機關又ハ小賣業者ニ對シマツチノ
供給先、供給時期若ハ供給方法又ハ供
給スルマツチノ種類若ハ數量ニ付必要
ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第十九條 マツチノ製造業者ハ毎月十日
迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告
書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一 前月中ニ於ケルマツチノ種類別製
造數量

二 前月末ニ於ケルマツチノ種類別在
庫數量

第二十條 共販機關、元賣機關及卸賣機
關ハ毎月十日迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記
載シタル報告書ヲ共販機關ニ在リテハ
商工大臣ニ、元賣機關及卸賣機關ニ在

日本燐寸共販株式會社

マツチ配給統制規則第四條第一項ノ規
定ニ依リ左ノ通指定ス

(昭和十五年十月十四日
商工省告示第六百十七號)
改正 (昭和十五年十月三十日
商工省告示第六百六十六號)
同 (昭和十五年十二月二十四日
商工省告示第八百七十一號)

北海道燐寸販賣株式會社
東京燐寸販賣株式會社
京都燐寸販賣株式會社
大阪府燐寸販賣株式會社
兵庫縣燐寸販賣株式會社
長崎縣燐寸販賣株式會社
新潟縣燐寸販賣株式會社
奈良縣燐寸販賣株式會社
三重縣燐寸販賣株式會社
愛知縣燐寸販賣株式會社
静岡縣燐寸販賣株式會社
滋賀縣燐寸販賣株式會社
岐阜縣燐寸販賣株式會社
長野縣燐寸販賣株式會社
宮城、岩手縣燐寸販賣株式會社

福島縣農具販賣株式會社
 青森縣農具販賣株式會社
 山形縣農具販賣株式會社
 秋田縣農具販賣株式會社
 福井縣農具販賣株式會社
 石川縣農具販賣株式會社
 富山縣農具販賣株式會社
 鳥取縣農具販賣株式會社
 島根縣農具販賣株式會社
 岡山縣農具販賣株式會社
 廣島縣農具販賣株式會社
 山口縣農具販賣株式會社
 和歌山縣農具販賣株式會社
 德島縣農具販賣株式會社
 香川縣農具販賣株式會社
 愛媛縣農具販賣株式會社
 高知縣農具販賣株式會社
 福岡縣農具販賣株式會社
 大分縣農具販賣株式會社
 佐賀縣農具販賣株式會社
 熊本縣農具販賣株式會社
 宮崎縣農具販賣株式會社
 鹿兒島縣農具販賣株式會社
 沖繩縣農具販賣株式會社
 保證責任全國購買販賣組合聯合會

マツチ配給統制規則第六條ノ規定ニ依リ地域左ノ邊指定シ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十五年十月十二日・公布)
 (商工省告示第六百一十一號)

道府縣名	指定地域
東京府	東京市
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市 岸和田市
豐中市	布施市 池田市 吹田市 北河内郡守口町
神奈川縣	横浜市
兵庫縣	神戸市 尼崎市 西宮市
川邊郡伊丹町	
愛知縣	名古屋市

農機具配給統制規則

(昭和十五年十一月二十二日・公布)
 (農林省令第七百七號十二月五日施行)

第一條 農林水産業用機械器具ニシテ農林大臣ノ指定シタルモノ(以下農機具ト稱ス)ノ製造ヲ爲ス者ハ其ノ製造ニ係ル農機具ヲ農林大臣ノ指定シタル者(以下統制機關ト稱ス)以外ノ者ニ譲渡スルコトヲ得ズ但シ輸出スルコト明カナル場合ニ於テ輸出ヲ爲ス者ニ農機具ヲ譲渡スル場合、農林大臣ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

統制機關以外ノ者ハ農機具ノ製造ヲ爲ス者ヨリ其ノ製造ニ係ル農機具ヲ譲受クルコトヲ得ズ但シ前項但書ノ規定ニ依リ譲渡スル農機具ヲ譲受クル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 統制機關ハ其ノ取扱フ農機具ノ種類別銘柄別配給先別配給數量ニ付豫メ農林大臣ノ承認ヲ受ケクベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三條 農林大臣ノ指定シタル者ヲ除クノ外統制機關ヨリ農機具ヲ譲受ケ之ヲ販賣スル者ハ配給セントスル道府縣別ノ種類別銘柄別配給先別配給數量ニ付豫メ當該道府縣ノ地方長官ノ承認ヲ受ケクベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ同項ノ農林大臣ノ指定シタル者ヨリ農機具ヲ譲受ケ之ヲ販賣スル者ニ之ヲ準用ス

第四條 農林大臣必要アリト認ムルトキ

ハ農機具ノ製造ヲ爲ス者、統制機關又ハ農機具ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ農機具ノ需給調整上必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ爲スルコトアルベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ農機具ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ農機具ノ需給調整上必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ爲スルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十五年十二月五日ヨリ之ヲ施行ス

農機具ノ製造ヲ爲ス者ハ第一條ノ規定ニ依ル農機具ノ指定アリタル後二十日以内ニ指定ノ際ニ於ケル農機具ノ種類別銘柄別在庫數量ヲ地方長官ヲ經由シ農林大臣ニ届出ヅベシ

農機具ノ販賣ヲ爲ス者ハ第一條ノ規定ニ依ル農機具ノ指定アリタル後二週間以内ニ指定ノ際ニ於ケル農機具ノ種類別銘柄別在庫數量ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

農機具配給統制規則第一條第一項及第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ邊指定シ昭和十五年十二月五日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十五年十一月二十二日)
 (農林省告示第五百九十七號)

第一條第一項ノ農機具

- (一)左ニ掲グル機械器具
 - 動力耕耘機(原動機ヲ除ク)
 - 脱穀機
 - 穀物火力乾燥機
 - 粗糶機(土臼ヲ除ク)
 - 縱線選穀機
 - 麥摺機(人力麥摺機ヲ除ク)
 - 依轉器
 - 農業用噴霧機
 - 苧麻剥皮機
 - 製茶用機具
 - 簡易蒸氣罐
 - 唐釜
 - 鶴鴉釜
 - 蒸機
 - 粗揉機
 - 揉捻機
 - 再乾機
 - 中揉機
 - 精揉機
 - 乾燥機
 - 篩分機
 - 切斷機
 - 蒸機

葉加工用機

- 葉打機
 - 製繩機(葉用)
 - 繩仕上機(葉用)
 - 製葉機
 - 畜力傳動機
 - 煙草乾燥裝置
 - 飼料脫粒機
 - 葉切機(押切ヲ除ク)
 - 葉毛羽取器
 - カチバツカー
 - 肥料撒布機
 - ヘーモーア
 - ヘーレーキ
 - ヘーテツター
 - リーパー
 - 馬鈴薯掘取器
 - 甜菜掘取器
 - 飼料截斷機
 - 根菜截斷機
- (二)左ニ掲グル機械器具ニシテ日本農機具工業組合聯合會所屬組合(其ノ所屬組合ヲ含ム)ノ組合員ノ製造ニ係ルモノ

碎土器(代掻馬鍬ヲ除ク)
 播種器
 土入器
 株切器
 水田中耕除草器
 畑中耕除草器
 誘蛾燈
 穀物調製用扇風器
 唐箕
 萬石
 肥料用フォーク
 鉄(剪定用、茶摘用、剪毛用)
 イモ切機
 製炭器
 拔根機

(三)左ニ掲グル機械器具ニシテ其ノ製造ヲ爲ス者ノ所屬スル工業組合ニ於テ當該機械器具ハ農業用ニ向ケラルベキモノナル旨ノ證明ヲ爲シタルモ

精米機
 精麥機
 壓麥機
 挽麥機
 製粉機(人力製粉機ヲ除ク)

製麵機
 肥料粉碎機
 肥料粉末機
 肥料配合機
 飼料粉碎機
 飼料粉末機
 飼料配合機
 石油機關
 デーゼル機關

二
 第一條第一項ノ統制機關 農機具配給株式會社

三
 第三條第一項ノ農林大臣ノ指定シタル者 保證責任全國購買組合聯合會

朝鮮牛配給統制規則
 (昭和十五年十一月三十日公布 農林省令第八號十二月二十日施行)

第一條 朝鮮牛ノ移入ハ農林大臣ノ指定シタル者(以下統制會社ト稱ス)ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 統制會社ハ其ノ移入ニ係ル朝鮮牛ノ毎月ノ配給計畫ヲ定メ豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三條 統制會社ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 移入シタル朝鮮牛ノ頭數、價格及移入ノ年月日

二 販賣ノ年月日並ニ其ノ買受人ノ氏名、名稱及住所

統制會社ハ毎月十日迄ニ前月中ニ於ケル前項ニ掲グル事項ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第四條 農林大臣必要アリト認ムルトキハ統制會社又ハ朝鮮牛ノ販賣業者ニ對シ朝鮮牛ノ販賣先、販賣頭數、販賣方法其ノ他ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ必要ナル報告ヲ徵スルコトアルベシ

附 則
 本令ハ昭和十五年十二月廿日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮牛配給統制規則第一條ノ規定ニ依リ朝鮮牛ノ移入ヲ爲ス者左ノ通指定ス

(昭和十五年十一月三十日 農林省告示第六百六號)

朝鮮牛配給株式會社

戰時經濟法令集第七輯

定價一圓五十錢
 送料十二錢

昭和十六年八月一日印刷
 昭和十六年八月四日發行

編輯兼發行人 野澤義朗
 印刷人 堀修造
 印刷所 東京市牛込區榎町七番地 大日本印刷株式會社
 東京市牛込區榎町七番地

發行所 東京市日本橋區本石町三ノ二
東洋經濟新報社出版部
 振替東京六五一八番

配給元 日本出版配給株式會社
 東京市神田區淡路町二ノ九

日本教典

山本信哉監修 定價 二・〇〇
原正男編 送料 一四

肇國以來、世界無比の皇統と、四海に冠たる我が民族性を知るには、我が國の歴史と古傳説を調べ、歴代天皇の詔勅、御製を見るに如くはない。本書は斯る文献の外、最近の出來事たる近衛首相の新體制に關する聲明及び陸軍の戰陣訓を付し、以て國民の向ふべき所を明らかにした。

米國の對日動向を探る

紫雲莊主 定價 〇・八〇
橋本徹馬 送料 〇・〇六

米國は果して參戰するか。米國の對日動向は如何？今、吾人の關心は皆こゝに集中されてゐる。著者は昨冬渡米、今春歸朝に至るまで親しく彼地の實情を目撃し、且朝野の名士とも會見して、その感じ得たる機微を本書に發表した。

讀者は本書に依つて必ずや明日の世界の動向を示唆されるであらう。

東洋經濟新報社

振替東京六五八

アジア民族政策論

細川嘉六著 定價 三・〇〇
送料 一四

タイ・佛印間の紛争調停に成功した我が國は實質的にアジアの指導國たるを世界に確認された。然し、この事實を以て吾人は自らを過大評價してはならない。今や英米の馬蹄型陣營は刻々と東亞共榮圈を包圍、阻害せんとしつゝある。此處に吾人の擔ふべき重大課題—アジア民族政策があるのだ。

滿鮮産業の印象

石橋湛山著 定價 一・八〇
送料 一二

滿鮮の富源は豫想外に豊富である。然し、之が開發は至難である。がまたこの難關を克服するは吾人に課せられた重大な任務である。我が經濟評論界の泰斗たる著者は最近、一ヶ月有半の永きに亙り滿鮮各地の新しき現地産業界を視察し、そのルポルターージュをものした。その慧眼は、まさしく從來の滿鮮に對する謬見を啓蒙し、將來の開發計畫に資する所多大なるを確信する。

東洋經濟新報社

振替東京六五八

文化と政治

津久井龍雄著

定價 一・七〇
送料 〇・九

戦時下日本の文化と政治に就ては、新たな検討を要するものが多々ある。苟も戦争状態に依つて惹起せらるべき異常状態に就ては事前に之が對策を講じ、危機の打開を企圖しなければならぬ。著者は近來、我が國評論界に突如登場し來つた新進氣鋭の士である。本書は氏の文化、政治、外交、人物評論を含み、讀者の腑肺を衝くものがある。

寂光集

吉江喬松著

定價 二・五〇
送料 一・四

現在日本學界に巨歩を印した著者の功業は今更喋々たることを要しないが、本書は著者が初中年に於る自然文學の中から、代表的と考へられるのを選択上梓した。寂光の自然美に係戀する士に是非一讀をお奨めしたい。

房書蹊桃

振替 東京 九一四三七一

本町三ノ二 東京・日本橋





